

なり、取別け敵の故意の空爆の犠牲となりし者は數知れずある。第一次大戦に於ても既に少なからざる程度にその概はあつたが、殊に第二次大戦となりては、交戦國の全國民は擧げて敵の砲爆弾の標的となつた。全體主義なるものは交戦に従事する或國家の體制であるに止まらず、その敵國を攻撃する方術の意味ともなれる概がある。獨逸の波蘭作戦然り、蘭白佛のそれも亦然りであつたが、別して對英空襲戰に於ては、それが明かに立證せられた。實に獨逸對英佛の作戦に於てのみではなく、同大戦の初期と略々時を同うして行はれたる蘇露軍の對芬蘭のそれに於ても、非戦闘者への故意は憚らず極めて激烈に演ぜられたやうである。空戦に關し綿密の資料を蒐集しつあると思はるるスペイトの最近の記事に

『露軍がその優勢の爆撃機を敵に對し如何に殘虐的に活用したかは、餘りに明白である。赤軍當局者は、その空軍が非軍事的目標を爆撃し且一般常人に向つて機關銃を浴せたりとの非難に對し、一九四〇年三月の初めに正面から否定したが、この非難を支持する證據は極めて多い。ヘルシンキ、ダイビュリ、ハンコ、その他の各地に於ける破壊狀況の寫真は、幾多の新聞紙に載つてゐる(例へば一九三九年十二月八日のタイムスの如き)。Sir Walter Citrine ^は Philip Noel Baker 及び John Downie 兩氏と共に英國労働協會を代表して一九四〇年一月芬蘭を訪へるが、その携へ來れる證據は歴として疑ふの餘地なきものである。彼等は露國に對し何等偏見を有たぬ人々であること勿論であるから、隨つてその言には信頼すべきものがある。彼はツルク(アーボ)に關しては「その破壊の大部分は軍事的に見て何の必要も無かりしもので、爆撃が無差別的に行はれることは疑を容れず。」と記し、ハンコの破壊に就ては「西班牙に於ける獨伊の暴爆撃を僅か二年前に全世界に向つて口を極めて非難したる蘇露國が、今日は却つて芬蘭の民衆を戰慄せしむる所の同じ手段に訴へたるが如き、ただ喫驚するの外なし。」と語した。蘇露軍の病院爆撃は殊に甚しく、芬蘭の衛生官憲は赤十字章を保護標とするの效なきを認め、最早や之を使用せざるに至つた。芬蘭軍が露兵の捕虜を

赤十字病院に收容せんとするや、彼等は「病院は露機が好目標とする所であるから」と稱して之を拒んだ話もある。ロヴァニエミ所在の病院が爆撃を受けて看護婦五人及び患者數十人の殺害されたる慘狀の寫真は、一九四〇年二月十日のディイリー テレグラフに載つてある。(J. M. Spaight, "The War in the Air", Foreign Affairs, Vol. 19, Jan. 1941, pp. 403-4)

とあるが、斯かるは當年の戦亂に於て、歐洲各地を通じての殆ど常套事であつたやうである。抑も非戦闘者の蒙れる災禍は、或意味に於ては、今日は戦闘員のそれよりも機會と苦痛は更に大である。戦闘員にありては、糧食は兵站線の續く限りその給養に甚しき不自由なく、傷病者は救護班の收容を受け、軍用病院の看護の下に置かるるの便あるが、非戦闘者にして家を焼かれ財を失ひ、難を山野に避くる者は忽ちにして衣食に窮乏を告げ、傷病者も即座に救護の便を受くるに道なく、その慘状悲境は概して遙に戦闘員のそれ以上である。非戦闘者とても飛沫的に受けたる災禍に就ては苦情を云へざること別に詳述する如くであるが、敵の故意且直接に彼等に對して爲せる加害に對しては(よしんばそれが違法であること論なきにしても)、如何に戦闘員との區別は現代の戦闘に於て稀薄となつて來たにもせよ、その災禍を能ふ限り緩和せしむるに就て相當の考案を立つることは、人道上より見るも須要のことたること論を俟たぬのである。

七九九の三 萬國國際法協會にては一九三六年の巴里大會の折、輓近の機械化戦、空爆戦、及び毒瓦斯戦に於ける非戦闘者の保護に關する一方案に就て討議が行はれ、その結果更に特別委員を擧げて一層綿密なる審査を附託することにした。この方案(建議者は和蘭の Dr. Jansma を始め孰れも同國の法曹界に名ある計五人)は、之を要約すれば左の如き趣旨のものであつた。

第一。戦時又は開戦の豫想せらるる場合に際し、交戦國はその領土内に於て自國の特殊非交戦者の避難専用のために

留保すべき特定地域を宣明するを得ること。該地域は之を對戦國に正式に通告し、且明瞭なる旗章その他相互間に協定せらるべき標識を以て表示すべきこと。

第二。この宣明を爲す交戦國は、該地域は左記の人々の専用に屬すべきことを保障すること。即ち(イ)六十歳以上の者、十四歳未滿の者、(ハ)十四歳以上六十歳以下にして體質上又は精神上作戦遂行に役立つ何等業務に從事する能はざる者、(ニ)その他以上三種に屬する人々を看護するに絶対必要なる者。

尙ほ右交戦者は該地域に於て作戦遂行に役立つ何等工事を施さず、何等物件を藏置せず、又該地域より移出せざるべきことを保障すること。

第三。國際聯盟、赤十字協會、又は中立國に依り正當に任命せられたる者は、前記第二に掲記せる條件の遵守せらるべきやを監視し、その結果を定期に公表すべきこと。

第四。本規定にして嚴正に遵守せらるる場合には、該地域は之を聖地("Sanctuaries")とし、對戦國は如何なる口實を以てするを問はず之に攻撃、砲爆撃、その他の侵害を加ふべからざること。

(Int. Law Association, Report of the 39th Conf., 1936, pp. 256-7)

この方案は、理想としては一見望ましきものたるに相違ないが、しかも建議者の一人ヤンスマ博士自身もその説明中に於て、

『予一己としては、本案が總ての交戦に於て又總ての事情の下にありて成績の舉がるべしとは期待せず、舉がるあらば、そは極めて特殊の場合のみと信する。例へば聖地の設定には相當の準備を要すべく、平時に於ては之を準備せんとして得す、ただ相當期間繼續するに於てのみ之を爲し得るのである。且交戦國双方の武力の優劣も亦重要な一條件である。一方が極めて強大のものであらば、聖地の設定などは餘計のことなり、我國は我國自身適宜に致すべしと云ふであらう。反対に極めて微弱のものであらば、之を設定するに先だち國土を擧げて敵軍に蹂躪されて了ふであらう。故に攻撃を受くる交戦國にして本案に成功を期さんとせば、そはただ敵味方共に餘り強からず、又餘りに弱からず、といふ場合に限らるべきである。…』(ibid., p. 269)

と云へるのみならず、尙ほ他に技術的の困難も多々あらうから、之に何程の實現性を期待し得るかは疑問である。

想ふに現代の作戦方術の下に於て、純乎たる非戰闘者の保護に關し比較的の可能のある方案として考へ得べきは、例へば第一には空爆に於ける軍事的目標主義を專一に厲行すること、第二には、軍事的目標を非戰闘者の居住地域内に介在せしむるを原則として嚴禁し、その禁令を相當監督の下に厲行すること、第三には、敵の加害に因る災禍の下に飢餓を訴ふる非戰闘者の給養方に就ては軍に於て(國家に於てといふも可い)戰闘員同様に措置すること、第四には、非戰闘者の傷病の救護に關しても同様の方針に出づべく、之がためには準赤十字的の施設を用意し、民間醫師を總動員して軍の指揮監督の下にその運用に當らしむべく平時より之が訓練に怠るながらしむること、尙ほ他にも妙案あらんが、これ等は少なくもその重なるものに屬せずやと信する。孰れにしても戰闘員と非戰闘者との區別は最早や無しと漫に論ずるだけでは足らない。無ければ無いで、非戰闘者の受けたる災禍を能ふ限り戰闘者並みに軍の力で手當する。これが現代の戰闘に伴ふ當然の要求であるまいか。

第十 俘虜の發受する郵便信書

八七三の二 俘虜の發受する郵便物(爲替及び小包共)は差出國、名宛國、及び通過國に於て料金一切免除

末編 括言及び拾遺

九五九

たること前掲の陸戰法規慣例規則第十六條（及び後掲の俘虜待遇條約第三十八條）の規定する如くである。この免除の法則は、一八七〇年の普佛の役に於て獨逸收容の佛國兵の俘虜中には、その發送せんとする郵便物の料金に窮せる者もあり、又俘虜に宛てて送られたる郵便物が料金の不足未拂等のため名宛人に於て受取る能はざりし例頗る多く、佛白兩國の二三の救恤協會はその料金を立替えて漸く名宛人に交付せしむるを得たといふ始末であつたので、一八七四年のブルッセルの陸戰法規會議に於ては俘虜發受の郵便物の料金免除のことが問題となり、一八九九年の第一回海牙平和會議に於て漸く具體化し、同會議議定の陸戰法規慣例規則の第十六條に於てその保障を得、一九〇七年の第二回同會議改定の同規則に於ても亦第十六條として之を踏襲したものである。

然るに俘虜は概して携帶金に餘裕なきものとの推定の下に、その發送する郵便物に對し料金を免除とすることには理由ありとしても、俘虜に宛てて郵便物を發送する者は必しも同様の推定を下すに當らざるべく、又料金の不足未拂等に對しては之を取締るの道なきを憂へすで、旁々俘虜への發信者にまで料金免除の特典を及ぼさしむべき理由は乏しかるべき、將た之をも無料とする現行法規の結果として、俘虜發受の無料郵便物の取扱高は驚くべき數量に達し、差出國及び名宛國は當事國たる關係に於て暫く措き、利害の薄き單なる通過國の郵便官署としては煩累極めて大なりとの見地から（例へば第一次大戰の直前の五ヶ年間の平均を取りたる一年間の無料の通過郵便物の取扱數は瑞典は約四千箇、瑞西は約四萬四千箇、匈牙利は三百八十萬箇なりしに、同大戰の末期に於ては一ヶ年の同取扱數は瑞典約一億二千三百萬箇、瑞西約一億七千萬箇、匈牙利約六千九百萬箇を示せりとある）、隨つて郵便料金の免除は之を俘虜の差出す分に限ることにせば如何と

の説もある。想ふに郵便料金免除の法則の淵源たりし普佛戰役當時には、俘虜の數も知れたもので（セダンの降伏に俘虜八萬三千と報ぜられた時は全世界を驚かしたものである）、隨つて料金免除も格別の影響を差し出國には勿論、通過國にも與へなかつたであらうが、今日の如き一大會戰ある毎に俘虜を何萬乃至何十萬と出し、收容俘虜數幾百萬を累計する時代となりては（第二次大戰に於ける獨逸收容の俘虜は佛國兵のみにて百八十萬と報ぜられた）、無料郵便物の取扱數は昔日に比し何十倍、何百倍といふ巨嵩に上るのであるから、俘虜發受の郵便物に相當制限を加ふるの必要は當然認むべきであり、隨つて右の説には一理ないでもあるまい。將來俘虜關係の國際法規を検討する場合には、右は相當に考慮すべき問題の一であらうかと思ふ。（尙ほ本問題に關しては J. H. Spencer, "The Franking Privilege for Postal Communications with Prisoners of War," Amer. Jour. of Int. Law, Vol. 35, April 1941, pp. 365-371 の記事は参考に値する）。

第十一 俘虜待遇條約の試驗石

九二一のII 第二次大戰は、一九二九年の俘虜待遇條約の規定事項が英獨佛（は孰れも該條約の批准國と承知する）諸國に依り如何なる程度に遵守せらるべきかを實際に示すべき最初の試驗石である。之に關しては未だ信據するに足るべき資料を入手せぬが、第一次大戰當時俘虜の取扱方に關し少なからず惡評を受けたる獨逸は、第二次大戰に於ては却つて比較的好評を博しつつあるやうである。左の記事（昭和十六年一月一日『大日』第七〇頁所載）の如き、幾分の自畫自讚あるとしても、多少の参考にはならう。

『捕虜は大事にされてゐる（柏林電報）

『獨逸に於て收容中の戰時捕虜は佛英人を筆頭に約百四十一萬名ある。右の内には占領地域に收容中の者は含まれてゐないが、波蘭人は算入してある。獨逸收容所に於ける波蘭人は極めて僅少で、多數は既に釋放され、獨逸で從業してゐる。獨逸百箇所の收容所の捕虜取扱に就ては、五日外國記者に對しレーメルス大尉から詳細説明する所あつた、「捕虜を肉體的、精神的、心情的に向上せしむる爲萬全の策を施し、總計百十八萬人即ち全體の八割七分が種々の勞務に服してゐる。一九二九年の壽府協定には捕虜取扱を規定し、之が嚴守は總統から全將校に嚴命されてゐるから、捕虜は直接獨逸の國防を利益する勞働には就かしめてゐない。勞働志願者中には多數下士官や將校さへもある。捕虜は獨逸労働者の賃銀に相當する報酬を受取り、此の報酬の本國送金にも獨逸は便宜を計つてゐるが、之を利用する捕虜は極めて多い。榮養は獨逸豫備兵のそれと同一である。獨逸では捕虜に雜草を食はすため空腹の結果脱走したといふ佛捕虜があるといふ風評があるが、事實無根である。收容所には又スポーツのための充分な諸施設がある。ラヂオ、各種の娛樂施設、補習教育施設もある。信仰は頗る寛容に許されてゐる。收容所の衛生設備は大規模である。獨逸と交戦中の諸國民に關心を有する諸國の代表者及び赤十字代表者は視察し、捕虜と自由に語る機會を常に得てゐる。』と。レーメルス大尉は捕虜の待遇は獨逸が諸國中第一位であり、將來捕虜待遇史が書かれることがあれば直ちに實證されることだと結論してゐる。』

どうか第二次大戰をして、殊に我が盟邦の獨逸をして、世界の俘虜待遇史の上に新に好時代を劃出せしめたきものである。

第十二 迫撃砲の今昔

その發明

一〇一五の二 前節に記したる今井工兵大佐の今井は今澤の誤で、些事ではあるが正しき史料を残すため

茲に訂正して置く。講者は頃日故佐藤陸軍中將(銅次郎氏)、旅順の役に攻城砲兵司令部高級部員、中佐(義雄)の遺稿『日露戰爭秘史、旅順を落すまで』を讀みたるに、中に『[旅順第三軍]攻城工兵廠長の今澤中佐(義雄)といふ男は工兵専門の事には仲々造詣の深い方で、世間には赫々たる功名はなかつたが、旅順攻城の爲には隠れたる功績者であつた——多分碌な金鷲勳章も貰はなかつたかも知れないが。——迫撃砲だとか手榴弾だとかは多くは彼の發明に係つたものであつた。彼は自分の氣に入らぬ者は上官でも何でも罵倒して憚らない。夫れが崇つて昇進が出來なかつたのも知れなかつたが、彼はたう／＼一生薄命で終つた。』(第一七三頁)とある。序でながら、この書は當年の旅順攻圍始末を検討する上に於て獲易からざる一資料と思はれる。

第十三 第三國人の権益及び財產損害

一一四六の二 支那事變の初期より中期にかけ、第三國人の権益なる語が世人の論題に上つたこと數知れぬが、謂ふ所の権益の觀念及び實體に關し、之を正確に理解しての説明とては殆ど是れありしを聞かない。抑も権益とは権利と利益、即ちライトとインテレストの二つを一つの言葉に約めたものである。然らば権利といひ利益といふその意味は何であるか。

之を支那に就て平易の言葉で説かば、権利とは外國人が支那に於て或業務を營むことが條約又は慣例に依り認められてある所の法律上の能力である。而して利益とは、その能力に基いて或業務を營む結果として、支那に於て現に築かれてある所の施設經營なり、將たその施設經營の依つて以て行はるる所の事實的のアクチヴィティーを指すのである。故に権利と利益とは、言はば原因結果のやうな關係にあるが、それを世間では

支那に於ける外國人の権利のうちには、當該外國人が共通的に有するものもあれば、或一國の専有に屬するものもある。例へば支那に於て商業を營むの権利、又支那の内水即ち揚子江や黄河などの航行権、これ等は各國人孰れも有する所の共通的の権利である。又在支本邦人及び歐米が支那の法權の下に立たずといふ謂ゆる治外法權も、これ亦各國人の共通的に有する権利の一に見るを得べきである。(尤も歐洲人ありても、既に治外法權を喪失せるもあり、又本邦人の治外法權も蔣介石政府は民國二十八年(昭和十四年)九月一十六日一方的に之を回収する布令を發した——その回収が法律上有効であるや否やは別論とし)。

更に各國が明治三十四年の北清事變議定書に依り、北京天津地方に於て自國の軍隊を駐屯せしむるのも、これ亦共通の一権利と認むべきである。之に反し特定の外國人が専屬的に有する権利としては、例へば支那に於ける或鐵道の敷設権の如き、或鑛山の採掘権の如き、基督教の傳道権の如き、將た特定開港市場に於ける自國の專管租界の設定及び維持権の如きを舉ぐべく、更に大にしては英國の九龍及び佛國の廣州灣の孰れも租借権の如きもある。然り而してその共通的なると専屬的なるとは問はず、これ等の権利の行使の結果として既に挙げ得たる成果、將た之を擧げんとして施設經營に當りつつあるそのアクチヴィチー(各國の諸般の投資の如きも亦その尤たるものである)、これが謂ゆるインテレスツである。支那の新戰場の見學者を案内して下さる軍部の人々がよく歐米人の邸宅建物などを指し『アレは何某の権益であります』などいふを聞くが、これは畢竟彼等が権益とは建物又は財産のことと解するがためなるべく、その見解の的確ならざるは間はずして明かである。

その取扱重

一一四六の四 権益なるものの性質は概略上敍の如きものであるから、第三國人の権益の尊重の意義も自ら之を推論するに難きを覺えまい。講者をして率直に云はしむれば、彼等の権利は勿論尊重致すべし、但し利益に至りては、我が利益と牴觸せざる範圍に於て尊重仕るべしと申したい。抑も第三國人が支那に於て有する権利、例へば通商貿易権、特定事業經營権、專管租界保持権等は漫に侵害することなく、原則として之を尊重すべきものなることは論を俟たない。けれども利益をその儘尊重するとなりては、例へば英人の支那現有の貿易高を假に一千萬圓とする、而して之を最もまで尊重せねばならぬとせば、我方は之と競争し之に喰込んで商利を我手に奪ふことは許されざることになる。その他の商工業の活動部面に於ても亦同様である。そんな馬鹿ヶたことは有り得べきでない。彼等の権利は勿論尊重するが、利益に至りては、我方も亦條約上の権利を十二分に行使し、相競ひつつ彼等の利益を奪つて我手に掌握する、これが國際競争の當然の要求である。彼等の利益とても我方のそれと牴觸せざる限り敢て邪魔はせぬが、苟も牴觸するに於ては、我方は憚らず後者を前者に凌駕せしめるに何の不可あるか。この意味に於て講者は、第三國人の権益の尊重といふ語に懼らない。この語を支那事變の發端よりして我が當路者は殆ど無意識的に彼等にコムミットしたがため、我が軍事行動の上に自ら好んで阻礙を招いた事例は逐一之を擧ぐるの煩に堪へない。權と益とは今後は明確に截別してその尊重工合を取捨すべきである。

一一四六の五 兩三年のこと、太平洋問題調査會の英國委員團に於ては、支那の開港場殊に上海及び天津に於ける外國人の権利及び利益の由來、範圍、及び現下の狀況、並にそれと支那の國家的利益との關係、支

那事變のそれに及ぼせる影響等の調査に當りたるが、その報告の概要は最近 F. C. Jones の著となつて世に出でた (*Shanghai and Tientsin, 1940*)。中に支那事變に依りて蒙れる上海の英米人經營の商社工場等の各種財產の損害に關する記事がある (pp. 87-91)。その確實性の如何は知り得ざるも、且何時現在の調査數字なるやも詳ならざるが、多少の参考資料にはなるべきかと思ひ、之を左に抄譯する。

『直接の損傷に由る財產の全被害の見積高は報道區々なるが、その孰れも大難把の概算に非ざるはない。在上海米國副商務官は直接の工業損害を三億五千萬元、その他の財產破壊を二億元の合計五億五千萬元、即ち約三千萬磅と見積つた。この計數中には虹口及び楊樹浦地區に於ける貨物の破壊又は掠奪に由る損害、外に家財、貯藏の諸雜貨、一部分破壊の財產の備附品等の損害約五千萬元、及び日本軍が占領地區より撤去したる機械類その他の財產のそれに係る一千三百萬元をも含む。

『支那官憲の調査に依る損害見積高は遙に之よりも多く、八億元乃至四十四億元としてある。上海市政府社會局の言に依れば、砲爆弾及び火災に依り破壊を受けたる工場の數は五千二百五十五、その破壊の戸數割合閘北にては百パー

セント、楊樹浦及び虹口にては七十パーセント、南市にては三十パーセントとある。
『上海共同租界工部局の工務課にては一九三七年十二月、同租界の北部及び東部の状態を調査せるが、同年八月以前には同地区は上海の大工場の六割、中小工場の七割、その職工十三萬五千を有せしが、概して小規模の工場九百五(職工數合計三萬八百六十九)は火災のため全然灰燼に化したりと云ふ。且大小各種の支那人工場及び仕事場は、孰れも相當の程度に破壊に會はざるはない、その内容を逐一記するは困難なるも、若干の大製粉工場にありては機械は廢物となり、据替ゆるに非すんば運轉不可能となれるは明かである。且工場の攢亂及び掠奪の證據は概して之を擧ぐるに難からず。これ等約一千の工場は、孰れも近き将来に於て再開覺支なきものと推定せられる。

『特に破壊の主として向けられたのは支那人所有の工場である。上海に於ける支那人の紡績工場三十一(資本總額三

百萬磅、工場員約四萬)の中にて、英米兩國守備區域内に在る七工場は、被害の一工場を外にし、戰闘中運轉を中止しなかつたが、餘は總て事業を停止し、且總て損害を受けた。染業及織布協會の報告に依れば、染色、捺染、及び織込の機械工場の全滅に遭へるもの百九十七、その損害九百八十三萬元とある。支那人のメリヤス工場五十の中十五、及び絹紡所約三十は全壊又は半壊となつた。租界内に於ける絹紡工場は約四百を算するが、その中破壊されたもの百十八、餘も孰れも大破壊を蒙つた。護謨工場の損害は五百萬元と見積られ、總數三十五の中六ヶ所のみ僅に業を續くるを得た。支那人の煙草工場は大小合せて四十五あるが(資本合せて約一千二百萬元)、これ亦甚大の損害を受け、その中の八大工場は全破滅となり、損害五百萬元以上と稱する。支那人の材木工場にして南市所在の十三、閘北所在の八も全壊又は半壊となつた。石鹼、鞣革、製藥、製紙の各工場の多數、及び印刷工場約二百も亦破壊せられた。商務印書館は一九三二年の戰闘に於ても莫大の損害を受けたが、一九三七年にも約一百萬元の損害に遭ふた。機械及び金属の製造業に於ては、租界内に於けるもの百十三、閘北及び南市に在るもの數百は孰れも破滅となつた。支那の航運會社は汽船四百十五隻(總計五十七萬噸)を有せしが、多くは支那人に依り防寒用に沈められしか又は日本軍に依り押收せられた。

『外國人經營の工場の損害は以上ほど甚しからざりしが、しかも損害は相應にあつた。上海所在の英人の紡績工場は資本約二百萬磅、從業員約十五萬を有するが、中に入りて怡和紗廠の爆撃に由る損害は四萬五千七十七元と云はれる。輪昌漂染印花公司 (China Printing & Finishing Co.) の浦東陸家嘴所在の紡績工場は砲彈のため大破壊を受け、馬可尼無線電公司はその工場全部が焚炎に罹り、外に英人所屬の冷凍會社一、材木會社二も灰燼となつた。怡和紗廠以外の怡和公司經營の二會社の一たる公和祥(上海虹口棧橋會社)も、その損害十九萬九千四百九十九元、外に修理に七萬一千三百六十二磅を要する豫算なりと云ふ。他の一會社たる祥泰木行公司 (China Import & Export Lumber Co.) も、その二工場は破壊を受けた。その他英人經營の英美烟公司 (British-American Tobacco Co.)

も、浦東陸家嘴の工場は大破損、輪明路(楊樹浦)のそれにも相當の被害あり、亞細亞火油公司 (Asiatic Petroleum Co.) の楊樹浦及及び上流所在の各倉庫の損害も少なからず。耶松船塢公司 (Shanghai Dockyards Co.) の浦東陸家嘴の船渠は大破損を蒙り、黃浦江の工場は焚燒された。外に砲火を浴びたる英人經營の會社若干ある。上海英國商工會議所會頭 (Sir Robert Calder-Marshall) は一九三八年、上海の英人財産の當時までの損害額を約五十萬磅と見積られるが、同時に彼は「該額はこの先如何に増すか測り知れず、少なく見積るも恐くは十倍乃至十五倍、即ち五百萬磅乃至六百五十萬磅に達すべし。」と述べた。

『米國の商社商店にありて最大の被害者は海寧洋行 (Henningsen Produce Co.) なるべく、その所屬の酪農場は殆ど全滅に歸した。匯芳公司 (Shanghai Building Co.) の虹口所在の大工場も一部破壊された。

『公共事業諸會社は豫想ほどの悲境を示さない。上海電力公司の報告に依れば、同會社の財產の損害は八十二萬六千元と見積るも、事業の收入減は三百五萬四千八百五十三元で、即ち前年の一九三六年に比し一割二分弱に過ぎず、上海電話公司にありては、機械裝置の破損は約二バーセントに止まり、損害二十五萬米弗と見積られた。上海自來水公司 (Shanghai Waterworks Co.) は、その楊樹浦所在局は空爆の中心に位せしに拘らず、人員にも機械裝置にも殆ど損害らしき損害なく、疏水管の破損も直ちに修理が出來た。北部及東部の住民の撤退は前年の一九三六年に比し水道消費量に一割三分五厘の減退を示し、尙ほ消耗も少なからざりしとある。上海市街鐵道會社の一九三七年の前年に比しての收入減は三割五分と聞く。大英自來火房 (Shanghai Gas Co.) にては、機械その他の設備の損害は五萬元と見積られ、楊樹浦の工場は一九三七年八月十六日より九月八日まで閉鎖するの已むなきに至つたが、再開後も收入は前年の同期に比し僅に四割に過ぎざりしと云ふ。

第十四 第二次大戰中の獨軍の占領地行政

一一八四の二 第二次大戰に於ける獨軍の蘭白佛諸國占領地行政振は概略前節に記述した如くであるが、その後實地を視察せる責任ある一三三の人々の報道を綜合して見るに、第一次大戰に於て傳へられたるが如き違法非道のことは殆ど無きのみならず、寧ろ頗る稱揚すべきものやうである。獨逸がその占領地行政の工作を進むるに就て立てた方針の迹を見るに、大體に於て之に三つの主義が認められる。即ち一は、占領地中にありて波蘭、ルクセンブルグ、及びアルサス・ローレンヌは別とし、餘は獨立國として之を將來に保全せしめる。而して之をして獨逸と提携せしめ、歐洲新秩序の基礎分子たらしむべく指導すること、二は歐洲新秩序圏内の自給自足の達成を目標として占領地内各方面の產業調整を計ること、三は占領地の再建を期するため被占領國に對し、その獨逸との協力に誠意を有する限り、獨逸の經濟的組織能力及び物質的資料の援助を供與することである。之を從前の占領地擰取主義の横行せる時代思想に比すれば、孰れも一段の進境を示せる好方針たるに相違ないが、しかもこの工作的根本的基調を作すものは、占領軍に對する占領地住民の好感情の把握である。而してこの點に就て第二次大戰に於ける獨逸占領軍の態度は、大體に於て間然する所なきやうである。尤も占領地の行政も、その土地の文化の程度や經濟組織の繁簡如何に由り一様には行かぬこと勿論である。その後の一報道に

『獨軍の占領地民衆に對する取扱は民族、文化の程度に依りてそれぞれはつきり違つてをり、例へば佛國人に對しては、歐洲文化の先進國としての畏敬の念が獨逸人の心を支配してゐるので、占領後も佛國人や佛國文化に對しては非常に叮重な取扱をしてゐるが、國民の生活程度も文化も極めて低いユーロ、ギリシアの國民に對しては劣等國民として高壓政策を行ふ傾きがある。所がロシア戰場を歩いて得た印象では、獨逸はロシア人をバルカンの占領地國民以下に劣等視してなり、今後どんな取扱をするかは興味ある所である。』(一九四一年七月十三日伯林發『同盟』)

とあるが、劣等視して如何に取扱ふかは問題なるべきも、對手の如何に由りて方針に取捨を加ふるは當然の要求たるに相違あるまい。今蘭白佛の各占領地に於ける行政振の一斑を記すれば。

獨軍は五月十日「一九四〇年」に和蘭に侵入し、同月十四日にはロッテルダムに大爆撃を行ひ、死者一萬七千といふ夥しき損害を與へ（尤も獨逸側の報道では死者僅に三百に過ぎずとあつた）、全市の三分の一を廢墟に化せしめ、その他の諸地方に於ても蘭軍利あらず、同日夕刻には遂に蘭軍總指揮官の降伏となり、この間に於て蘭國の王室及び政府機關は倫敦に蒙塵し、和蘭本土擧げて獨軍の占領地となれる始末であつたが、次で獨逸は該占領地に軍政を布き、曩に支那國民政府の軍事顧問であり而して支那事變中に支那を引揚げて歸國したるファルケンホイゼン將軍（第三一六一節参照）を軍政長官としてその任に當らしめた。而してそれより二週間を経、軍政に代ゆるに民政を以てし、波蘭の攻略後同地の民政を主宰して相當に成績を擧げたる元壞太利人のインカルト（Engelke Inhardt）を和蘭の民政長官とした。この間にありて獨逸占領軍の軍紀は極めて嚴肅で、將兵に戰勝者たるの驕色なく、住民に臨むに努めて相親むの態度を以てし、隨つて住民との間に反感軋轢の状は殆ど見えたなかつたとある。（獨軍の軍紀が如何に嚴肅であつたかは、占領開始後の一ヶ月間に全占領地を通じ輕微の掠奪三件、婦女關係のもの僅に一件で、しかも後者は直ちに銃殺の刑に處せられたとあるに徴しても判かる）。獨逸は占領地の破壊建物の修理、交通機關の復興、失業者の救濟、糧食の供給、買溜め賣惜みの取締、物價騰貴の抑制等に相當措置を講ずるの急を感じたが、これ等は孰れも住民の協力なしには能はず、而して行政當局者はこの點に着目し、努めて住民の心を繫ぐの方針に出でた。占領地總督府は占領開始と共に管下へ一布告を發したるが、そは單に住民の安居樂業を諭告したに止まり、その餘煩苛

の規則制定は殆ど無く、新聞紙には格別の檢束を加へず、その言論を大體に於て自由にし、通貨の如きも軍票と共に從來の和蘭通貨を流通せしめ、諸大學に對しても、反獨的思想を學生に鼓吹せざる限り、教室内の研究には干渉せず、住民の日常行動の取締に關しても、和蘭の國旗の掲揚と王室への表慶とを禁じたる以外には、特に民心を刺戟する如き禁令は曾て出さなかつた。蘭國王室の倫敦への遁去は民心を少なからず沮喪せしめ、殊にロッテルダムの生殘市民中には、再び現王室を國內に迎へまといとまで憤慨せる者もありて、怨嗟の聲は蘭國民の間に大分聞えたやうであり、旁々國民は右の禁令に對しても、甚しき不平不満を放てる者とては割合に少なかつたと聞く。

特に占領軍行政官憲の措置として稱揚すべきことは、獨逸本國の謂ゆる利權屋や、浮浪の徒や、碌でもなき營業を狙ふ斗筲の輩などを一切占領地に入れしめざる方針であつたやうである。何れの國の軍事占領地にありても、占領の開始と共に眞先きに潮の如くなだれ込む者は、概ね一攫千金を夢みる不眞面目の雜輩に非ざるはない。彼等は一面には戰勝國人たることを肩に衣せて占領地住民を虐げ、他面には低級の各種營業に其喰を相競ひ、占領軍本國民の面汚しとなることを憚らず演じ、心ある同胞をして顰蹙せしめんば措國人に向つても亦鎮し、好ましからざる雜輩のダニの如くに占領地に喰込ことを事前に禁いだやうで、これは自國民の名聲を維持する上に於ても、特に占領軍と占領地住民との親和を計る上に於ても、極めて賢明の方針であつたやうに思ふ。

獨逸は白耳義占領地の行政施設の上に於ては、當初から最も力を經濟再建に注いだやうである。由來白耳

義は石炭と製鐵とに於て名あること披露する迄もない。その他種々の鑄業、織物業、化學工業等に於ても、その製造能力は小國ながら歐洲に於ける一流國たるに恥ぢない。ただ石炭以外の原料品に豊富でないのが懨みで、從來はその供給を主として英領土に仰いだものである。そこで獨逸は、已れ將來代つて原料品供給者たるの地位に立ち、その工業の復活を促し、行々は之を獨逸工業の一部若くは下請負的のものたらしむるの方針を執れるものの如く、隨つて占領地の諸般の工作も、専らこの方針より背馳せざるやう進め來つたやうに見える。されば占領地行政の方針も、一般住民殊に工業關係者との相剋摩擦を避け、努めて協力的態度を以て之に臨むといふ風ありと聞く。

佛國にありては、その全領土の約三分の二は獨軍の占領する所となれるが、占領軍隊の軍紀は巴里その他に於ても亦極めて嚴肅で、且努めて占領地住民の反感を挑發せざることに留意するの風ありと聞く。巴里的無抵抗陥落の直後、ヒットラーは當然巴里入城式を行ふものと佛國の政府及び民衆は概して豫期したるに、彼は遂に之を行はなかつた。これも畢竟徒らに佛國民の感情を刺戟するを避くるに利ありと見たる彼の深慮に由れるものと云はれてある。巴里の行政も、占領軍は單にその大綱を握るだけで、庶政は從來の地方官憲をして行はしむるの好方針を執つて居るやうである。巴里から新歸朝の一佛國通の談に

『獨逸の占領軍が巴里に居りまして、どういふ工合にして政治を行つて居るかと申しますと、獨逸の政府は直接には佛人と接觸して居りませぬ。佛國の地方官廳を利用して、それを通して政治を行つて居るのであります。法律その他も占領軍と相容れないものは別であります。その以外のものは從來通りの法律制度をその儘施行して居るのであります。佛國の官吏も前の官吏と同じ人がやつて居りまして、警視總監以下、全部同じ人が行政に當つて居るのであります。佛國の役人は現在餘り働きますと同僚から憎まれる。彼奴は獨逸の爲に働いて居るの

だと云はれる。獨逸軍が永久に居つて呉れるのならば宜しいけれども、それが何年かの後には撤退する。撤退したならば、その後になつて自分の同輩から彼奴は獨逸軍の爲にあゝした斯うしたと云はれるのが辛いし、又それかと云つて自分の國の爲であるから働かなければならぬ。さう云つたやうな變な立場に現在居るのであります。巴里の市民は獨逸人に關係なく生活して居るのであります。警察も役場も、病院も銀行も、獨逸人は一人も居ない。獨逸の軍隊の規律は非常に宜しい。規律が正しい許りでなく、獨逸の兵隊は親切である。獨逸占領下に於ける巴里に私は四ヶ月居りまして、殆ど毎日出歩きましたけれども、繁華な町などへ參りますと獨逸兵が小供の手を引き、或は老人の手を引いて、混雜な路を横切ります。買物をしますに就ても一列に列ぶ、その時に獨逸兵であるからといふので、その列を亂して先の方へ出る者などは曾て見たことがありません。レストランへ参りましたても實に靜肅に御飯を食べて居る。酒を飲んで暴れるといふやうな者は先づありません。少なくとも私は見たことはありません、又耳にしたこともありませぬ。……』（昭和十六年三月『學士會月報』所載、日疋誠氏『敗北フランス難觀』）

とあるが、果して斯の如くんば、占領軍の態度として眞に申分なきものである。尤も軍紀嚴肅の餘波でもあるか、巴里市民に對する諸般の取締は餘りに峻厳となり、餘りに拘子定規に走り、隨つて市民をして過度に窮屈の思を感じしめ、之がため市民をして己れに親ましめんとする占領軍の素志が意の如くに酬ひられず、却つて民心を遠けしむるの觀もあり、との評を他の一面には聞かぬではない。けれども強て瑕瑾を求むるならば何れの占領軍にも多少の程度に見出されざるはなく、特に苛酷の振舞なき限りは、寧ろ軍紀嚴肅の點を稱揚すべきである。

尤も獨逸占領軍は佛國政府に對し、かなり巨額の賦課金を負はしめて居るやうである。獨佛休戰規約には獨逸占領軍の維持費は佛國政府之を負擔すとのことが規定されてある（第十八條）。而してその占領軍の兵數

及び之に對する維持費の範圍に就ては、同規約の上に何等規定する所なく、一に獨逸政府の裁量に屬せしめてある。然らば獨逸は幾許の占領軍を今日まで佛國內に駐屯せしめて居るかと云へば、無論正確には知るを得ないが、少なくも占領の初期に於ては正規軍約三十萬、外に各種の軍人軍屬約十萬、合計四十萬と推算せられた。而してその駐屯費は月算一人當り平均一千フランとし、總額四億フランを月々佛國政府に負擔せしめつたと聞く。駐屯軍の兵數は時に依り増減あるべく、隨つてその駐屯費も之に伴ふて輕重せらるべき理であり、現在果して何程の義務高を佛國政府が負擔せしめられて居るかは勿論詳でない。

佛國の占領地内に於ける不逞の徒に對する處罰は相當に峻厳である由で、之を出せる市邑住民へ連坐罰として課する罰金の如きも、かなり苛重のやうに聞く。連坐罰の當否に就ては既に詳述した（第二卷、第一四三一節以下）。

以上叙する所のものが果して事實に甚しき相違なきものとすれば、獨逸は占領地行政に於て第一次大戰の際に印せられた汚名を充分に償ふて餘りありしと謂ふべく、ヒットラーその人の聲譽は戰時國際法史の上にも長へに傳はるべきである。

第十五 獨軍のクレテ攻略戦

一五一五の二 第二次大戰に於ける獨軍のクレテ島攻略戦（一九四一年五月十九日夜より決行せる）は、その滑空機に依る大部隊の兵力輸送、即ち數基の滑空機を曳航する『空中列車』の利用に依り約四萬（と報せられた）の大軍を短時間に同島に渡らしめたことは、極めて斬新の一戰法として軍事専門家の間にも一大

驚異を以て迎へられたに相違ない。獨逸はヴェルサイユ平和條約に於て空軍の保有を禁ぜられ、且航空機の製造及び輸入の上に大制限を加へられたので、力を専ら滑空機の殊に青少年に依る練習に注いで之を獎勵したと聞けるが、その效果は優に今次の大戰に於て顯はれたものと見える。獨逸の右の新戰法は必然世界の空軍國の軍事當局者に幾多の示唆を與へたこととなるべく、隨つてこの方面に於ける専門的研究は今後益々進むことならんが、今國際法の見地から一二の考察をして見たい。

その第一は、空軍に於ける滑空機の性質である。滑空機を作戦に使用したのは右を以て破天荒とし、隨つて戰時國際法の眼に映する滑空機の性質は、未だ曾て何れの典籍の上にも現はれたのを知らない。けれども之が使用すべき何等理由の無いのは勿論である。海牙空戰法規案に依れば（同法規案が法的拘束力を有せざるも今日有力なる一の参考案たるを失はざることは既に縷述した）、交戦者權は軍用航空機に限り之を行使するを得べく（第十三條）、軍用航空機以外の航空機は如何なる形式に於ても敵對行為に從事するを得ない（同第十六條）。軍用航空機とは、國際航空條約に依れば、航空機の指揮を命ぜられたる軍務從事者が指揮する一切の航空機を指し（第三十一條）、隨つて軍用航空機以外の航空機の性質は機の形狀又は構造に存しないで、一に軍務に從事するの有無に在ること既に說いた（第一卷、第一四八四節）。滑空機が航空機の一種であるは勿論である（昭和十一年改正の帝國航空法第一條參照）。その航空機の一種たる滑空機が兵員輸送といふ軍務に從事するに於て、それが一の軍用航空機であることは論を俟たず、ただ能効的に敵對行為に從事するものに非ざるが故に、交戦者權を行使する軍用航空機を以て目すべからざるは勿論なるも、兵員輸送の特別任務の下に立つ軍用航空機たるの性質は失はない。恰も商船としての形狀又は構造を有するものも軍隊輸送に從事すれ

ば、それが軍用船となるのと毫も擇ばぬのである。滑空機は向後戦時に於て空中の軍隊輸送用に大に利用せらるるに至るべきが、その性質に於ては水上の軍隊輸送船に擬せらるべきものである。

第二は、同五月二十日英國下院に於て首相チアーチルの陳述した所に依れば、同日朝滑空機、落下傘、輸送機等にてクレテのカニアに着陸したる約千五百の獨逸兵は新西蘭兵の制服を、又レチモに着陸のそれは英本國兵の戦闘服を、孰れも着して居つたとの件である。この陳述に對し獨逸政府は之を打消し、「チアーチル首相がこの聲明で獨逸落下傘部隊に對する現在及び將來に於ける不合法處置の口實たらしむるならば、獨逸は十對一の比率で英兵捕虜に對し報復手段を取るであらう。」と發表したと報ぜられた（二十一日柏林發『東京日々』特電）。

講者は英軍側に於て英軍服着用の多數の獨兵を俘虜にしたるが如きことに依り、その證據を確と事實の上に提示するに非ざる限り、獨逸の打消の方を獨軍の名聲のために信じたい。抑も味方が敵兵の制服を着用する場合は絶無のことではなく、極めて稀には有り得ることである。而してその場合としては二つが想像し得られる。一は被服に窮乏を告げ、已むなく收容俘虜の制服又は戰場の敵の死體のそれを剥取りて一時着用する場合である。然しながら兵の裝備に間然する所なく、戰局も有利を重ねつつある本戰役の獨軍に、斯かる場合あるべきは到底考へられない。二は敵を欺く奇計の一としてその制服を借用することである。これは奇計として許さるべきでない。事實は敵の制服を着用することなきも、その着用を事實らしく流布して敵を欺くのは明かに奇計の一に屬するが、實際之を着用して敵の眼を惑はすとなれば、そは奇計を逸脱したる背信欺瞞の行爲を以て論すべきものなること義に述べた（第二卷、第一五〇九節）。第一次大戰當時ならば兎に角、

第二次大戰に於て軍紀の嚴肅を以て絶大の名聲を馳せ來れる獨軍にして斯かる背信欺瞞の行爲ありしとは信ぜられない。英首相の陳述は察するに錯覺的誤報に基ける一の推測談であつたかと思ふ。

報復に關する獨逸政府の前記聲明は、昨一九四〇年五月獨軍の落下傘部隊の蘭白領内に侵入したる際にも同様の語にて言ひ表はされた。報復の適法視せらるるには、その手段、範圍、程度等に自ら限界あるが、單に豫戒的に聲明するのである限りは、如何に強調厲言するも妨ぐる所でない。問題は畢竟之を實行したる曉に於て、その果して國際法の認むる限度を超脱せざりしものなるや否やにある。

第十六 獨軍の倫敦大空襲

被害狀況
の一斑

一五七一の二 獨逸空軍が一九四〇年の九月七日夜より本格的に決行せる倫敦爆撃の狀況に關しては、當時既に新聞紙上に於て大體報道せられた所であるが、この程一英人の一新著を閲し、之に關する左の記事あるを見た。

『公私財産の被害は獨逸諸新聞紙の囁きせる程ではないが、各方面に相當悲惨な痕跡を留めたのは事實である、倫敦の教管區内にて寺院のかなり甚しき破壊に遭へるのは、九月〔一九四〇年〕の末までに二十以上を算した。著名的の寺院中クリッブルゲートの St. Giles は定期的の倫敦空襲に先だち既に破壊を蒙れるが、その始めの一週間に於て爆弾の強烈なる見舞を受けたものに St. Mary Abchurch, St. Magnus the Martyr(倫敦橋畔の), St. Swithin, St. Stephen, St. Clement's, St. Mary-at-Hill, St. Augustine's 等がある。ケンシントンの Our Lady of Victories も甚大の損傷を受けた。

『諸病院の被害も亦之に劣らず、九月七日より同三十日の間に於て、その難に遭へるものは St. Thomas's を始めと

して二十ヶ所を降らなかつた。その孰れの場合にあっても、醫員及び看護婦は暗夜の混雑及び爆弾落下に伴へる建物の大震動中にありて、怖れず撫ます消防及び患者の救護搬出に努力して遅れなかつた。

『倫敦の日抜きの街衢たる Regent St., Picadilly, Royal Ave., Burlington Ave. 等は既に爆弾に見舞はれたが、九月十六日の夜より翌十七日の朝にかけ、衣裳飾店の櫛比することに於て世界に名ふる Berkeley Sq., Bond St., Park Lane, Bruton St., Sloane Sq., Oxford St., Savile Row は亦孰れもその標的となつた。マル一公使館にも焼夷弾は命中して階上は灰燼となり、米國大使館の側近にも時計爆弾は落下したが、幸に爆弾前に之を除去するを得た。時計爆弾は一病院にも落下し、百六十名からの患者は火炎の下に幸うじて救出された。翌夜はオックスフォード街の最大店舗の Bourne & Hollingsworth, D. H. Evans, John Lewis を始め Peter Robinson の巨肆もやられた。ウェストミンスター橋畔の倫敦市會議事堂にも一巨弾は落下し、深さ三十呎に達する大穴を開いた。【その他博物館、圖書館、學校、新聞社等の被害状況が敍してゐる】』

『生命の損害も當初は極めて大であつた。倫敦市民は空襲來の初期にありては、一は物珍しさ氣分と、一は防空への過度の信頼と、又一は何等「軍事的目標」の存在せざる町續きの所へ敵は爆弾を落す氣遣なしと安心し、敵の倫敦空襲の重なる目的の一が英帝國の首都に一大恐怖を與ふるにありとのことを推斷するに思慮足らなかつたがため、その罰として貴重の代價を拂つた。八月〔一九四〇年〕までの生命損害の黒計は死亡男六二七、女二二五、兒一一三、計一〇七五、重傷男七一、女四四八、兒一〇二、計一二六一とあるが、九月に入りてからは初めの二週間に死亡約二千、重傷者約八千、合計約一萬の損害を出した。同月の後半には何程か減じたが、それでも同月中の損害は一萬六千を超え、中に死者六千九百五十四を算した。

(P. Graves, *A Record of the War: The Fourth Quarter*, pp. 98-102)

右は英人の筆ではあるが、事實の敍述としては特に誇張的偏見と認むべき點は無いやうである。

抑も倫敦は謂ゆる防守市なるや將た不防守市なるやは、見地次第で孰れにも論じ得らるべきも、倫敦市の内外諸方面に各種類の軍事的目標が散布せられてあつたのは、且今尙ほ少なからず實在してあるのは、敢て掩ふを須むず、敵も味方も齊しく認めて疑はざる所である。然しながら軍事的目標が如何に林立して居るにもせよ、之に對する爆撃が同時に普通人民に對する無差別の爆撃となるべき場合には、斯かる爆撃は避止せよと海牙の空戦法規案は規定する(第二十四條第三項)。駐在外交代表者の公館に危害を及ぼすやうな爆撃とても亦同然である。將た普通人民に對する威嚇的爆撃、非軍事的性質の私有財産の破壊及び非戰闘員の損傷を目的とする爆撃の孰れも禁止のことも、將た宗教、學術、病院、傷病者の收容等の尊重のことも、これ亦同法規案の規定する所である(第二十二條及び二十五條)。同法規案は謂ゆる案たるに止まり、法的拘束力の無いのは繰返へず迄もない。けれども、その無いと有るとを問はず、右の規定案が第一次大戦後の學說の趨向であり、又實際の要求に最も副ふものであることも、これ亦辯を俟たぬのである。この點から見れば、右の倫敦空襲には或は多少の議すべき所あつたかも知れない。

然しながら當年の海牙空戦法規案が案の儘に高閣に束ねられて遂に國際條約となるに至らなかつた重なる理由の一は、前掲の諸條項が軍事的要件よりもより多く人道的要件に偏重するの嫌ありといふにあつたのである。又主として軍事的見地より考察すれば、これ等の條項を嚴守するに於ては空襲の抑もの目的が達せられずとの懸念は確にあるであらう。問題の解決は、要するに軍事上と人道上の兩要求を最適當の秤量の所に於て調和せしむること以外に出でない。海牙空戦法規案がこの點に於て多少不充分の嫌あつたとすれば、之を洗練して能く事の實際に適合せしむるやうに仕揚直しすることが、今日國際法學者の上に課せられたる一

使命であらう。

第十七 古典的都市の破壊の避止

一六三七の二 先頃東京日日新聞(昭和十六年五月一日)の『餘錄』欄に左の叙事が見えた。

▲英政府は獨逸がアテネやカイロを爆撃すれば英空軍もローマを爆撃すると聲明し、ショーン翁はローマは世界文化の共有財産ではないかと反問したが、ドイツ軍はアテネに空襲を行はず、機甲部隊の電撃作戦をも避けて堂々たる入城をやつたのは流石である▲西洋で古典的といふ言葉は古代ギリシャ、古代ローマを意味するのはいふまでもない。近代戦の本質として國際法は無視されても、文化の破壊は自制するのが當然である▲が、若し米国人が世界戦争に参加する場合、さういふ古典都市尊重、古代文化愛護の精神があるだらうか。その祖先が歴史と傳統を歐洲に置き忘れて米國に渡つただけに、今もなほ骨の髓から精神的な事物の價値を輕視する氣風があるので、何處までその宗教的感化がその缺陷を補つてゐるかは疑問である。

右は短文ではあるが、中に國際法上重要な一二の示唆もあるので、之に對し敷衍的に寸評を加ふるもの無用であるまい。

獨軍がアテネに果して空襲を行はず、機甲部隊の電撃作戦をも避けたか、又それが事實であつたならば、果して希臘の古典的文化の遺物を漫に毀傷せしめずといふ崇高の精神に出でたのかは、講者未だ之を確證するだけの資料を有しない。けれども事實その通りであつたとしたならば、獨軍をば眞に交戦法則を尊重する文明の師として、大に稱揚すべきであること論を俟たない。第一次大戦に於ては、獨軍は軍事上の絶対の必要なきに例へば東西古今の稀有の珍籍を包藏するルーヴル美術館を焼き、靈界の世界的大殿宇たる

ランスの大伽藍を轟壊し、その他敵國所在の學術的、文化的、博愛的の貴重施設物を遠慮なく破碎したがため(中には英佛側の誇張的吹聴も無論あつたであらうが)、當年の獨逸は甚しき不評を各國の國際法學者より招いた。今度は獨逸はその汚名を拭去り、更に交戦法則尊重の芳名を全世界に宣揚し得た譯である——他の點は暫く措き、少なくも右の一點に於て。

既に詳述したる如く、一九一三年の海牙空戦法規案に於ては、空爆を行ふ場合には『公衆の禮拜、技藝、學術、又は慈善の用に供せらるる建物、歴史上の記念建造物……は右建物、物件又は場所が同時に軍事上の目的に使用せられざる限り、之をして成るべく損害を免れしむる爲、指揮官に於て一切の手段を執ることを要す。』(第二十五條)、又歴史上の記念建造物及びその圍繞地帯を『軍事上の目的に使用することを避け且其の監督に關し特別の制度を受諾すること』を條件として各國は『其の領域内に在る該記念建造物の周囲に保護地帯を設くることを得。右地帯は戦時爆撃を免るべし。』(第二十六條)と規定した。該空戦法規案は既に記述したる事情で拘束力ある國際條約となるに至らなかつたが、各條項共殊に保護建設物の尊重に關するそれは、その精神に於て交戦法則の要求に一致するもので、たとひ國際條約なしと雖も、理の當然として肯定せざる可らざる所のものである。獨軍がアテネの攻陥に方り、留意して空爆を差控えたものとせば、その慎慮は確に賞讃するに値する。

米國が假に參戦するとなれば、その曉に於て米軍の行動はどうであらうか。『古典都市尊重、古代文化愛護の精神』が假に彼等に乏しいとしたならば、古典都市や古代文化の遺蹟に向つて無頓着に無差別的破壊を試むるであらうか。これは實戦に當つて見た上でなければ何とも云へぬが、由來人道的見地から無差別的轟撃

を戒むるに於て米國の國際法學者は他國の斯學者に比し一段の長を示し來つた。海牙空戰法規案の上にこの精神に基く條項（第二十二條乃至第二十六條）を挿入するに成功せしめたのも、一は委員長ムーア博士その他米國代表の努力の結果であつた。舊獨逸の國際法學者が、その謂ゆる戰時無法主義の信者に非ざる輩にしても、作戦上の必要の前には敵の凡ゆる建物施設等に對する破壊に何等斟酌を加ふるを要せずと説ける間に於て（謂ふ所の必要なるものが眞に絶対必要である限り、この説は争ひ得ない）、専ら人道主義第一の觀點からして破壊斟酌論を唱道したのは、殊に米國の國際法學者の間に多い。米軍の指揮官が今日如何なる程度に國際法學者の所説に耳を傾くるかは判らぬが、往昔の南北戰役の當初に於て北軍の甚しき無節制を大統領リンカーンは深く憂へ、リーバー編纂の陸戰法規を軍令として部内に布達せしめ（第二卷、第七七九節参照）、而して著大的效果を示したるの事歴に鑑みれば、今日の米軍の指揮官にも相當の慎慮はあるべきものと善意に想像して置きたい。

最後に、近代戦の本質は必しも國際法を必然的に無視せしむべき理由たるものではない。國際法は必しも近代戦に限らず、大戰といふ大戰に遭へば多くは無視せられる。その理由は既に細密に論述し（第一卷、第一九九節以下）、且その一として國際法學者の説く所の中に事の實際に即せざる時代錯誤のものが少なからずあることを擧げた（同第二〇九節）。乃ち國際法が無視せらるるありとせば、必しも特に近代戦の本質からのみでなく、何れの時代の交戦に於てもその時の國際法の要求が既に一步遅れつつあるの事實を指摘したい。國際法學者が常に來るべき戰時の諸現象を平時よりして軍事専門家と協力討究し、能く現實に即する國際法則を立案することに向つて一段の奮勵努力に心懸くるの要は實に此に存するのである。

第十八 獨逸空軍の軍事的目標主義

一六六四の二 第二次大戰に先だつ或時、在伯林英國大使ヘンダーソンは獨逸空軍總帥ゲーリングと歡談の折、總帥は『萬一獨英相戰ふに至つたが如き場合に、予の部下の航空將兵は確實に軍事的目標たるもの以外には一切爆撃を加ふることを爲さざるべし。』と極めて明確に證言したので、大使は『輓近の航空機の高度飛行及び速力から考へ、たとひ狙ひを軍事的目標に定めて爆撃するにしても、倫敦の住宅地域内に爆弾が落下するなきを保せず、予はゲーリング閣下よりの斯かる贈り物が予の頭上に打當るが如きことには大に異議を唱へざる能はず。』と云へるに、總帥は即坐に『萬一そんなことが起るとせば、自分は大使閣下の葬儀に際し花輪を落させしむべき特別仕立の航空機一基を無論差遣はすべし。』と答へ、兩々咲笑したといふ話がある（Sir N. Henderson, *Failure of a Mission*, p. 86）。これは一場の茶話とするも、開戦の初めにヒットラーが議會に於て、又米國大統領に對し、獨機は敵地空爆を軍事的目標の上に限るべしとの意圖を公然宣明したことは前述の如くである。獨空軍が爾後敵國諸都市を累次爆撃するに方り、不可避的の飛沫は別とし、その精神に於て軍事的目標主義を恪守したりしや否やは、正確の資料が世に出づる迄は輕々しく批判するを許さないが、右に云へる巴里の大空襲に際し、獨機は五六千米突以上の高度より盛に爆弾を投下し、しかも概ね目標を指す軍事的目標を外れざりしとあり、その如何にして照準の比較的正確を期し得たりしやに關し目擊者の談に、獨爆撃機は敵地の高上空に到ると時を同うして獨戰闘機はその低下空に飛翔し來り、空下の軍事的目標の所在地點の上空に白煙を曳きつつ圓を描いて一週し、その瞬間に爆撃機は白煙の輪内に爆弾を投下する、

而してそれが殆ど百投百發の好成績を示したとある。この新式投下法が如何なる範囲及び程度に行はれ且成功したりしかば詳ならざるも、豫め下空飛翔の戦闘機をして、その輪状に描く白煙に依り空下の目標を照準せしむるなどは、第一次大戦當時には如何なる空軍の専門家も夢想だにせざりし所で、同時に獨軍の軍事的目標主義の比較的尊重を裏書する一挙話であらう。

第十九 捕獲法規

一七四〇の二 獨逸は第二次大戦の開始の直前、即ち一九三九年八月二十八日、新に全文八十九ヶ條より成る捕獲令を發布し、開戦直後の九月三日正午より之を実施した。その末條には、一九〇九年九月三十日及び一九一四年八月三日の捕獲令は全部之を廢止すとある。故に新捕獲令は舊令の一部の改正でなく、全然新規の法令であるが、その條項を通閱するに、中には舊令の規程の字句又は趣旨を踏襲せるものも少なからずあるので、本講に於て隨所に援引せる舊令の規定も決して無用に非ずと信じ、今一々訂正しない。(尙ほ新捕獲令の假譯文及び原文は梗概本海軍書記官纂錄『昭和十四・五年戦争、各國海戦關係法令』第一輯、中卷、第六六九頁以下に掲記してある)。

第二十 第二次大戦に於ける中立船搭載

郵便物検閲問題

The

III-16のII 更に第二次大戦中、中立船搭載の郵便物の検閲に關し問題となつたのは、伯刺西爾の一商

船 *Aldmirante Almeidro* のそれである。本船は一九四〇年十二月、西班牙のヴィゴーに向け航行中、佛國の一補助艦の臨檢を受け、臨檢士官は船内を厳密に捜索したる末、獨逸に向ふ伯國の郵便袋二十箇を拉致した。伯國政府は海牙條約第一條を援用して抗議したが、佛國政府は交戦國は戦時禁制品を捜索するの權を有すと簡単に答へて之を斥けた。然るに本問題は米洲の中立諸國全體の利害に關すとの見地から、別に記する米洲中立委員會にては佛艦の措置の當否を検討することとなりたるが、その審査の經過及び結果には参考となるべき點が多少あるので、左にその概要を敍述する。

該委員會にては海牙條約の第一條第一項の『中立船又ハ敵船内ニ在ル中立者又ハ交戦者ノ郵便信書ハ其ノ性質ノ公私ヲ問ハズ不可侵トス』の原則、及び封鎖港宛の信書に關する第二項の例外、並に本不可侵の小包郵便物には不適用との解釋等には何等異議なきものとし、又本條約は、よしんば不批准國が多數あるにもせよ、第二回海牙平和會議にて本條約を議定せる當時にありては文明諸國の總意を代表したものである、との見解にも格別異存は無かつた。然るに本條約に規定する郵便物の不可侵は第一次大戦に於て事實的に無視せられたるに鑑み、果して今日も尙ほ且之に拘束力を認むべきものなるや、假に條約の無視は必しもその法的效力を廢滅せしむるものに非ずとするも、本條の字句は聊か漠であり、不確實であり、之を依然現行の法則として肯認するに價値あるや、等に就ては委員の間に議論が別れた。けれども結局その採擇せる案(全文は *Ammer, Jour. of Int. Law, Vol. 34, July 1910, Suppl. p. 135* 以下参照)に於ては、本條約第一條所定の郵便物不可侵の原則は之を認むるも、同時に之を爾後の經驗に徴し、交戦國の之を實際上に認むるを妨ぐる重なる理由は、純乎たる尺牘的信書と不可侵を要求するを得ざる性質の他の信書とを中立國側に於て的確に類

別せざることに存すべく、別言すれば、その類別なきが故に交戦國は一切の郵便物を一括して検閲に附するの要を感じすることになるのであるから、発送國たる中立國側に於て兩種の信書を適當に類別する方法を講ずべし、との要望が高調である。而してその方法としては、中立の米洲諸國に於て各自の郵便廳内に特別係官を置き、交戦國に向ふ郵便信書は特定重量の制限内の眞箇の尺牘、商事書類、及び葉書のみに限るとしてその取締に當らしめ、一九三四年カイロ議定の萬國郵便條約第三十四條第四項掲記の物件、即ち金銀貨幣、銀行紙幣、貴金属及び寶石類、一切の商品等は信書として取扱はしめざることとし、信書入の囊は他の郵便物入のそれと標識を別にせしむべしと懲戒してある。斯くするも信書入の囊内に他の郵便物を混合せしむるの弊は絶対に濫用なしとは保障し得ざらんが、さればとて、その故を以て信書入の郵便囊の検閲を許すこととせば、一切の信書を擧げて検閲に供せしむべきことになり、本條約の根本原則を覆へすに至るから、そは許すべきでないと委員會は主張する。要は中立國側に於ける發送郵便物の取締が如何程まで最誠實に行はれ、如何に交戦國をして充分の信頼を之に置かしむるに足るかが問題であらう。

第二十一 第二次大戰に於けるナヴィサート制

二五六九の二 英國政府はナヴィサート制を第二次大戰に於ても、開戦後間もなき一九三九年十二月一日より實施した。同政府は當初は専ら之を米國の對歐洲特定中立國仕向けの貨物に對して適用し、即ち在米國英國領事官の發給せる該貨物輸送の無害なることの證明書を帶有する米國船は英國の戰時禁制品取締根據地に於ける検索を免除することにしたが、後には之を亞爾然丁、伯刺西爾、及びウルグアイのそれにも適用す

ることにし、孰れも相當に好成績を擧げたやうである。之に關する諸令は前記『昭和十四・五年戰爭、各國海戰關係法令』第一輯、中卷、第六一頁以下の參照を便とする。

第二十二 第二次大戰に於ける米國の大西洋哨戒制

二七〇九の二 此に謂ふ哨戒制(Patrol system)とは、以前の戰時に於ても或はその行はれたことあるや知らざれど、國際法の上には曾て說かれたことなく、乃ち第二次大戰に於て米國政府が英國に供與する武器彈薬、軍用器材等の英國船に依る輸送に方り、大西洋の特定水域内に自國艦艇を所々配置して獨艦の出沒に對する警備を爲すことあるに及び、茲に戰時國際法上の新用語となつた。尤もその少し前にも、別に記する一九三九年十月三日の巴奈馬宣言に於てパトロールの語は既に現はれてある。けれども同宣言に謂ふ所の哨戒は、その目的とする所専ら米大陸諸國の相互間の交通通商の保護といふにありて、米國の前記哨戒が主として自國の武器彈薬類の輸送に從事する英國船の無事航海を遂げしむるために獨艦の附近出没を見張りするにあるのとは、全然その目的を異にするものである。

右に謂ふ大西洋の特定水域とは、本節執筆當時(昭和十六年四月末)にありては、紐育より東に向け大約一千浬の所にて一線を南北に引けるその以西とし、之を北中南の三部面に別ち、北部は加奈陀のハリファックスからグリーンランドのフェーアウェル岬を經てアイスランドに向ふもの、中部は米國東岸からバーミュダ島を經て蘭領アゾレス群島に向ふもの、南部はバーミュダから南東に針路を取り蘭領ヴェルデ群島に向ふも

のとし、孰れも西經二十五度の線を以て終點とする。即ち西經二十五度以東の特定航路は英國の軍艦護送水域とし、同以西のそれは米國の哨戒水域とされたものである。

哨戒制と護送制とは、その目的及び手段に於て相異なる所がある。護送制は中立船の所屬國官憲が該船内に戰時禁制品を積載せずと證言するに拘らず交戦國軍艦が之に對し遠慮なく臨検搜索權行使せる往昔の例に鑑み、この證言に力を添えしむるの趣旨に出でたもので、即ち要は禁制品不積載の公的證明のためにするものである。軍艦護送には

- (一) 中立國軍艦が自國の商船に對して行ふもの、
- (二) 中立國軍艦が交戦國の商船に對して行ふもの、
- (三) 交戦國軍艦が自國の商船に對して行ふもの、
- (四) 交戦國軍艦が中立國の商船に對して行ふもの、

の四つの場合あるべきを想像し得るが、その(一)乃至(四)は對戦國に於て當然その被護送船の拿捕（又は破壊）を容赦せざるべきが故に問題とならず（精しくは第一巻、第二七〇六節及び第二七〇七節参照）、普通に軍艦護送として國際法上認めらるるのは専ら右の(一)で、中立國軍艦にして交戦國商船を護送するが如きは不偏不黨たるべき該中立國の政府として、その爲すべきことに非ざるは論を俟たない。然るに哨戒制にありては、初めより武器弾薬、軍用器材等、その明白に戰時禁制品に屬する物件及び材料の輸送を直接間接に標榜し、その輸送を無事に遂げしめんとするにある。且その無事に輸送を遂げしめんとする船も、敢て中立國たる自國のそれに限らず（米國にして自國船をこの目的に於て護送せんとするならば、先づ現行の中立法を

撤廢し、再び『海の自由』を主張する昔日の體制に還元することになる）、その同情する交戦國の一方の船にも哨戒に由る保護を供與するもので、保護の對象を相異にする。護送制と哨戒制との間には斯かる異同があるに加へ、その手段としても前者にありては、護送の任務に當る艦艇は自國の商船隊を左右又は前後に護衛しつつ相共に進航するといふ動的なるに反し、哨戒制にありては艦艇は商船隊の航路を挟み特定の間隔を取りて配置の地點に大體定着し、以て對戦國（獨逸）の艦艇殊に潛水艦の出沒に對する警備の任に當るが如く、その主として靜的地位を持つるの相違にある。勿論護送制の下にある艦艇とても時には航進を止め、將た哨戒のそれとも必要に應じ附近を遊弋することもあらうから、一概に動的とか靜的とかに截然相別つを許さざるべけんも、大體に於ては爾く區別し得られぬではない。

戰時に於て中立國は公海の特定部面を自國の哨戒水域と指定し、自國の通商擁護のため艦艇を配置し（且水上航空機をも補助的に飛ばし）、之をして特定の任務に當らしむることは、それが他の中立國の適法の通商權を排除し又は交戦國の適法の交戦者權を妨害（例へば禁制品積載の容疑船の臨檢搜索に對する抵抗の如き）するに非ざる限り、勿論當然の權利として肯定すべく、之を非認すべき理由は無い。然るに近時米國內の一部論者中には、武器弾薬及び軍用器材の對英輸送の米國船隊を自國軍艦にて護送すべきことを提倡する者も少からざるが、これは國際法上の從來の軍艦護送とは別の觀念に屬し、政府自ら禁制品の輸送を公然且積極的に幫助するもので、驚くべき中立違反を構成すること言を俟たない。哨戒制にありては、その目的が専ら特定水域に於て交戦國軍艦の附近に出没するのを見張り、自國商船隊の注意を促すといふにあらば、そは中立國の權利として國際法上之を非議すべき論據は乏しいであらう。けれども哨戒制には、少なくも二つの危

險性の伴ふことあるべきを見逃し得ない。その一は哨戒の任務の限界である。哨戒の任務にして無害の自國商船隊の無事航海を間接に掩護するにある限りは、そこに何等議すべきものは無い。けれども哨戒艦にして哨戒線附近に於ける交戦國の一方の艦艇の出没を他の一方に内報するが如き偵察且情報供與のそれを帶有するとなれば、これ即ち後者のために非中立的任務を爲すもので、ために不利を受くと思惟する前者は之を棄置く筈なく、隨つて交戦者權を適法に發動せしめて實力に依り之を撃撲すること必然であらうから、哨戒艦にして無抵抗主義を執るに非ざる限り、茲に武力の衝突となるを免れない。第二は、例を獨英米の現状に取りて云へば、米國の哨戒線と獨逸の對英封鎖線との接觸による悶着の可能性である。獨逸の對英封鎖は、その宣言の上に於ける確たる地理的範囲は審でないが、大雑把に云ひ大西洋に於ては西經二十度以東、北緯四十五度以北の全水面に及んで居る。故に米國艦艇の哨戒線との間隔は僅に五度、即ち距離にして二百五十浬に過ぎずで、快速力の驅逐艦を以てすれば五六時間の航程を出でない。現在では短距離ながらも右の間隔があるが、哨戒線は必ずしも一定の距離を交戦國の封鎖線との間に設くるの必要ありといふ譯ではなく、米國は進んで西經二十五度を二十度まで擴張し、獨逸の封鎖線まで達せしむることも爲し得べく、さすればその相互接觸から、何時意外の衝突を見るなしとも限るまい。哨戒の下に航海する米國商船とても禁制品を積載すれば、哨戒線の内外を問はず、何れの地點にありても交戦國軍艦は之を適法に拿捕するを得ること勿論なるが、その積載なきにもせよ、苟も封鎖線を突破せんと試むるあらば、その一事のみに於て交戦國軍艦は、やはり拿捕を容赦せざるものと思はねばならぬ。故に哨戒制は、理に於ては中立國として適法の措置なりとするも、之を實施するに就ては交戦國の一方との間に何時武力の衝突を見るやも測れずと豫め覺悟しての上の

ことと推定せざるを得ないのである。

この意味から米國の哨戒制の今後の發展は、現下の戰局を世界的に擴大せしむるの可能性又は蓋然性あるものとして大に注目するに値すべきが、そは軍事外交の實際問題に屬するから今措き、孰れにしても哨戒制は新問題であるだけ、戰時國際法の範圍に於てその當否を検討すべき事項は相當にあるやうである。

二七〇九の三 大統領ローズヴェルトは九月十一日(一九四一年)に爲せるラヂオ放送中に於て、太平洋に於ける米國の『自衛水域』(“waters of self-defense”)なるものを高調し、且『我が防衛水域「この場合にはDefensive waters」の語が用ひられてある』にありて通商に從事する一切の諸船——その米國船たると何れの他國船たるとを問はず——に對し米國の哨戒艦艇及び飛行機は之が保護に當るべし。』と宣明した。謂ふ所の『自衛水域』の地理的範囲は指示されてないが、大體に於てアイスランド以西の大西洋面を意味するものと報ぜられた。乃ちこの水域に獨艦の出没し、米國(その他諸國)の對英物資輸送を阻礙せんとするあらば、米國の哨戒艦艇は武力を以て之を擊撲するを容赦せずと云へるものである。

一國が世界の公道たる公海に特定の水域を宣明し、之を自國の管領に擬することは、往昔の風習は措き、輓近にありては第一次大戰中に英獨兩國の交々北海に設定したる『戰域』——英國にては、“military area”、獨逸にては “Kriegsgebiet”と稱せる(第三卷、第一八六〇節以下参照)——を以て濫觴とすべきが、これは公海を中立國の通商の前に鎮す所の惡先例たりしものには相違なきも、交戦國がその現に從事する作戦上の必要よりして五に敵國に向つて行へるものであるから、幾分の恕すべき理由もあらう。然るに中立國が廣き公海面を自國の自衛水域と宣明し、己れの同情する交戦國の一方に向ふ戰時禁制品を大手を振つて輸送せんと

し、之を妨礙せんとする對戦國の艦艇を武力を以て撃ち攘ふといふが如き宣明は、近代の國際法の曾て容認せざる所である。それも米國が中立を明確に脱して交戦國となつた上ならば格別——今日の米國は、最早や事實的の中立國を以て目し得ざるにもせよ、法的には尙ほ依然中立國たること勿論である(九月十二日記す)——その尙も中立國である限りは、交戦國艦艇が禁制品輸送又は非中立的役務に從事し、又は獨逸の封鎖線(假にそれが適法の手續に依りて適法に成立し居るものとし)を侵破せんとする中立船を適法に拿捕(且場合に依りては破壊)せんとするに對し、米國が武力を以て之に對抗せんとするが如き、その適法を國際法の上から辯護せんとしても到底爲し得ざる所である。自衛權は對手の原行爲が元々違法たるべきものである場合に限り肯認せらるべきで、交戦國の適法の交戦者權の行使に對し中立國が武力対抗を自衛權の名に於て爲すなどは、まさしく自衛權の濫用である。米國の本宣明に對する獨逸の態度は今後如何に發展するや逆賄し得ないが、事態が之に由りて(他の原因に由ることは措き)一層の險惡を辿るに至るとすれば、米國が本宣明を如何なる程度に實行したるかに由りて責任の歸着が決せらるべきであらう。

第二十三 第二次大戰中の中立船の破壊

二七七六の二 第二次大戰中にありても、中立船にして交戦國艦艇に依り擊沈せられたものは、今日までかなりの數に達したやうに報ぜられてあるが、中に於て當該中立船の所屬國政府がその擊沈を國際法違反と爲し、加害國政府に對し問責を敷^{ひま}いたるもの「*Rabin Moor*」事件がある。本件に關し米國國務次官サムナー ウエルスは六月十二日(一九四一年)記者團との會見に於て、在伯國ベルナムブコ米國領事の『同盟』

報告及び米國海關官憲のそれに據り、事の顛末を概要左の如くに發表した。

『本船は五月二十一日グリニッヂ標準時午前六時、北緯六・一〇度、西經二十五・四〇度(伯國 Cape Strongque の北東九百五十浬)の海上にて擊沈されたもので、この地點は一九三九年巴奈馬決議の汎米中立水域を距ること餘り遠からざるが、この點に關しては米洲諸國の共同行動は起り得ない。乗船者中三十五名の行衛は不明なるも、生存者中船員十名、乗客一名は救助に來れる伯國船 *Osorio* に轉乗して昨日ベルナムブコに上陸した。本船の載貨は Port Elizabeth, Cape Province, Port Natal, Capetown, 及び East London 即ち孰れも戰闘地域以外の諸港仕向けのもので、積荷目録に依れば、中に鋼軌、自動車部分品、ラヂオ器具、婦人用下衣類及びメリヤス類あるも、大統領の五月一日の布告に牴觸する武器、爆發物、又は軍用器材の類は一も有せず、戰時禁制品は一も無かつた。生存者の口供に依れば、本船は獨逸潛水艦に依り擊沈せられたるものなるが、その擊沈前に艦長が警告を發したか否かは後報に接する迄は詳でない。本船には船胴の兩側に米國旗の旗章大く描かれてあり、且船尾の米國旗の所は夜中探照燈にて不斷に照明されてゐしが故に、交戦國の船と間違へらるる懸念は全然無かつた筈である。(六月十二日華府發『同盟』)

又同日發別報に左の如くあつた。

『本船擊沈の眞相は十二日夜に至り在ベルナムブコ米國領事の國務省への報告に依り明かにされた。この報告は同領事が本船生存者との談話に基いて爲されたもので、それに依れば、本船は獨逸潛水艦より乗員の離船要求を受けてから僅か二十分にして魚雷に依り擊沈されたと云はるが、是より先き本船は獨逸潛水艦の燈火點滅信號にて停船を命ぜられ、救命艇で本船の船舶書類を携へ獨逸潛水艦まで來れとの命令を受けたがため、本船は救命艇を下して獨逸潜水艦まで約一浬半の海上を漕付けた。本船の職員は潛水艦長と約十分間に亘りて應答し、本船は紐育よりケープタウンに向航行中なる旨報告し終ると、艦長は二十分以内に乗員に退去すべしと要求した。四隻の救命艇が全部本船を離るる

や、獨艦長は直ちに魚雷を発射して本船の中央部に命中せしめ、更に三十發の砲弾を見舞つたがため、本船は僅に二十三分にして沈没した。〔十二日紐育『朝日』特電〕

他方、獨逸外務省にては、翌十三日の記者團會見に於て左の所見を發表したとある。

『本船撃沈事件に關しては未だ何等公的報告に接せず、その撃沈が果して英米側の云ふ如く獨逸潛水艦に依りて行はれたか否かは未だ不明であるが、獨逸は今後に於ても英國仕向の戰時禁制品とは何であるかに集中されねばならぬ。英米の船たるとを問はず一切之を撃沈するであらう。今や問題は戰時禁制品とは何であるかに集中されねばならぬ。英米側の言明が正しいならば、本船は鐵道用軌條を積載して居つたのである。英國は從來鐵道用軌條を絶對的禁制品なりと聲明し、獨逸もこの英國の聲明通り取扱つて來た。隨つて斯かる禁制品を積載する船舶は、獨逸は國際法に照し断乎たる處置に出づるのである。』〔十三日柏林發『朝日』特電〕

之に對應するものでありしか、米國國務次官は同十三日記者團との會見に於て左の如く語つたと報ぜられた。

『獨逸政府代辦者は本船の積荷が英獨双方共に戰時禁制品と思惟するものであつたことは明白なりと言明するが、何が禁制品で何が禁制品非ずといふことを議論した所で、この問題に就て一般的に見解が相違して居るのだから無益である。本船の關する限り、米國政府は一九三〇年の倫敦條約第四編第二十二條の規定を嚴守せんとするものである。本船生存者の言に依れば、乗員は海岸より百浬以上離れた海上にて救命艇に移されたといふことであるから、右の規定違反であることは明白である。…更に角本船撃沈に就て獨逸側に國際法違反の廉あつたことだけは疑ふの餘地が無い。本政府は近く充分検討の上その立場を明確にする聲明を發表するであらう。』〔十三日華府發『同盟』〕

二七七六の三 本件に關しては、米獨兩國側に於て當座この以上格別の陳述書の發表は無かつたやうであり、又その後兩國政府間に如何なる交渉が行はれたかも詳でない。けれども米國側に於て既に本件を以て獨

逸の國際法違反なりと斷じ、而して獨逸側に於てはその否らざる所以を辯するのみならず、今後とても禁制品積載と認むる船は、その米國船たる他國船たるとを問はず一切之を撃沈すべしと聲明したるに顧み（假に事實そのやうに聲明したものとし）、既に報道せられた所の範圍に於て國際法上より一應の批判を試むるも、事必しも早計であるまい。

この問題は比較的簡單で、要は（一）中立船は交戰國軍艦に於て絶對に破壊するを得ざるや、（二）將た或條件の下に於ては之を破壊するを得るや、（三）右の二の場合に於て本船の獨逸潛水艦に依る撃沈（假に撃沈者が事實獨逸潛水艦に相違なかりしとし）は果してその條件に適合せしものなるや、（四）獨逸外務省の聲言したと傳へらるるが如き英國仕向の禁制品輸送の船は米國船たると他國船たるとを問はず今後も一切撃沈することは果して適法なるや、の四點に歸着する。

右の一と二に對しては、破壊の免除は絶對性でなく、或條件の下に於てはその破壊が適法視せらるること既に第二七六七節以下に詳述した如くで、即ち倫敦宣言第四十九條、帝國海戰法規第百二十六條、獨逸の一九三九年九月制定の捕獲令第七十三條等に規定する條件の如きがそれである。（倫敦宣言は不批准であり、帝國海戰法規及び獨逸捕獲令は共に國內法規に過ぎぬが、この規定は現實國際法上の大體普遍的法則と見て可い）。繰返して摘記すれば、（イ）當該中立船を拿捕せんとする軍艦自身の安全を害するの虞あるとき、又は（ロ）その現に從事する作戰動作の成功を害するの虞あるとき、（ハ）而して右の孰れの場合に於ても、その船が當然沒收せらるべき性質のものなるときである。但しこの條件の下に破壊を行ふに方りても、特に潛水艦にありては、一九三〇年の倫敦條約第二十一條の規定條件、即ち當該商船が正當の停船命令を頑強に拒否す

るか又は臨検搜索に對し積極的に抗拒する場合（この意味は第二〇四〇節参照）以外に於ては、先づ乗客、乗員及び船舶書類を安全の場所に移すを要すべく、而してその謂ゆる安全の場所とは、船の短艇が當該時の海上及び天候の状態に於て陸地に近接すること、又は乗客乗員を收容するを得る他の船の附近に存在することに依り彼等の安全が確保せらることに於て始めて爾く稱するを得るので、このことは一九三九年九月制定の獨逸捕獲令第七十四條にも明規してある。

次には右の三である。今本件の場合に就て之を考ふるに、前掲の報道に假に誤りなしとせば、第一には獨逸潛水艦自身の安全感である。これは獨艦自身の判断次第で適法に辯護し得るであらう。獨逸はその附近に於て現に作戦動作に從事して居つたのではないから、その作戦動作の成功を害すと認めたとは云ひ兼ねんも、愚圖々々して居らば船の備砲（之を裝備し居るものと推定し）でやられるかも知れずと判断したとすれば、艦自身の安全を害するものと認めたといふに理由は立たぬではない。ただ本船は當然沒收せらるべき性質のものと判断したか否かであるが、これも本艦に携來せしめたる船舶書類に依り、積載の禁制品の數量、船主と荷主との關係、その他當該船の沒收を構成せしむる要件（第二五一八節以下参照）を具備すと認定したと云へばそれ迄で、その認定の當否は一に獨逸の捕獲審査所の裁定之を決するのみである。第一には一九三〇年の倫敦條約の遵守如何であるが、本船は獨逸の停船命令を頑強に拒否したとは無いから（臨検搜索に對する積極的の抗拒も無い）、例外の規定に依らず先づ安全の場所に移すことの本則に依らねばならない。而して本船の乗客乗員は大部分伯國船オソリオに救助されたやうであるから、乗客乗員を收容するを得る他の船の附近に存在したものとして、この點も大體合格と見るを得るであらう。

然るに四の凡そ禁制品積載船は一切撃沈すべしと云へりと傳へられたる獨逸側の聲言は、事實とすれば聊か行過ぎた嫌あるを否定し得ない。敵國仕向の禁制品は交戦國當然之を沒收するを得べく、又之を輸送する船も或場合には沒收するを得るが、又前記條件の如き特定の場合には之を破壊することも妨げざるが、單に禁制品を輸送しつつあるの故のみを以て直ちに當該中立船を破壊するが如きは、國際法も將た獨逸自身の捕獲法規も之を容認しない。獨逸は現第二次大戰に於て占領地行政その他陸戰關係の事項に關しては概ね善く交戦法則に遵由し、第一次大戰に於ける國際法違反の汚名を著しく拂ひ去つた。願くは海軍の行動に於ても芳名を國際法史の上に傳へしめたく、我が盟邦のため希望して已まぬのである。

第二十四 巴奈馬宣言の安全水帶

二九九五の二

一九三九年十一月十三日のウルグアイ沖の英獨兩艦の會戦の直後、巴奈馬共和國は米大陸二十一ヶ國を代表して英佛獨三國政府に共同通牒を送り（同年十一月二十三日）、米洲安全水帶に於ける音に該戰闘に關してのみならず、英國艦艇に依りて行はれる獨逸諸船（Der *Düsseldorf*, Der *Ussukuma* 等）の撃沈又は抑留に關しても抗議し、「凡そこれ等の事實は米洲領水の中立に影響するものにして、一九三九年十月三日の巴奈馬宣言所掲の米大陸の保護の目的に累を及ぼすものとす。」と云ひ、結ぶに「故を以て米大陸諸國は交戦諸國に向つて一の抗議を提出すること、且適切なる法則、殊に交戦國艦船にして巴奈馬宣言設定の安全水帶内に於て戰鬪行為を演じたる場合には、之に對し米洲諸國の港に於て補給及び破損修理を拒絕するが如き法則の採擇に依り、共同保護の方法を強化せしめんがため進んで必要なる商議を行ふことに決したり。」と

の警告的字句を以てした。

英國政府は翌一九四〇年一月十四日付覆牒を以て之に答へ、中に於て巴奈馬宣言を默認することは適法の特定交戦者權を拋棄するものたるが故に、安全水帶なるものを承認する能はざること、但し該水帶をして獨逸の軍艦及び補助船の作戦行動の策源地たらしめず、將た獨逸以外の船の非中立的役務を行ふ場所たらめざることの保障あらば別であること、又假に安全水帶を承認するとせば、獨逸の軍艦をして甲洋より乙洋への通路として該水帶を無難に利用せしむること勿らしむるの保障あるを要すること、米大陸諸國間の通商に從事することに依り爲替の利潤を獲さしむること勿らしむるの保障あるを要すること、米大陸諸國が英國艦艇の行動に對し制裁を加へんとの提言の如きは、凡そ中立國の權利義務に關する周認の法則に乖離するものにして斷然容認する能はざること、米大陸諸國にして所期の目的を達せんとせば、唯一の有效的方法は獨逸軍艦をこの上該水帶内に入らしめず、且米大陸の港津にある獨逸の商船は交戦繼續中之を汎亞米利加の監督の下に檢束し置くことなるべきこと等を高調した。佛國政府の回答も大體に於て同趣旨のものであつた。

獨逸政府も二月十四日付にて回答を發したるが、この回答は別の見地から本問題を取扱へる概があつた。即ち要は、安全水帶の設定は現行國際法則と一致せざるが、しかも凡そ國際法則は萬世不易といふが如き窮窟のものには非ざるのみならず、寧ろ新事態に順應せざる可らざるものなること、然れども獨逸は未だ該水帶を承認せざるものなるが故に、この承認に先だち之を基礎に米大陸諸國の抗議を爲せるは理由薄弱なること、抑も獨逸とその敵國との地位は頗る不釣合にして、例へば英佛は米大陸及びその沖合の島嶼に於て屬領地及び基地を有するも、獨逸は然らず、この不均衡は、英佛兩國にしてその屬領地を軍事行動の出發點又は

基地に利用せずと誓約するに於ては何程か矯むるを得べけんが、しかも交戦國の一たる加奈陀が東西に於て安全水帶に相接するのみならず、加奈陀の或部分が該水帶にて繞團せらるる事實は依然存在すること、然れども英佛兩國政府は安全水帶の觀念を眞面目に考慮するの意思なきを表示したるに鑑み、この以上意見の交換を爲すも效なかるべきこと、といふにあつた。

二九九五の三 その後同一九四〇年四月、別に記する米洲中立委員會にては、右の英佛獨三國政府の回答の上に現はれたる諸論點を検討したる末、米大陸諸國の要望の法律的基礎を明かにするを望ましとすとの見地から、同四月二十七日長文の勸告案——米洲諸共和國政府に對する形式に於ての——を採擇した。この勸告案は米大陸の有力なる法律家(該委員は孰れもさうである)の安全水帶の性質に關する見解を示す上に於てかなり盡せるものであるから、その全文を左に抄譯するの價値ありと思ふ。(原文はAmer. Jour. of Int. Law, Vol. 35, Jan. 1941, Suppl., p. 38 以下にある)。

『本委員會は

『一』現歐洲戰は干戈に訴ふることを非認する最嚴肅の條約あるに拘らず發生したこと、及び平和に生息し且暴力行為に對しその平常の社會的及び經濟的關係を保護するを唯一の希望とする中立諸國の上に悲慘の影響を齎すべきこと。

『二』米洲諸共和國は巴奈馬宣言に於て、彼等は米大陸の自衛手段として交戦國に依る敵對行爲を大陸近接の水面に於て行はしめざる固有の權利を有することを宣明したこと。

『三』この固有の權利の基礎は自衛の基本的法則に存し、現下の戰の齎せる新事態に順應せしむるに適當なる方式を執らざる可らざるものなること。

『四』國際法の諸法則の多くが發生且發達したる事情を商量し、米洲諸共和國は固有の正當性に要求を基礎づけたる巴奈馬宣言の主義の承認及び同主義に對する尊重を要求する凡ゆる權利を有すること。

『五』巴奈馬宣言の條項に交戦國の同意を得んと共同提議にて試みんとする米洲諸共和國の宣明は巴奈馬宣言の交戦諸國に依る受諾が彼等の任意の決定に屬すと米洲諸共和國に於て認むるものとは解すべからず、寧ろ安全水帶の基礎的原則を再確認し、之に對する交戦諸國の尊重を期待することが米洲諸共和國の希望であり且決心であること。

『六』交戦諸國の該水帶尊重の同意に、對戦國に依る同様の受諾を條件として彼等各國に之を爲すを妨げず。その結果は交戦國雙方の同意となるべきこと。他方、安全水帶内に於ける交戦行動を禁する米洲諸共和國の權利は、必しも交戦諸國の同意を俟つを要せず、況して米洲諸國は巴奈馬宣言の效力を交戦諸國の一致的且同時的の受諾如何に繋がらしむる能はず、殊に該水帶の尊重は、本委員會の所見にては、交戦國の一方が他方の攻撃に對して行ふ自衛の權利の拋棄を意味するものに非ざるが故に尙ほさらであること。

『七』安全水帶に關し米洲諸國の要求する權利は、交戦諸國が執るに至れる交戦方法の採擇、即ち歐洲の多數國との中立通商の公路を事實的に閉鎖し且その結果として中立國の海運に甚大の損害を齎すに至らしめたるそれに對應し、須要の一權利たるもので、隨つて米洲諸國は斯かる交戦方法の使用を妨迦する充分の權利を有すること。

『八』交戦諸國側にては、彼等の指定する條件に遵ふ以外に、中立船を一切排除する所の戰域を設定した。隨つて彼等は、中立の米洲諸國側に於てその平和的行動を保護するため、米洲の水面を戰場より遮断するの決意に對し苦情を申立つる何等理由なきこと。この決意は交戦の影響を限局し平和の利益を保障することの正しき目的に鑑み、充分に辯護し得るものなること。

『九』巴奈馬宣言は安全水帶に於ける一切の敵對行動を禁すること。且中立諸國はその施し得る手段に依り、殊に自國の港及び領水に於て不法の援助の交戦國軍艦に供與せらるるを防止することに依り、この目的に向つて寄與せざること。

可らざること。

『一〇』米洲諸國は安全水帶は領水の法的地位の何等擴張を意味すと要求するものに非ざること。殊に該水帶の設定は戰時のみに係るものなるが故に、單にその目的に於ての安全を求むるもので、隨つて交戦國に依る侵略的性質の敵對行動を排除するに止まること。

『一一』米洲諸共和國は實に沿岸都市及び地方的海運業の安全のみならず、米洲諸國間の通商の正常通路に於ける交通の保護を保障するに必要なる沖合距離に就て安全水帶の境界を定めたること、且その幅員を大に失すとして非難せば、より狹少の幅員と爲すも非難は同様なるべく、しかも之を狹少にせば以て米洲諸國間の海運を保護するに不足なること。

『一二』交戦國の商船をして安全水帶内の米洲諸國間の通商に從事せしむれば該交戦國の收入増大となるべきが故に之に從事せしむべからずとの論は、何等理由なきこと。なぜならば、安全水帶設定の目的は沿岸及び公海に於ける米洲諸國間の通商を保護し、それが敵對行為に依り何等妨礙を受けざらしむるに存し、而してこの通商は中立國船に依ると交戦國船に依るとを問はぬからである。假に交戦國は敵船の安全水帶内に於ける通商從事はその收入増大の因となるとの單なる理由の下に中立國の通商を妨礙するの權ありとせば、交戦國は同じ理由に於て敵國と中立國との一切の通商を妨礙するの權ありとも論じ得べく、そは不合理なること。

『一三』交戦國の或者は米洲に於て屬領地を有し或者は有せざるが故にその間に不均衡あり、隨つて安全水帶は之を認むるを得ずとの論の如きは、國際法上何等根據なきこと、又米洲諸國は屬領國を有する交戦國に向つて之を軍事行動の基地に利用せずと誓はしむることに依り右の不均衡を除去すべしとの註文も、これ亦理由なきこと。殊に中立國は交戦國の偶々地理的狀況又は海軍施設の有無に伴ふ優劣の甲と乙との間に差別的待遇を立つるの要あるものに非ざること。安全水帶内に歐洲國が不可爭的に有する屬領地が該水帶より除外さることは、巴奈馬宣言の明規する所な

ること。

『一四。安全水帶の保護は戦闘の危険に對し均等の條件の下に交戦國にも中立國にも同様に要求さるものであるから、該水帶は交戦國の一方が他方に對し之を己れの軍事行動の基地に利用すべき庇護殿たらしむるものとの論は取るに足らざること。殊に巴奈馬宣言には、交戦國が敵對行為遂行の一手段として該水帶を利用するのを違法としてあること。

『一五。凡そ商船には、その目的とする平和的且適法の通商に便宜を供するの必要上、外國の領水内に航し、その港に出入及び碇泊するを許さるが、それには當該主權國の法權に服し、その中立法規を尊重するを要すること。

『一六。しかも右の碇泊が平常の商取引の済んだ後尚ほ引續き遷延久しきに及ぶに於ては、該商船はその通商的性質を少なくも一時的に抛棄し、交戦國軍艦のために該港を不法に利用せんがための碇泊と看做ざることあるべきこと。

『一七。安全水帶設置の目的を達成せんがためとして、本委員會は米洲諸國が共通的に採擇すべき法則、即ち安全水帶の法的性質、海上の他の區域との異同、該水帶内にて禁すべき敵對行為、及び該水帶の侵犯を共同して防壓すべき方法を律定するそれを勧告するを至當と思惟すること。

『一八。交戦國に依る安全水帶の侵犯のことある場合には、米洲諸共和國の執れの側に於て初めに敵對行為に出で、隨つて他の側に於て適法の自衛權の發動となれるかを判定するの要あるべく、之がため米洲諸國を代表する委員會を設け、之をして該侵犯に關する事實の審査に當らしむるの要あるべきこと。

『一九。軍艦の外國港に入ることは平時に於ても絶對的の權利に非ず、而して戰時に於ては、中立國はその中立を保護するための法規命令に遵由せざる場合には、一九〇七年の海牙第十三號條約〔海戰中立権利義務條約〕の第九條に依り、交戦國軍艦の入港を禁ずるの權あること。

『以上の諸理由に因り、米洲中立委員會は左記の勸告案を起草せり。

『第一。安全水帶は、その中にある當該國の各領水を外にし、且各國が各自の立法に依りその領水接續の水域内に於て行使することを留保したる特殊權利を留保し、各國商船の通商的行動及び平和的取引に向つて公開せる海面と認むべく、何れの國も該海面に對し領土權又は管轄權の行使を主張するを得ざるものとす。

『第二。該水帶の海面にありては攻撃、侵略、抑留、拿捕又は追蹤、投射物の投下、何等種類の機雷の敷設、その他陸上よりすると海上に於てすると上空よりすると問はず、凡そ作戰行動に屬する所の何等敵對行為を行ひ又は何等敵對活動を企圖することを禁ず。但し安全水帶外にて始まり該水帶外に於て續行せらるものは、その行動の繼續に中斷なき限り、以上の禁令に入らざるものとす。敵に依りて始められたる攻撃を擊撃せんとし又は之に抵抗せんがため交戦者の執るべき行動亦同じ。

『第三。米洲諸共和國は中立國としての性質に於て、安全水帶の侵犯の事由となるべき一切の行為を防止するため、その執り得る一切の措置を各自の管轄内に於て執るべく、殊に(a)何れの國の商船たる間はず米洲港より交戦國軍艦へ不法の援助を供與するを防止するに必要な法令、(b)米國港に避難し久しきに亘りて碇泊する交戦國の商船は交戦者に依る安全水帶侵犯となるに至るべき状況の下に出港するを防止するに適切なる法令、を執れも實施すべし。

『第四。前項(b)に掲ぐる目的を確保せんがため、交戦國の商船にして中立の米洲國港へ避難したるとき、又は正常の航海の途次、載貨を陸揚げ又は積入れたる後過度の期間、港に碇泊し且出港に必要なその以外の行為を遂行し、その故に因り少なくも一時尋常の通商行動を抛棄せるものと推定し得るときは、該中立國は該船を碇泊港に抑留し、特別の許可なき限り出港するを得ざる如く爲さしむるに就て必要な措置を執るべし。

『該中立國は斯く抑留したる船に對しては、その出港したる暁に於て自國の中立又は安全水帶の侵犯を惹起する虞なき情況の下にあるに非ざる限り、出港の許可を與へざるものとす。

『該船の抑留は當該中立國に於て前項の情況の不發生を確保するまでは、且場合に依りては交戦繼續の全期間、之を繼續することを得。』

『第五。前條記載の商船にして抑留の儘中立港に碇泊する限り、當該中立國は、特に必要と認むる別種の措置の外、該船に對し左の措置を執ることを得。(a)之を監視に附し、船内に又は附近に哨兵を置くこと、(b)之を指定港に移し、且數隻を一ヶ所に抑留すること、(c)抑留期間中航海を不能ならしむる如くに機關又は管制の上に變更を加ふること、(d)抑留期間無線通信機の使用を禁じ、且その使用を不可能ならしむるが如くに調節すること、(e)職員及び船員は之を自由にし置くも、當該中立國內に滞留するの權利は外國人の入國及び居住に関する法規の下に立たしめ、彼等にして交戦國の國民たる場合には、當該中立國政府に於て中立及び安全を保護するために執るべき措置に遵由せしむること、(f)港稅及び課金の支拂は之を免除すること。』

『第六。交戦國の商船に對し當該中立國の判断に於て第四條に依り出港を許可したるも、該船にして尚ほ任意に碇泊する場合には、港稅及び課金は之を支拂はしめ、その他第四條及び第五條規定の措置の下に立たしむべし。』

『第七。交戦國の軍艦又は航空機の敵商船への攻撃に依ると交戦國の軍艦又は航空機の相互間の敵對行為に依るとを問はず、安全水帶の侵犯のことありたる場合には、米洲諸共和國は右の侵犯に関する事實の共同調査を爲すことを協定すべく、この調査に於て交戦國の孰れが先づ敵對行動を取りたるかを判定し、尙ほ事態は左記の手段の適用を要するものなるやを商議すべし。(a)侵略者たりしと判定せらるる交戦國に對する米洲諸國の共同抗議、(b)侵犯者たる軍艦又は航空機の入港の共同拒絶、且進んでは該侵犯國所屬の一切の軍艦に對し米洲諸國の港及び領水への航入及び碇泊の三ヶ月より少なからざる期間に亘る共同拒絶。』

『入港拒絶は當該艦船の乗員に對し純乎たる人道的性質に屬する須要の救助を與ふることを妨ぐるものに非す。』

(委員七名自署、中に米國の國際法學者 G. G. Fenwick もある)

一九九五の四 序でながら、一國の『領域』(Territory) と『管轄』(Jurisdiction) の異同に關しては、U. S. Naval College, *International Law Situation*, 1937, p. 71 に左の記事がある。

『“Territory” の語と “Jurisdiction” のそれは屢々混用せられ、諸法廷に於ては兩語の解釋を求めることがある。The Federal Court の前者に關する解説に曰く、

『「合衆國及びその管轄に屬する一切の領域」なる字句にある「領域」には種々の見解を下すものもあるが、吾等のそれに依れば、領域とは合衆國が主權國として領有及び支配を主張且行使する所の陸地及び近接水面の regional areas を意味する。該文字の前後關係及び全款の文脈からして、その意義は形容的でなく物體的で、即ち位置の定着性及び承認された境界を有する所の地域又は地方に係るのである。(U. S. v. Bevans, 3 Wheat. 336, 390, 4L. Ed. 404 を見よ)。一國の管轄に屬する領域とは、その領有及び支配に屬する陸地、港津及び灣、その他沿岸にて環らせる海面、並に沿岸線より外海に向つて三海リーグ即ち三地理マイル以内の水帶を含むこと、これ今日合衆國の既定のことに屬し且他國の周認する所である。』(Lam Mow v. Nagle, 24 F. (2d) 316 [1928].)

『他の諸國の法廷に於ては「領域」と「管轄」との間に明確の區別を立て、例へば船の追蹤が領水内に始まり公海まで繼續するが如き謂ゆる繼續的追蹤の場合に於て、領水の擴張としての何等要求とは離れ、之を適法の管轄權行使とするのである (The Ship North v. The King; 37 Canada, S. C. R. 385 [1915])。管轄權は國家の權能を行使するの權利で、所有物又は版圖の存在せざる所にも之を及ぼすを得るものである。』

米洲諸國は或は右の論法を援用し、謂ゆる安全水帶を必しも各自國の領水とは主張せざる迄も、その『管轄』權に屬するものと將來主張するに至るかも知れない。

第四卷 終

索引

(邦語の順位は成るべく閣令式ローマ字綴方に依る)

- ←
- Aaland の中立.....III, 309 ; IV, 667
阿部前首相.....IV, 12, 211
Aboneina, The,III, 1428
Achaia, The,I, 828 ; IV, 444
Achilleus, The,I, 848
Acland, F.D.,III, 868
Acteon, The,III, 1390
Adams, J.Q.,III, 852
安達峯一郎.....I, 599
Adela, The,IV, 404, 443
Adjutant, The,III, 1428
Admiral, The,III, 492-3
Adriatic, The,III, 109
Adula, The,III, 473
Africa, The,III, 839
Aghios Caralambos, The,III, 1188
Aghios Elene, The,III, 1188
Aghios Georghios, The,I, 881, 905
Aghios Nicolaos, The,III, 495, 531, 1348
Aghios Spiridon, The,III, 495
Agieno, The,III, 1462
Aguesseau, H.F. de,I, 121
Aina, The,III, 750, 1362
Alabama, The,I, 185, 653 ; III, 108, 449, 1318, 1468, 1509 ; IV, 112, 453, 503
Albania, The,III, 1428
Albany, The,IV, 474
Albenge, The,III, 1367
Alcock Sir R.,II, 662
Aldworth, The,III, 658
Alexandra, The,III, 918
Alexandre 法王.....I, 649
Alexandre I.....I, 118 ; III, 1239
Alexandre, The,III, 728
Alexieff 大將.....I, 725 ; II, 300 ; III, 352 ; IV, 415
Alfred Hage, The,III, 922
Alfred Nobel, The,III, 1043, 1045
Alien enemy (敵外人を見よ)
Allanton, The,III, 967
Alligator, The,III, 1196
Almazora No. 1, The,III, 784
Alminius, J.,I, 88
Almir. Alexandrino, The,IV, 985
Alternat (條約の).....IV, 843
Altmark, The,IV, 492
Alvarez, Dr.,II, 842-3 ; IV, 102-3
Alwina, The,III, 767, 867, 988, 1096
Amalfi 法典.....I, 36
Ambiorix, The,IV, 441
Ambra, The,I, 918 ; III, 1262, 1266, 1369, 1497
Amiral Gauteaume, The,III, 429-430
Amorduct M. Co. v. Defries & Co.
.....I, 837
Amphiptyonic 同盟.....I, 14-18

- Amplion*, The, III, 185
Amy Warwick, The, I, 923, 925-6; III, 1453
Ancillon, J.P.F., I, 274
Ancona, The, III, 126
Anderson, C.P., III, 137
Andler 中尉, II, 164
 安導券(護照を見よ)
André 少佐, II, 548
Angary (非常取用権を見よ)
Anglia, The, III, 429
 Anglo-Belgian Agency, I, 988
Anglo-Mexican, The, III, 806
Anker v. Société Coloniale, I, 1024
Anna, The, IV, 402, 426
Annaberg, The, I, 816
Anne, The, IV, 413, 442
Anne Dorothea, The, III, 842
Annie Johnson, The, III, 1000, 1502
Arnold 将軍, II, 548
 安奉線問題, I, 590, 739, 765
Antares, The, III, 1496
Anthippi, The, III, 1413, 1474
Antigone, The, III, 722
Antiope, The, III, 895, 1013
Antoine v. Morshead, I, 1017, 1023; II, 197-8
Antwerpen, The, III, 1000
Anvers 講和條約(1608), I, 107; III, 618
Anzilotti, M., III, 96
Aphrodite, The, III, 1004
Apollonia, The, III, 934
Appam, The, III, 1407, 1478, 1480,

- 1499; IV, 586
Aquileia, The, III, 736
Aquinas, T., I, 395
Arabi Pasha, II, 402; IV, 683
Arabia, The, III, 880
Ardagh 少將, II, 74, 365
Argo, The, III, 694
Argun, The, I, 731; III, 646, 1409
Ariadne No. 1, The, I, 857
Ariel, The, I, 893; III, 1318
 有賀長雄
 馬賊, II, 60-1
 土民防鬪及群民起鬪, II, 67
 義勇兵, II, 72
 軍票, II, 764
 軍政, II, 648
 軍事法廷, II, 912
 非交戦者避難勧告, II, 473
 保護國, I, 221; III, 276
 俘虜, II, 171, 287
 封鎖, III, 471
 間諜, II, 555
 國際法の性質, III, 287
 降伏, II, 588
 交戦状態成立時, I, 720, 724
 喬導, II, 701
 休戦, IV, 732, 808, 812, 816
 日清戦役の特質, I, 233
 日獨戦役, IV, 252
 の履歴, I, 219-224
 『露探』, II, 555-6
 旅順方面一時休戦, IV, 739
 旅順開城, II, 601
 赤十字旗, II, 306
 戰地衛生後送機關の遮断, II, 301

- 有賀長雄(續)
 戰場遭棄傷病者, II, 272-8
 戰場の交通, II, 470
 租借地, III, 284
 傷病者救護, II, 272, 278, 287, 301, 307
 丁汝昌勸降, II, 588-9
 青島戰, IV, 252
 中立化地, III, 309
 有馬良橋大將, III, 1122
 Aristotle, I, 18-9; II, 733
 有田前外相, I, 575-9; II, 529, 531; III, 218, 1152 以下, 1183; IV, 901
Arkanass, The, III, 1428
Armada 艦隊の敗滅, I, 73, 712
Armitz Brown v. U.S., II, 753
Armour, W.S., I, 31; III, 218, 1152 以下
Arn'd Karberg v. Blythe, I, 1031
Arnerid, The, IV, 819
Arntz, E.R.N., III, 853
Arrêt de Prince, I, 572
Arrêt d'Orénon, I, 63
Arrow, The, III, 240
Aryol, The, III, 436
 濱間丸事件, III, 1140, 1148 以下, 1183, 1199, 1200, 1223
Askold, The, IV, 544
Asquith, H.H., II, 480; III, 543, 624, 856
Asser, T.M.C., I, 185, 197; III, 853; IV, 377
Assistant, The, III, 673
Asturian, The, I, 925; III, 429
Asturias, The, II, 1054
Athenia, The, III, 424
Atherlay-Jones, III, 938
Atholl, Duchess of, II, 1136
Atlanta, The, I, 867, 909; III, 102, 863, 1113, 1233
Atlas, The, II, 843, 934
Atlas and Lighters, The, III, 673
Atteridge, A.H., III, 911
Aube 提督, III, 3, 251
Augustine, St., I, 80, 394, 399
Aurora, The, IV, 547
Austin, J., I, 120, 213, 248-9, 253; IV, 45
Australia, The, IV, 867, 870
Austria, The, III, 679
Axel Johnson, The, III, 917
Ayala, B. de, I, 79, 390, 399; IV, 240
Ayesha, The, III, 79
Azaña, M., I, 501
Azumi, D.A., III, 650, 1192
Baden, The, III, 1410
Baker, H.B., II, 402
Baker, P.J.N., II, 397
 Balance of power(均勢を見よ)
Baldwin, H.W., III, 205
Balfour, A.J.
 軍艦護送, III, 1252
 封鎖, I, 627; III, 477
 國際法上の義務, I, 257
 空戦, II, 1045; III, 477, 1325
 對敵通商, I, 1008
Balkan 戰役(1912-3), I, 236; II, 936; III, 669; IV, 477, 879

Baltica, The,I, 890, 894, 920
Balto, The,III, 1052
Bancroft, G.,I, 652
Bangor, The,IV, 444
 萬國議員聯合會.....I, 172, 174
 萬國國際法學會
 平時封鎖.....I, 603, 614, 619, 624
 人質.....II, 724
 非中立的役務.....III, 1104
 非常救用.....II, 839, 840
 報復.....I, 317, 584
 不防守都市.....II, 455
 海軍力砲撃.....III, 257
 海峽閉鎖.....IV, 490
 海戰法規案.....II, 724; III, 611, 876, 1109, 1244, 1261, 1311
 開戰手續.....I, 735
 開戰と條約.....I, 777
 海底電線破壊.....III, 333-5
 海上捕獲規程案.....III, 651, 853, 1311
 間諜.....II, 553
 繼續航海主義.....III, 1036
 機雷公海敷設.....III, 175, 181
 國際捕獲審檢制.....I, 176-8; III, 1511
 交戰團體.....I, 495, 498
 空戰.....II, 937
 無線通信取締.....III, 361; IV, 273
 内亂戰.....I, 498
 陸戰法規案.....I, 170, 276, 285, 293, 306; II, 388, 800
 領水問題.....IV, 384, 392, 521
 先買權.....III, 984
 戰時禁制品.....III, 876

私艦.....III, 95
 新國家及新政府承認.....I, 495
 商船武装.....III, 94-6
 海の自由.....III, 621
 萬國國際法協會
 非常救用.....II, 840
 保險契約效力.....I, 1028
 俘虜待遇規則案.....II, 89-95, 159
 封鎖法規案.....III, 466 以下
 開戰と契約.....I, 1016
 海戰法規案.....III, 16-39, 95, 203, 381, 749, 997, 1020, 1110
 海上中立財產條約案.....III, 859, 997, 1018, 1293; IV, 34, 51 以下
 機雷公海敷設.....III, 181
 國旗の偽用.....III, 381
 國際刑事裁判所.....II, 926
 航空.....II, 960, 967
 空戰.....II, 975, 1147, 1212 以下
 空戰法規案.....I, 312; II, 975 以下
 陸戰中立權利義務條約案.....IV, 34, 51, 61 以下
 占領.....II, 609
 占領地法則.....II, 846 以下
 戰時禁制品法規案.....III, 997 以下, 1058
 戰時の避難區.....II, 1147
 中立法規案.....III, 865, 1058; IV, 599
 中立船破壊.....III, 1352
 中立證明書制.....III, 1076
 仲裁裁判.....I, 654
 郵便信書尊重條約案.....III, 752
 萬國郵便條約 (1934)IV, 984
 磐石丸.....III, 775

Banham S. S. Co.I, 1031; IV, 937
 Bar, Prof.,IV, 294
Barbeyrac, J.,I, 94-5, 124
Barcelo, The,III, 763, 1189
 Barcelona 國際交通會議.....III, 211, 213
Barclay, Sir T.,II, 624
Barenfels, The,I, 261; III, 1443
Barinquen, The,III, 1146
Barksdale, C.,I, 94
Barmbek, The,III, 712
Barnouw, A.J.,IV, 908
Baron Stjernblad, The,III, 937, 953, 1374
Barraconta, The,IV, 819
 Barred zone.....III, 16, 199, 203
Bartha Elizabeth, The,II, 1219
Bartolus, Prof.,IV, 381
Basily, M.,I, 172
Batavier II, V & VI, The,III, 783, 927, 997, 1457
Baty, Dr. T.
 武力行爲.....I, 239
 クリミア戰役.....I, 161
 平時封鎖.....I, 607
 人質.....II, 724
 捕獲審檢.....III, 1418
 報復.....I, 314, 582; III, 812
 — (對中立人)III, 812
 封鎖.....III, 542
 戰の成立.....I, 373
 繼續航海主義.....III, 1082
 國外出兵.....I, 551
 降伏兵殺害.....II, 354
 無線電信取締.....III, 350
 領水.....IV, 368, 383, 388
 古領.....I, 596; II, 628
 傷病難船者.....III, 454
 敵人との交通.....I, 976-8
 中立領土の兵の通過.....IV, 241, 244
Bawean, The,III, 785
Bayard, T.F.,III, 904
Bayard, Le,I, 444, 621
 Bazaine 將軍.....II, 68
 馬賊.....II, 60
Bee, The,III, 230
Behn v. Miller,I, 850
 米國 (U.S.A. を見よ)
 米西戰役.....I, 166; IV, 229
 拿捕物件引致.....III, 1288
 土民兵使用.....II, 59
 軍使.....II, 571
 捕獲物件の保管中の徵用.....III, 1455
 捕獲審檢の準據法.....III, 1455
 補給石炭數量.....IV, 558
 俘虜.....II, 105, 224
 封鎖.....III, 473, 503, 526
 海底電線破壊.....III, 337, 347-8
 艦艇譲渡.....IV, 459, 473
 國旗移轉.....I, 874
 交戰狀態成立.....I, 716, 718, 747
 講和條約.....IV, 474, 879, 893
 嚮導.....II, 704
 サンチアゴ開城.....II, 595
 敵兵不助命の命令.....II, 362
 敵船出港恩惠期間.....II, 665
 敵私有財產.....II, 739
 敵人在留.....I, 940; II, 739

米西戰役（續）
中立船破壞.....III, 1323
郵便信書不可侵.....III, 753
條約の效力.....I, 780; II, 739
米洲安全水帶.....IV, 103 以下, 995
以下
——共和國中立宣言(巴奈馬).....III,
149; IV, 103
——中立委員會.....IV, 108, 997
Beleno, The,III, 1262
Belgia, The,III, 682, 1428
Belgian Prince, The,III, 421
Belgium
中立化及その侵犯.....I, 256; IV,
15, 233, 658 以下
捕獲審檢.....III, 532, 1437
國王降伏(1940).....IV, 910
Bella Scutarina, The,III, 1114
Bellas, The,I, 886
Bello, A.,I, 218
Bellot, H.H.L.
海戰法規案.....III, 16
繼續航海主義.....III, 1082
占領地法則.....II, 847
潛水艦.....III, 395
Benes 決議案.....II, 1039
便衣隊.....II, 76 以下, 502
Benito Estenger, The,I, 874
Bentham, J.,I, 120-1, 133, 248,
327; IV, 10
Bentzen v. Boyle,I, 820, 924
Benwich, N.,III, 84, 1108
Bergenhus, The,III, 784
Bering 海問題.....I, 652-3, III, 163;
IV, 370 以下

Berkeley, 提督.....III, 1180
Berkersroom, The,III, 1439, 1351
Berlin 令.....I, 145 以下; III, 500,
1507
Berlin 會議及議定書 (1885).....I,
643; II, 629; III, 903; IV, 665-6
Berlin 條約 (1878).....IV, 846, 878
Berlin, The,III, 729
Bermuda の租借.....IV, 470
Bermuda, The,III, 848, 1030
Bernard, M.,III, 1109, 1136
Bernisse, The,III, 1376
Bertha Elizabeth, The,III, 1189,
1405
Berwind, The,IV, 575
Bethmann-Hollweg.....I, 307; II,
147
Betsey, The,III, 501; IV, 437
Bewar, G.A.B.,II, 33
Bewes, W.A.,I, 971
Bieberstein, M.v.,I, 269
Billot, Prof.,II, 20, 23
Binon v. German States & the S.F.I.
Co,I, 1027
Birkenfels, The,III, 686
Birkenhead, Earl of,
萬民際法.....I, 121
便衣隊.....II, 77
捕獲審檢.....III, 1451, 1525
干涉.....I, 544, 547
空戰.....II, 975
倫敦宣言.....I, 183
野蠻兵.....II, 63
Bismarck
同盟.....I, 1060

Bismarck (續)
報復.....II, 719, 722
俘虜.....II, 103-4
決闘.....I, 347
キール運河.....IV, 728
國論に留意.....I, 139
攻圍地及要塞.....II, 408, 483; III,
198, 459
侵略者の名を避く.....I, 409
私有財產.....II, 610, 778, 792, 817,
844; III, 610
對佛開戰.....I, 365
對佛償金.....IV, 877
中立化國.....IV, 662
常人への加害.....II, 77
條約の效力.....I, 775
Bisschop, W.R.,II, 662; III, 16
Bissing 將軍.....II, 654
Björn, The,III, 979
Björnstjerne Björnson, The,III,
1043, 1045
Black Diamond guarantee.....III,
1220
Black list.....I, 991 以下
Black Sea の中立化.....IV, 665
Blackstone, Sir W.,I, 712, 958
Blanco, Marshal,II, 571
Bloch, I.S.,II, 412
Blonde, The,I, 262; III, 707;
IV, 426, 472
Bloom 中立法案.....IV, 171, 176
Bluefield 港封鎖.....I, 506
Bluntschli, J.K.
暗殺.....II, 352
米國陸戰訓令評.....II, 19
墨子.....I, 7

- Bolivia.....I, 532
 Bolles, J.A.,III, 1318
Bolletta, The,I, 522
 Boncour, M.,IV, 774
 Bonfils, H.
 護照.....II, 732
 軍律.....II, 916, 922
 人質.....II, 724
 俘虜.....II, 163
 戰の定義.....I, 359
 間諜.....II, 564
 奇計.....II, 488, 494
 國際法違反.....IV, 245
 休戰.....IV, 806
 連座罰.....II, 922
 赤十字旗.....II, 306-7
 占領.....II, 673
 宣戰.....I, 713
 取立金.....II, 784
 中立船破壊.....III, 1323
 運河の中立化.....IV, 694
Bonna, The,III, 1053, 1374
 Bons offices (周旋を見よ)
 Booty (鹵獲を見よ)
 Borah, W.E.,I, 701; III, 39;
 IV, 137, 176
 Borchard, E.M.
 賠償責任.....II, 498, 512
 米國と中立.....IV, 25, 137
 斷交と開戦.....I, 382
 Gibbon 事件.....IV, 348
 國外出兵.....I, 553
 債務回収と兵力使用.....I, 661
 戰時禁制品.....III, 1061
 戰時債權決済.....II, 860

- 戰場所在財產.....II, 497, 509, 512
 私有財產.....I, 971; II, 734
 損害賠償.....II, 509
Borgia, The,III, 1358-9
 Bosnia 併合 (1908)I, 590
 Bosphorus 及 Dardanelles.....III,
 183; IV, 495, 508-9
 Botha 將軍.....II, 344
 Bottomary bond (船底抵當權).....
 III, 1360
 Bourbaki 將軍.....IV, 317
 Bourdoulon, M. de,I, 349
 Bourgeois, L.,I, 206, 208-9
Boutre X, The,I, 861
 Bower, Sir G.,III, 143, 395
 Bowles, T.G.,I, 607; III, 500,
 600, 1339
 Bowring, Sir J.,I, 133
Brage, The,III, 910, 934
 Bramton, Lord,I, 811
Brandon v. Curling,I, 1025
Bremen Flügge, The,III, 843
Bremer Castle, The,III, 429
 Breslau 條約 (1742)I, 102
Breslau, The,III, 270; IV, 461
 Brest-Litovsk 條約.....I, 478; IV,
 742 以下, 868, 898
 Briand, A.,IV, 41
 Briand-Kellogg Pact (不戰條約を見
 よ)
 Brierly, J.L.,IV, 34, 39
 Briggs, H. W.,III, 223, 797; IV,
 474, 858
 Bright, J.,III, 580, 651
 Britton, R.S.,I, 8

- Brown, P.M.,I, 267, 701; IV, 106
 Brown 大佐.....IV, 466
Brown v. Hiatt,I, 1019
 Bruce, Sir F.,I, 439
 Bruckère, M. de,I, 376
 Brunus, C.,I, 711
 Brussels 陸戰法規會議及宣言案.....I,
 166-171
 電信線破壞.....III, 333
 毒物使用.....II, 400
 害敵手段.....II, 342
 軍使.....II, 569-570, 573
 報復.....I, 314-6
 俘虜.....II, 85 以下, 160, 186; IV,
 331, 960
 海底電線.....III, 333
 間諜.....II, 544, 546, 551, 553, 561
 降伏.....II, 595, 600
 攻圍.....II, 445, 448
 交戰者.....II, 51
 僭尊.....II, 699, 703
 休戰.....IV, 803, 806
 民兵.....II, 53
 民衆軍.....II, 69
 掠奪.....II, 536
 占領.....II, 355, 610-2, 615, 691, 695,
 697, 691
 私有財產.....II, 448-9, 744
 敵不助命の宣言.....II, 358
 徵發及取立金.....II, 753, 779, 781
 要塞都市と開放都市.....II, 452
Brussels, The,III, 101, 133
Brussels, The, *De* 31,III, 678
 Bryan, W.J.,I, 675 以下, II, 631;
 III, 127, 388, 695, 940; IV, 150,
 218, 583, 602 以下,
 693
 Bülow, Prinz,III, 1033, 1182
 Bulmerineq, A.,I, 379, 624; III,
 537, 853, 1311
Bundesrath, The,III, 42, 1031,
 1083, 1529
 Bunsen 大使.....I, 770
 Burlamaqui, J.J.,I, 124
 Burton 案.....III, 1061; IV, 310
 武裝中立 (1794-1800)I, 108-113,
 115-9; III, 17, 500, 600, 839, 875,
 1240
 Butler, N.M.,IV, 137
 Butler, R.A.,II, 902
 Bynkershoek, C.V.,I, 121, 126,
 130, 711, 974, 977; II, 733; III,
 992, 1232; IV, 2, 9, 306, 402
 Bywater, H.C.,III, 306-7
- Caboto*, The,III, 783
Caique X, The,I, 860
Cairnsmore, The,III, 1378
 Caisse de Prêt.....II, 775
Calchas, The,III, 880
 Calvin, J.,I, 88
 Calvo, c.,I, 218, 583, 602 以下,

957, 961; **II**, 784, 839; **III**, 650, 1266
Calypso, The, **III**, 842
 Cameron, G., **II**, 208
 Campbell, A.C., **I**, 94
 Campbell, F.A., **I**, 1040
 Campbell, J.D., **I**, 443
 Campbell-Bannerman, **I**, 675
 Cambrai 同盟條約 (1508) **IV**, 838
 Canning, G., **I**, 150; **IV**, 351
Cape Corso, The, **I**, 918; **III**, 1443, 1465
 Carlos, Don, **I**, 387
Carnarvon Castle, The, **IV**, 556
Caroline, The, **I**, 295; **IV**, 409以下
 Cartel, **II**, 210
 Cartel 船, **III**, 747
 Carte d'identité, **II**, 1000
Carthage, The, **III**, 928, 1141, 1184
 Cartwright, E., **I**, 137
Carvalho, The, **III**, 1149
 Cash and carry system (現金自撮制を見よ)
 Castlereagh, R.S., **I**, 141; **II**, 797
Casus foederis, **I**, 1052; **IV**, 940
Catherina Elizabeth, The, **III**, 92, 99, 1230
 Catheline II, **I**, 108-119
 Cator 判事, **I**, 261, 816, 830; **III**, 1120, 1466
 Cave, Lord, **III**, 1424
 Cavell, Miss, **II**, 915; **III**, 134
Centennial, The, **IV**, 819
 Central India Mining Co., **I**, 990
Ceres, The, **I**, 106

Cervignano, The, **III**, 654, 716, 1262, 1495
Ceylon, The, **III**, 71, 82, 1355
Chaco 戰 (1933) **IV**, 41, 116, 472
 Chamberlain, N., **I**, 458, 533-4, 700; **II**, 1048, 1098, 1172; **III**, 559, 806, 811
Charlemagne 帝, **I**, 46-7
Charles III, **I**, 97
Charleston の閉塞及封鎖, **III**, 155, 519, 538
Charter-party, **III**, 1208; **IV**, 935
Cheref, The, **III**, 1317
Chesapeake, The, **I**, 148; **III**, 1180
Cheshire, The, **I**, 928
Chicherin, G.V., **IV**, 496
Chile, The, **I**, 261; **III**, 687, 706, 1492
Chile Order, The, **I**, 263; **III**, 680, 687, 707
 智利の叛亂 (1891) **I**, 509, 554
 — の航運, **I**, 912
 — の給炭量制限, **IV**, 579
China (支那を見よ)
China, The, **III**, 1146
Christian Boles, The, **III**, 1102
Christian Endeavor Society, **III**, 533
Christopher, The, **III**, 1280
Chrysopolis, The, **I**, 935; **II**, 841; **III**, 1096
Chumpon, The, **III**, 797
Church v. Hubbard, **IV**, 371
Churchille, W., **III**, 94, 105, 424, 566; **IV**, 766, 976

Ciano 伊外相, **IV**, 20
Cicero, **I**, 32, 239, 395; **II**, 733
Circassian, The, **III**, 471, 493, 518, 825
City of Flint, The, **IV**, 585, 592
Clan Grant, The, **III**, 1361
Clarendon, Earl of, **III**, 248, 579, 599
Clark, E., **I**, 541, 552, 594; **IV**, 42, 44
Clausewitz, G.K.v., **I**, 192, 274-5, 332
Clay, H., **IV**, 709
Clayton-Bulwer 條約, **I**, 652; **IV**, 685, 710
Clinchiant 將軍, **IV**, 317
Clinton, Sir H., **II**, 548
Clumberhall, The, **III**, 530
Clunet, M., **III**, 96
Cobbett, P.
 捕獲審檢, **III**, 1408, 1416
 普佛戰役, **I**, 365; **II**, 694
 海上私有財產, **III**, 616
 交戰狀態成立時, **I**, 733
 占領, **II**, 694, 700, 717
 戰場所在財產, **II**, 513
 借款支拂義務, **I**, 963
 傷病者救護, **II**, 266
 中立義務, **IV**, 483
 受命違法行爲責任, **I**, 293
Cobden, R., **III**, 241, 580, 651
Cocceji, S., **I**, 102; **III**, 1506
Coccus, The, **III**, 1387
Coenca 商會損害事件, **II**, 1159
Cohn, G., **IV**, 8

Colby, Capt., **II**, 1105
Colenso, The, **I**, 828
Coller 判事, **III**, 1125
Collis, S.W., **II**, 1128
Colombos, C.J., **I**, 889, 910; **III**, 673, 736, 750, 755, 786, 805, 1427, 1442; **IV**, 448
Colonia, The, **I**, 875, 894-6; **III**, 1366
Columbia, The, **III**, 492-3, 536
Cometa, The, **III**, 921
Commercen, The, **III**, 919
Com. d'Assur. N.S., **I**, 847
Compiègne 休戰規約 (1918) **IV**, 748
 — — — (1940) **IV**, 756
Comte de Smet de Naeyer, The, **III**, 745
Concadoro, The, **III**, 689
Conger, E.H., **III**, 283
Congo の中立化, **IV**, 665
Congo, The, **III**, 700
Conqueror, The, **III**, 658
Consolato del Mare, **I**, 64, 108; **III**, 590, 595, 1420
Constantine 大帝, **I**, 46, 60
Constantine (希臘王), **I**, 548; **IV**, 257以下
Consul Corfitzon, The, **III**, 916, 1443, 1453
Consuls marchands, **I**, 64
Contraband Control Board, **III**, 816-7
Continental T. & R. Co. v. Dailmer

.....I, 838
Convoy (軍艦護送を見よ)
Coolidge, C.,I, 429
Coquet, L.,III, 44
Corbridge, The,III, 751
Corcovado, The,IV, 821
Corfu 事件.....I, 538, 598, 600; IV, 670
Corfu の中立化.....IV, 667, 670
Corier Maritimo, The,III, 1371
Corinth 運河.....IV, 673
Corinto 要塞占領.....I, 595
Cormoran, The,IV, 600
Corn 島の租借.....III, 280
Correntina, The,III, 922, 1468
Cotton Plant, The,III, 1264
Coüannier, H.,II, 963
Coulondre, M.,IV, 927
Courbet 提督.....I, 441-4, 621
Courtils, L.,III, 299
Courtin, A. de,I, 95
Craigie 大使.....II, 665; III, 1150
Craiova, The,I, 910
Crandall, S.B.,I, 790
Crecraft, E.W.,III, 1505; IV, 142
Crete 封鎖 (1807)I, 161, 604, 625
—— 攻略 (1941)IV, 974
Cretic, The,III, 1372
Cricket, The,III, 231
Crimea 戦役.....I, 101, 755, 821, 836, 862, 872, 894, 939; II, 168, 204, 927; III, 62, 239; 596, 664, 670, 706, 724, 750, 836, 884, 1029, 1244, 1286, 1324, 1362, 1430, 1491

Cripps, Sir S.,I, 1032
Cromer, Lord,I, 41
Cromwell, O.,I, 650
Cronje 将軍.....II, 344
Crozier 大佐.....II, 365, 928
Cuba.....I, 518, 525
—— 借款.....IV, 896
Cubano, The,I, 905
Cudahy, J.,II, 711
Cumberland, The,III, 739
Curlew, The,III, 60
Curtis, W.E.,I, 17
Curzon, Earl,II, 1055
Cuse, R.,I, 523
Cushing v. Laird.....III, 1366
Cydnus, The,I, 860
Cyprus.....III, 1417
Czarewitch, The,IV, 602
Czar Nicolai II, The,I, 935; III, 693, 698, 712, 1495
Czecho-Slovakia.....I, 492; III, 1503; IV, 754

Dacia, The,I, 865, 875, 895, 898-906; III, 750
拿捕の意義.....III, 568
Daijje, The,III, 748
『第五列』.....II, 557
第三國人権益.....II, 1170, 1191; IV, 961
Daska, The,I, 932
Dampierre, M.,I, 281; II, 22, 879, 885
Dana, R.,I, 214
Danekebaar Africaan, The,I, 922

Dandole, The,III, 783
D'Annunzio, G.,I, 481
Dante, The,I, 828
Danube 河口の中立化.....IV, 665
Danube, The,I, 922
ダルダネルス (ボスフォラスを見よ)
Darlan 提督.....IV, 766
Darwinism.....I, 272, 341
伊達外國官知事.....IV, 467
Daranger, The,I, 859, 869; III, 1384, 1484
Davis, G.B.,II, 18, 159, 413, 868; III, 1246
Davis, J. (南軍統領)I, 303, 494
Dawes 案.....IV, 879
Déclaration の意義.....III, 601
Deike Rickmers, The,III, 718
De Jager v. A.G. of N.,I, 823; II, 617
Democracy.....I, 183; IV, 326
Denial of Justice.....I, 570
Denman 提督.....III, 246
丁抹中立規則 (1938)IV, 72
Denver, The,III, 1068
Derby, Earl of.....IV, 680
Derflinger, The,I, 829, 920; III, 700
Dernberg, Dr.,III, 626, 628
Desart, Earl of,III, 1242
Despagnet, F.,I, 542, 583, 961; II, 784, 839
Detain の意義.....III, 687
Deutschland
—— 白耳義併合宣言 (1940)II, 627
—— 侵入 (1944)IV, 15, 246

Crete 攻略 (1941)IV, 974
丁抹及諾威侵入 (1940)I, 427, 558; IV, 46
獨蘭通商條約 (1908)II, 833
獨支條約 (1921)III, 216
軍紀 (第二次大戰)II, 156; IV, 972
軍機取締法.....II, 545
軍律及軍事法廷.....II, 910
軍使.....II, 571, 573-4, 576
叛逆罪.....II, 874
人質.....II, 720
非常收用.....II, 818
捕獲令 (1939)IV, 984
捕獲審檢制.....III, 1432, 1456
北清事變.....II, 797
砲擊.....II, 457, 471
俘虜取扱 (第一次大戰)II, 128
—— 以下, 147 以下, 189 以下, 193
—— (第二次大戰)IV, 962
俘虜情報局 (第一次大戰)II, 232
開戰と契約.....I, 1018
海戰及捕獲法規.....I, 848, 859, 904, 907; II, 26; III, 44, 51, 100, 354, 374, 674, 748, 918, 987, 1127, 1129, 1158, 1193, 1201, 1211, 1313, 1346, 1386, 1394, 1398, 1402, 1404, 1408, 1414, 1425, 1476; IV, 993
間諜.....II, 564, 1036
刑法.....I, 307; II, 545
奇計.....II, 489
國防法.....III, 1159
國旗移轉效力.....I, 907
降伏.....II, 594
攻圍.....II, 454

- Deutschland (續)
 交戰權發動手續.....I, 706
 倫敦大空襲(1940).....IV, 977
 膠州灣租借地.....III, 278
 ルクセムブルグ侵入(1914).....IV, 249
 蘭白佛攻略(1940).....II, 138, 559
 陸戰慣例(1902).....I, 276-8, 238, 281, 285-6; II, 16, 21, 42, 58, 107, 112, 156, 162, 204, 207, 223, 330, 350-1, 360, 453, 456, 471, 489, 538, 564, 573, 576, 594, 654, 670, 700, 714, 785, 808, 874, 910, 1036; IV, 296, 323-4, 326, 331, 335, 799, 811, 955
 掠奪.....II, 538
 領水.....IV, 378
 三國同盟(1819).....I, 1053; IV, 15
 ——(1940).....IV, 852
 占領.....II, 670, 699, 700, 714, 808
 占領地行政(1914).....II, 654-8, 691, 697, 715
 ——(1940).....II, 659, 711; IV, 969 以下
 占領地司法(1914).....II, 671
 戰時禁制品目.....III, 950, 961
 對波蘭開戰(1939).....I, 746
 對葡開戰(1916).....II, 834
 對敵通商禁止法(1914).....I, 1010
 微發及取立金.....II, 771 以下, 785
 Warsaw 開城(1939).....II, 579, 603
 在港敵商船取扱.....III, 715
 在留敵國人取扱.....I, 946, IV, 935
 Deutschland, The,III, 149-154
 DeWattville 大佐.....II, 131, 133; III, I 408, 429-431
- 131, 133
 Dicey, A.V.,I, 288, 431, 815, 817, 833; II, 866
 Digby, J.,I, 70
 Dillon, Dr.,III, 638
 Dirigo, The,III, 781
 Disraeli,I, 706; IV, 680
 Doelwijk, The,III, 1030, 1036; IV, 867-870
 Dogger Bank 事件(北海事件を見よ)
 獨佛講和條約(1871).....I, 600, 602, 786
 毒瓦斯及毒物使用.....II, 46, 342 以下
 392 以下; IV, 915
 毒瓦斯禁止議定書(1925).....II, 336, 421 以下, 1014
 毒瓦斯の種類.....II, 396
 ——性投射物禁止宣言(1899).....II, 339, 399
 ——使用の當否.....II, 401 以下
 ——と第二次大戰.....II, 444
 ——と國際聯盟.....II, 417 以下
 ——と華府條約.....II, 418
 Dolphin, The,III, 1029
 Domicile の意義.....I, 804, 816
 Don Carlos,I, 387
 Don Maria,IV, 482
 Don Miguel,I, 385; IV, 482
 Don Pacifico,I, 567, 585, 622; III, 241
 Don Pedro,IV, 482
 Don, The,IV, 464
 Donegal, The,III, 433
 Dover Castle, The,I, 300, 308; II, 408, 429-431

- Drago, L.M.,I, 218-9; IV, 465
 Drago 主義.....I, 663-7
 Draupner, The,III, 1127, 1349
 Dredger,III, 677
 Dresden, The,IV, 398, 536
 Duggan, S.P.,I, 17; IV, 107
 Duke, Sir H.,III, 707
 Dullos, A.W.,IV, 225
 Dumba, Dr.,III, 1173
 Dum dum 彈.....II, 10, 336, 340, 364
 以下, 1008; IV, 218, 230, 298
 Dunant, H.,II, 265
 Dundonald, Earl of,II, 393
 Dunkerque, Le,IV, 767
 Dupleix, Le,III, 320; IV, 666
 Dupré 提督.....IV, 666
 Dupuis, C.,III, 258, 1097, 1108, 1323, 1456; IV, 404
 Düsseldorf, The,III, 1382; IV, 380, 426, 443, 995
 Dux, The,IV, 379
 Dyne, Van,III, 282
 Eastry, The,III, 968
 Ebenezer, The,III, 843
 Eden, A.,I, 500, 533; IV, 32
 Eden Hall, The,III, 1266
 Edmonds 大佐.....I, 296; II, 24
 Edna, The,I, 889, 906
 Edward 三世.....III, 1420
 Edward & Mary, The,III, 1273, 1278
 Egypt,I, 827; IV, 401, 675 以下
 英國(Great Britain を見よ)
 英米仲裁裁判條約(1897).....I, 247
- 英佛協約(1904).....I, 1051; IV, 695
 英露協約(1907).....I, 1051
 英蘇協定(1941).....IV, 952
 Einicke, P.,IV, 305
 Eir, The,I, 934; III, 1366
 Ekaterinoslov, The,I, 377, 728-2;
 II, 104; IV, 422, 446
 Elbe, The,IV, 820
 Eldon, Lord,I, 191
 Elektra, The,III, 433
 Elida, The,III, 1376, 1458; IV, 378
 Eliza Ann, The,I, 372, 712, 738
 Elizabeth 女王.....I, 73, 77
 Elizabeth, The,I, 752
 Ellenborough, Lord,I, 958, 965
 Elliott, C.B.,I, 106
 EllisPontos, The,III, 1046
 Elsa, The,III, 979
 Elve, The,III, 1376
 Embargo,I, 571
 Emden, The,III, 374, 398, 1095, 1318, 1410
 Emil, The,III, 762
 遠藤源六博士.....I, 724-730
 煙幕.....II, 495, 1129
 榴本武揚.....IV, 467-9
 榴本重治氏.....III, 52; IV, 934
 Eorus, The,III, 654, 1316
 Erskin, D.,I, 150-1
 Erstern, The,III, 843
 Erymanthos, The,III, 683, 1494
 Erzberger, Herr,III, 626
 Eskimo, The,I, 848, 937
 Esperanza, La,III, 1273

- Esposito v. Bowden*.....I, 812, 977, 1030
Essex, The,.....I, 144; III, 841
Estern, The,.....III, 617
Etta, The,.....IV, 459
Eugenia, The,.....I, 909
Eumaeus, The,.....I, 829, 834
Evangelistria, The,.....III, 733, 1188
Evans, Sir S.,.....I, 261, 263, 817, 834, 843-7, 884, 887, 919, 921, 925, 927, 934, 936; II, 821; III, 14, 87, 601, 730-1, 750, 786, 788, 795, 803, 1012, 1017, 1264, 1362-5, 1380-1, 1388, 1419, 1443, 1445, 1465, 1484, 1492-3, 1495-6; IV, 380
Evarts, W.I, 94
Exchange v. M'Fadden.....I, 304-6
Exner 大佐.....II, 597
Fairman, C.,.....II, 867-8, 909
Falaba, The,.....III, 386, 945
Falk, The,.....III, 1487
Falkenhausen 將軍.....II, 654; IV, 345, 970
Falkenhayn 將軍.....III, 393
Falkland 神の會戰 (1914).....IV, 550
Fama, The,.....I, 822
Fanny, The,.....III, 102, 1230
Farjella, The,.....I, 919
Farn, The,.....III, 1411
Fauchille, P.A.J.
有賀著書評.....I, 221-2, 233
爆撃目標.....II, 1089, 1118
非中立的役務.....III, 1109
非常救用.....II, 819
捕獲審檢.....III, 1456; IV, 866

- 不防守地砲擊.....III, 265
封鎖.....III, 518
職の定義.....I, 359
海戰法規案.....III, 84
開戰時敵商船取扱.....I, 261
干渉.....I, 542
航空.....II, 954, 956, 963, 994
の履歴.....I, 209-210
占領.....II, 609
敵性.....I, 816
條約の效力.....I, 790
Favre, J.,.....II, 464; IV, 830
Federico, The,.....II, 1219; III, 1106, 1188
Feetham 報告.....III, 300, 302
Feldmarshall, The,.....III, 1429
Felicity, The,.....III, 1307, 1320
Fenix, The,.....I, 250; III, 683, 715, 1365, 1460, 1468, 1491
Fenwick, Prof.,.....I, 336; IV, 24, 40, 107, 1000
Ferdinand 七世.....I, 156
Ferdinand-Max, The,.....III, 425
Ferguson, J.H.,.....I, 422, 602; III, 59, 748
Feronia, The,.....III, 689
Ferry, J.,.....I, 441-4, 623
Farjella, The,.....I, 919
Farn, The,.....III, 1411
Fauchille, P.A.J.
有賀著書評.....I, 221-2, 233
爆撃目標.....II, 1089, 1118
非中立的役務.....III, 1109
非常救用.....II, 819
捕獲審檢.....III, 1456; IV, 867

- Fiore (櫻)
荒廢.....II, 504
休職.....IV, 824
の履歴.....I, 210
の成典國際法.....I, 194, 210
私有財產.....I, 957
借款支拂義務.....I, 296
中立船破壊.....III, 1322
在留敵人取扱.....I, 937
Fish, H.,.....III, 581; IV, 142, 176
Fitzmaurice, Lord,.....IV, 390
Flad Oyen, The,.....IV, 437
Fleischmann, Prof.,.....III, 387, 399
Flinders 少佐.....III, 739
Florida, TheIII, 1428; IV, 404, 418
Foch 元帥.....II, 575, 578; IV, 756, 765
Fonseca 湾の租借.....III, 278
Foreign Enlistment Act (英)I, 532; IV, 111, 114, 484
——Enlistment Act (米)IV, 127
——Jurisdiction Act (英)III, 1414
Fortuna, The (1809).....I, 888
Fortuna, The (1918).....III, 716, 738, 843
Foster, J. W.,.....III, 613
Fox, C. J.,.....II, 351
Fox, The,.....III, 1442
France
兵役義務者の歸國.....IV, 286
捕獲審査制.....III, 1430, 1455
俘虜の宣誓解放.....II, 206-7
——II, 557
- 海戰法規.....I, 862, 866, 881, 895; II, 26; III, 43, 339, 354, 461, 570, 659, 660, 834, 1090, 1092, 1106, 1108, 1164, 1195, 1201, 1210-12, 1251, 1257, 1287, 1313, 1317, 1347, 1408, 1467
海底電線.....III, 339
革命 (1789)I, 137-140
間諜處罰法.....II, 454
刑法.....I, 294, 297
國旗移轉效力.....I, 894
國務院の性質.....II, 1431
交戰權發動手續.....I, 706
廣州灣租借.....III, 278
空戰操典.....II, 1053
墨西哥封鎖 (1838)I, 619
Mitylene 占領 (1901)I, 596
陸戰法規.....II, 20, 23, 113, 182, 455
羅馬尼との安全條約 (1926)I, 704
領水.....IV, 379
戰時禁制品目.....III, 950, 960
上海租界.....III, 299
暹羅封鎖 (1893)I, 620
蘇露國との援助條約 (1935)I, 694
對獨報復 (1922)I, 581
對獨報復令 (1915)III, 793
—— (1939)III, 809
對敵通商禁止令.....I, 967, 1003
臺灣封鎖 (1884)I, 443, 620 以下
天津條約 (1884)I, 440
在留敵人取扱.....I, 945; IV, 934
Frances, The,.....I, 819
Franciska, The,.....III, 474, 478
Franco, Gen. F.,.....I, 336, 501 以下;
——II, 557

- Franc-tireurs.....II, 68
 Franke 大佐.....II, 344
 Franklin, Benj.,.....I, 131; III, 852
 Franklin, The,.....III, 1000
Fratelli B. Mendl, The,.....I, 910; III, 1262; IV, 428
Frau A. Howina, The,.....III, 1029
Fraye, The Wm P.,.....III, 1350
Frederick VIII, The,.....III, 1017
 Freedom of the seas (海の自由を見よ)
 Freeman, E. A.,.....I, 17
 Fremantle 提督.....III, 308
 Free ships, free goods.....I, 100, 102-6, 111, 148; III, 592 以下
 Free Zone Case.....I, 790
 French, Sir J.,.....II, 402
French & Ital. Bank v. Warburg & Co.,.....I, 1024
Fridland, The,.....III, 1043, 1045
Frieda Mahn, The,.....III, 1043, 1045
 Friedman, I. S.,.....III, 298
 Friedman, W.,.....IV, 312
 Friedrich 大王.....I, 102, 126, 140, 962; II, 386, 486, 726; III, 779, 1506
Freundschaft, The,.....I, 927
Friendship, The,.....III, 1110
Friuli, The,.....III, 654, 716, 736, 1263
 Fry, Sir E., III, 1512
 Fryatt, Capt.,.....III, 101, 133-6
 Funck-Brentano.....I, 300; IV, 319, 320
Furtado v. Rogers,.....I, 1025
Futih-Jy, The,.....III, 710

- Gaasterland*, The,.....III, 542, 1403
 Gablentz (奥元帥).....II, 572
Gaelic The,.....III, 1115; IV, 346
 Galiani, A. de,.....III, 462
 Galiani, F.,.....III, 650
Gamba v. Le Mesurier,.....I, 1022
 Gambetta, L. M.,.....II, 78,
Gamma, The,.....III, 751
 Gardiner, A. G.,.....II, 411
 Gariel, G.,.....III, 1067
 Garner, J. W.
 獨逸の白耳義侵入 (1914).....IV, 248
 毒瓦斯及毒物使用.....II, 346, 403
 害敵手段.....II, 346, 377, 387
 軍律.....II, 915, 921
 人質.....II, 721
 非中立的債務.....III, 1108
 非常收用.....II, 842-3
 捕獲審檢.....III, 1452, 1468-9; IV, 870
 砲擊.....II, 460
 報復.....II, 1055
 孽虜.....II, 148, 160, 180, 190, 232
 海上捕獲.....III, 745, 1317
 國旗移轉.....I, 874, 887, 907
 荒墳.....II, 506
 攻戰團體.....I, 491
 攻戰者.....II, 58
 空戰.....II, 952, 1043, 1046, 1055, 1207, 1210, 1043, 1058
 鶴導.....II, 703
 民衆軍.....II, 75
 內亂戰.....I, 497
 日獨戰役.....IV, 253
 日露戰役.....I, 235

- Garner (續)
 の履歴.....I, 216-7
 連帶條項.....I, 263
 領水三浬制.....IV, 369
 糧食輸送船.....III, 460
 赤十字條約違反行爲.....II, 268
 占領.....II, 718, 721, 878
 潛水艦.....III, 524; IV, 523
 戰場所在財產.....II, 502
 支那事變.....I, 217
 私有財產.....II, 750, 801
 西班牙内亂.....I, 497
 傷病者救護.....II, 268
 對敵通商.....I, 1011
 敵財產管理.....I, 967
 敵人訴訟能力.....I, 1048
 取立金.....II, 785-7
 中立.....IV, 42, 158, 162
 中立化國.....IV, 654
 野蠻兵.....II, 58, 63
 受命違法行爲責任.....I, 296
Garoussel, The,.....II, 1428
Gaston, The,.....I, 504
Geertrude, The,.....III, 1403
 Geffcken, F. H.,.....I, 624; III, 249
Géfion, The,.....III, 1397, 1468
Geier, The,.....III, 1316; IV, 221, 550, 605
Gelderland, The,.....II, 1206, 1217; III, 1414, 1461
Gelria, The,.....III, 763
General, The,.....III, 1033, 1182
General Armstrong, The,.....IV, 407, 419
General Hamilton, The,.....III, 532
Genesee, The,.....I, 886
 Genêt, C.,.....IV, 125, 436
 現金自撮制.....IV, 154, 159 以下, 203
 Gentili, A.,.....I, 70, 77-81, 91, 199, 397, 711; II, 342; IV, 305, 849
George Washington, The,.....III, 367
Georgia, The,.....III, 82; IV, 459
 Gerard, J. W.,.....I, 770, 950; II, 129, 147, 191, 193, 631; III, 630
Gerasimo, The,.....I, 821, 825
Germania, The,.....III, 675, 769
 Gessner, L.,.....I, 624; III, 650, 853, 971, 995, 1135, 1322; IV, 294
 Giannini, A.,.....II, 27
 Gibbon, E.,.....IV, 345
 Gibraltar.....I, 98, 110, 114
Gideon v. Henfield,.....IV, 125
 Gilchrist, H. L.,.....II, 408
Giles v. The Rep. of France,.....II, 514
 Giolitti, G.,.....I, 706
 Girolani, R.,.....I, 70
 義和團事件 (北清事變を見よ)
 義勇兵團.....II, 52, 72, 76
 義勇艦隊.....I, 729; III, 63 以下
 Gladstone.....I, 585; III, 241; IV, 836
Glasgow, The,.....IV, 397, 549
Glass v. The Betsey,.....IV, 437
 Glider.....II, 981; IV, 976
Glitra, The,.....III, 654, 1390, 1395, 1459, 1468
Gloire, The,.....III, 748
Gloucester Castle, The,.....II, 1054; III, 433
Gneisenau, The,.....III, 1478

- Goddard, Sir R., I, 1032; IV, 939
Goeben, The, III, 270; IV, 461
 Goebbels, J., IV, 929
 Goeriger 將軍 II, 884
Goethe, The, III, 1189
 Goldstrom, J., II, 1032
 Goltz, Gen. v. D., II, 654, 878
 Gompertz, C. J., III, 741
 Good offices (周旋を見よ)
 Göppert, Herr, I, 1038
 Göring 元帥 IV, 983
Gorizia, The, I, 866
Gorontalo, The, I, 935, 979
 Goschen 大使 I, 770, 884
 護照 II, 728, 830, 1112; III, 739, 745, 748, 1112, 1206
 伍廷芳 I, 42, 513
 吳鐵城 IV, 780
 Gotland Sea Laws I, 64
Gothland, The, III, 660
 Goudy, Prof., III, 395
 Gour, A. J. du, I, 95
Gouwzee, The, III, 675
Grado, The, III, 736
 Grain 判事 I, 833
 Gram, G., I, 207
 Gran 飛行中尉 IV, 337
 Grant, U. S., I, 214; IV, 218, 296
 Granville, G., I, 386, 659; III, 599, 938; IV, 223, 831
 Graves, P., IV, 978
 Gray, G., I, 681
 Great Britain
 アレキサンドリア砲撃 (1882) III, 250

- ベグダッド占領 (1917) II, 614
 廣東砲撃 (1856) II, 1100; III, 240
 コリント占領 (1895) I, 595
 第一次大戦の終了期 IV, 862
 丁抹攻撃 (1801) I, 118; III, 236
 —— (1807) I, 424, 955-6; II, 512; III, 1241; IV, 262
 英佛協約 (1904) IV, 695, 708
 英支條約 (1876) II, 676; III, 215, 304
 —— (1902) III, 216, 304
 英蘇協定 (1941) IV, 952
 英大使遭難 (支那事變) I, 451
 外國軍服役禁令 I, 532; IV, 111, 114, 484
 軍機保護法 II, 545
 軍縮條約案 II, 429 以下
 叛逆罪 I, 823; II, 872
 捕獲法 (1887) II, 1219
 —— 基金 III, 1307
 審檢制 III, 1818-24, 1444, 1465
 —— 審檢取扱數 III, 1419
 —— 奨勵金 III, 1425-6
 —— 賞與金制 (1914) III, 1427
 俘虜情報局 II, 231-2
 咸海衛租借地 III, 278
 貨物賣渡法 (1893) I, 919
 鹿兒島砲撃 (1868) I, 440, 459; III, 242, 270
 海軍大演習 (1889) III, 252
 海軍捕獲法廷 III, 1425
 —— 基金 III, 1427
 海戰及捕獲法規 III, 42, 354, 887,

- Great Britain (續)
 984, 1032, 1256, 1287, 1313, 1494, 1500-1
 開戦時敵商船取扱條約 III, 702
 同條約脱退 III, 724
 海事裁判所 I, 194; III, 1420
 國旗移轉效力 I, 883 以下
 國外法權法 III, 147
 交戰權發動手續 I, 705-6
 交戰狀態成立 (1414) I, 749, 751
 —— (1939) I, 753
 高等法院法 III, 1421
 講和條約法 (1919) IV, 863
 空軍法 II, 1029, 1203-4
 倫敦宣言より乖離 III, 9, 937 以下, 1042
 Mutiny Act (1689) I, 288; II, 856
 北京條約 (1860) I, 439
 Petion of Right II, 865
 葡萄牙との同盟 II, 835
 陸戰法規 I, 285, 293, 299, 300; II, 23-4, 44, 113, 159, 182, 453, 456, 463, 471, 494, 567, 572, 669
 領水管轄法 (1878) IV, 368-9
 占領地對敵禁止令 (1915) I, 825
 戰時禁制品委員會 (1915) III, 1424
 —— 目 II, 42; III, 936, 947, 953, 1059
 —— 目 (1939) III, 958-960
 —— 全廢提議 III, 882
 下の關砲撃 (1864) I, 440
 権密院司法委員會の沿革 III, 1423
 商船法 I, 852, 856
 對敵報復令 (1915-7) I, 320, 921; III, 790, 797
 —— (1930) III, 806-9
 對敵通商禁止令 (1914) I, 808, 966, 980 以下, 1017, II, 569
 天津條約 (1858) I, 439; II, 903
 特許意匠商標法 (1914) I, 812, 813
 特別控訴院 (1914) I, 813
 長距離封鎖 (1915) III, 543
 中立規則 III, 868; IV, 113, 518, 528, 557
 中立國旗借用 I, 876
 在港敵商船取扱 III, 702
 在留敵國人取扱 I, 943
 Greece
 希土講和條約 (1897) IV, 878
 Green 將軍 II, 594
 Green, W. E., II, 414
Greenland, The, III, 1460
 Gregory, C. N., III, 680
 Grenville, W. W., I, 142
 Grey, Sir E.
 巴爾幹戰役 IV, 836
 獨蘭開戰 (1916) II, 836
 軍艦護送 III, 1247
 軍艦變更場所 III, 81
 非中立的任務 III, 1172
 捕獲審檢 III, 1509
 報復反對 II, 1055
 封鎖 III, 552-3, 856
 伊國のトリボリ併合宣言 II, 625
 國旗移轉 I, 902
 倫敦宣言 I, 183
 モンテネグロ封鎖 I, 606

Grey (綱)
戦時禁制品.....III, 940
敵人訴訟能力.....I, 1042 以下
Grillo, E.,.....I, 60, 69
Griswold v. Waddington.....I, 1034
Gros 少佐.....IV, 338
Grotius.....I, 72, 79, 119, 125, 130, 132, 199, 224; III, 852, 866
義戦.....I, 397-9
戦の分類.....I, 480
海上捕獲.....II, 733; III, 852
休戦.....IV, 804
Mare Liberum.....I, 107
の永眠.....I, 93
領水範囲.....IV, 365
戦平法則論.....I, 74, 85-95, 243, 330, 362, 393, 480; III, 866; IV, 7
宣戦.....I, 711, 714
戦時禁制品.....III, 874
中立.....IV, 2, 7-9, 44, 206, 211
海の自由.....I, 107, 618
グロチュス協会.....I, 187; III, 140, 396, 403, 1190, 1352
潜水艦に關する報告.....III, 396-7, 403
Groote, The,III, 894
Grozovoi, The,IV, 544
Guelle, J.,.....II, 206; IV, 825
Guerilla (遊撃隊を見よ)
Guj Djeml, The,III, 87, 1427.
Gulfield The,III, 386
Gulflight, The,III, 1349
軍備制限及縮小.....I, 172, 355
Gunda, The,III, 1378
軍艦護送.....I, 113-8, 179, 182; III, 438, 456, 465, 529, 539, 563, 913

124-3, 1260; IV, 988
軍艦回天及甲鐵.....III, 371
——の犯罪人庇護.....I, 555
——の合戦前の國旗.....II, 382
——の定義.....III, 48-52
——の治外法權.....III, 53-8; IV, 519
軍法會議.....II, 164, 209
軍票.....II, 763
軍律.....I, 284; II, 860 以下
軍使.....II, 552, 565 以下, 604
Gunther, C.,.....IV, 261
Gutenfels, The,I, 826; III, 686, 711, 1494; IV, 697
軍事法廷.....I, 284, 289, 891, 908 以下
軍事的目標.....I, 748; II, 45, 461-3, 974, 1063 以下; IV, 915
Haabet, The,III, 1483
Haakon VII, The,III, 769
Habana 海上中立條約.....III, 40, 86, 148, 411, 422; IV, 41, 64 以下
Habeas corpus.....II, 547, 867
Haeckel, E.,.....I, 272
Haelem, The,III, 743
Hagedore v. Bell,I, 987
海牙平和會議(第一回).....I, 171-3; II, 929, 1041; III, 259, 337, 611, 1037
——(第二回).....I, 174-6, 951; II, 931, 935, 1041; III, 48, 74, 76, 167, 176, 208, 260-2, 337, 349, 442, 450, 519, 578, 612, 614, 670, 673, 698, 721, 725, 728, 735, 739, 754, 759, 776, 825, 881, 885, 1037, 1290, 1326, 1329-32, 1400, 1512; IV, 332, 438, 456, 465, 529, 539, 563, 913

Hakan, The,III, 14, 946, 1000, 1011, 1016, 1443
白旗.....I, 535; II, 357, 473, 475, 492, 505, 567-9, 577, 1027
八絵一字.....I, 436
迫撃砲.....II, 374; IV, 692
Haldane, Dr. J.,II, 402
Hale, Capt.,II, 549
Hall, E. W.
米國の中立(1793).....I, 141; IV, 128
丁抹艦隊押収.....I, 425
沿海漁業船.....III, 730, 732
害敵手段.....II, 330, 361, 381
義勇艦隊.....III, 64
護照.....II, 728
軍艦護送.....III, 1243, 1260
軍律.....II, 863, 925
軍事的行動の範囲.....II, 387
平時封鎖.....I, 608, 622
被拿捕船の中立港引致.....III, 1289
非戦闘者加害.....II, 1097
人質.....II, 719, 722-3
非中立的任務.....III, 864, 1085, 1097, 1099
非常收用.....II, 816
批准の溯及性.....IV, 859
保護國.....I, 756
捕獲及審檢.....III, 1266, 1406
報復.....I, 564
俘虜.....II, 98, 104, 109, 141, 204-5, 208, 361
戦の定義.....I, 360
海賊.....III, 406
海上私有財產.....III, 580, 594, 1320
干渉.....I, 543

Hall (續)
 微發.....I, 564; II, 754, 758
 中立及中立領土領水.....IV, 8, 208,
 447, 449, 520, 547, 582, 601
 中立財產破壞.....III, 1302
 中立人の應債當否.....IV, 350, 353,
 582, 601
 要塞砲撃.....III, 458
 郵便信書.....III, 751
 在留敵人取扱.....I, 937-9, 951
 残留敵財產.....I, 957
 自衛行為.....IV, 338
 Hall, J. H.,.....IV, 338
 Hallberg, C. W.,.....IV, 676
 Halleck, Gen. H. W.
 米國陸戰訓令.....II, 17-8
 同盟及その敵國.....I, 757, 1062
 ゲリラ戰.....II, 64
 義戰.....I, 400
 護照.....II, 729
 軍艦護送.....III, 1242
 非常收用.....II, 813
 報復.....I, 567
 俘虜.....II, 114, 205
 封鎖.....III, 464, 483, 505, 537
 違法の拿捕.....IV, 440
 戰の原因.....I, 356
 開戦と同盟.....I, 754, 1062
 海上捕獲.....III, 747, 841
 間諜.....II, 549
 奇計.....II, 487, 649, 696, 798
 降伏規約.....II, 595
 攻囲.....II, 446
 休戰.....IV, 733, 797, 803, 824, 827
 ——中の行為.....IV, 803

Lieber 陸戰法規.....II, 18
 の履歴.....I, 215-6
 臨檢搜索.....III, 1192, 1242
 掠奪.....II, 747
 占領.....II, 649, 695, 798
 戰時禁制品.....III, 969
 植民地貿易從事の中立船.....III, 841
 敵性.....II, 41
 中立.....IV, 242
 中立國竄入軍隊.....IV, 321
 中立船儲入權.....II, 813
 中立人の應債當否.....IV, 350
 Hamborn, The,I, 843, 845, 868,
 888
 Hammer 大佐.....II, 53
 Hampton, The,III, 1367
 Hanametal, The,III, 740, 1497
 Hanger v. Abbott.....I, 959
 Hansa 同盟.....I, 60-2; III, 593, 1205,
 1234
 Hans Wagner, The,IV, 819
 Hardanger, The,III, 894
 Harding, W. G.,.....IV, 900
 Hardy, The,I, 853
 Hare, T.,.....I, 197
 Harley, J. E.,.....II, 813-5, 838
 Harmony, The,I, 806
 Harriet Lane, The,III, 538
 Harris, T.,.....IV, 466
 Hart, R.,.....I, 443; II, 663
 Hartz, The,III, 1121; IV, 540
 Hartmann, 將軍.....I, 275
 Harvard 大學案.....III, 41
 武裝商船.....III, 149
 非中立的役務.....III, 1094

Harvard 大學案(續)
 非常收用.....II, 840
 報復.....III, 805
 封鎖.....III, 179; 483, 857
 海戰及空戰中立條約案.....IV, 76 以
 下, 226, 235
 開戦と條約.....I, 791-2
 禁制品委員會制.....III, 1081
 機雷公海敷設.....III, 182
 國家の責任.....IV, 408
 國旗偽用.....III, 381; IV, 80
 交戰國軍用航空機.....IV, 628, 631
 1202; IV, 96
 空戰.....II, 978, 981, 983, 987, 1004
 臨檢搜索.....III, 1193, 1202; IV, 87,
 100
 侵略に關する條約案.....I, 416
 中立權利の侵害.....I, 271
 中立領水.....IV, 497, 506, 525, 531,
 600
 中立證明書制.....III, 1068, 1071,
 1075; IV, 48, 89-90
 輸入割當制.....III, 1077; IV, 85
 條約の效力.....I, 791
 長谷川海軍大將.....I, 604, 611, 615-6;
 II, 1165
 畑陸軍大將.....I, 406
 Hautefeuille, L. B.,.....I, 873; II,
 609; III, 464, 504, 594, 909, 995,
 1192, 1242; IV, 242, 823
 Hay, J.,.....I, 512, 664; IV, 711
 Hay-Herran 條約.....IV, 717
 Hay-Pauncefote 條約.....IV, 528, 582,
 711, 以下, 723
 Hay-Varilla 條約.....IV, 717

Hayes, A. G.,.....III, 639
 Hayes, C. J. H.,.....I, 17
 Hayne 大佐.....II, 208
 Headlam, J. W.,.....IV, 258
 Hedin, S.,.....II, 370
 Headwig v. WissmannIII, 1264
 Heffter, A. W.,.....I, 192, 583, 624,
 957; II, 616, 839; III, 650, 1135,
 1242; IV, 242, 321, 354, 804, 851
 Hefz-el-Rahman. The,III, 495
 Hegel, G. W. F.,.....I, 192
 Heidelberg 決議.....I, 624; III, 1511
 兵器の語義.....II, 341
 平時封鎖
 Crete.....I, 625
 Greece.....I, 603
 Montenegro.....I, 625
 の語.....I, 602
 の目的.....I, 605
 の艦艇.....I, 603
 の宣言及告知.....I, 614
 の當否.....I, 606
 支那沿岸.....I, 466, 611 以下
 臺灣.....I, 621
 と第三國.....I, 620 以下, IV, 914
 と實力維持.....I, 617
 Venezuela.....I, 627
 Hein 少佐.....I, 282
 Heina, The,IV, 442
 Heinrich 親王.....IV, 274
 Helena, The,IV, 770
 Helicon, The,II, 841; IV, 585
 Heligoland.....I, 425
 Hellig Olav, The,III, 1428
 Henderson, Sir N.,.....II, 444; IV,

- 925, 983
Hendrick, B. J.,I, 404; IV, 228
Henri IV,I, 101
Henrik & Maria, The,III, 484
Henry VIII,I, 72
Henry-Coüannier, Prof.,II, 963
Hercules, The,III, 707-9; IV, 426
Hering 將軍,II, 605
Hermes, The,III, 977, 1490
Hernandez 將軍,II, 82
Hershey, A. S.
 丁抹艦隊押収,I, 426
 沿海漁業船,III, 729
 害敵手段,II, 342
 非中立的任務,III, 1085
 報復,I, 568
 封鎖,III, 505
 交戦團體,I, 487, 512
 交戦國への艦船譲渡,IV, 473, 486
 日露戦役,I, 334; II, 17; III, 351
 戰時禁制品,III, 867
 施毒兵器の使用,II, 342
 中立領水,IV, 545
 中立船破壊,III, 1326
 海の自由,III, 624
 運河の中立化,IV, 694
Hertha, Der,III, 320, IV, 666
Herzog, The,III, 1033
Hieromnemones,I, 15
Higgins, A. P.
 害敵手段,II, 330
 ホールの國際法論批評,I, 196
 非中立的任務,III, 1108
 捕獲審査,III, 1410, 1448, 1479
 報復,I, 321

- 開戦時港敵商船,III, 676
 機雷公海敷設,III, 180
 機雷港前敷設,III, 266
 國旗移轉,I, 872
 の履歴,I, 205
 潜水艦,IV, 525
 商船武装,III, 96, 102, 104
 敵性,I, 857
 中立國旗借用,I, 857
 在留敵國人取扱,I, 951
 受命違法行為の責任,I, 299
 『非交戦國』,IV, 20-1, 27
Hill, D. J.,I, 52, 86, 94, 96
Hillerod, The,III, 1428
Hilty, Prof.,II, 20
Hindenburg 元帥,I, 307
Hipsang, The,III, 1324
 廣瀬陸軍軍醫大佐,II, 135
 廣田弘毅氏,I, 455-6, 460, 464; II, 533, 1108, 1153; III, 294; IV, 901
 非戰鬪者,I, 509; II, 1096; IV, 914, 955
 常陸丸,II, 1222
Hitchcock, G. M.,IV, 307
Hitler,I, 694, 707; II, 138, 627, 1059, 1175, 1179; III, 212; IV, 756, 847, 908, 972, 979
 非常收用權,I, 572; II, 510, 811 以下, 1203; III, 1500; IV, 362
Hoare-Leval 協定,I, 421
Hobbes, T.,I, 119-120, 248
Hocking, The,I, 886
Hoeppner 將軍,II, 290, 950
Hoffnung, The,III, 539
Hofmannsthal, Dr. E.,II, 963

- Hogan*, A. E.,I, 610, 618-9
 保護領土,III, 276
 捕獲の意義,III, 568
 捕獲權行使制限條約,III, 724 以下, 738
 捕獲審査の目的及管轄,III, 1400, 1402
 捕獲獎勵金,III, 1425
 北海事件(1904),I, 646-8; III, 1092
 北支停戰協定(昭和八年),IV, 782
 北清事變及同議定書,I, 158, 445, 557, 591; II, 537, 797; IV, 964
Holland (Netherlands) 見よ
Holland, T. E.
 毒物使用,II, 343
 害敵手段,II, 387
 ゲンチリ評,I, 79
 護照,II, 730, 732
 軍律,II, 923
 軍使,II, 572
 平時封鎖,I, 605, 609, 620, 624-5
 保護建物,II, 732
 捕獲審査,III, 1442, 1464
 報復,I, 316; II, 923
 不防守地砲撃,III, 253
 俘虜,II, 97, 101-2, 141, 175, 182, 222
 海戰法規,II, 24; III, 42, 751, 1008, 1032, 1167, 1256
 國旗と敵性及中立性,I, 865
 交戦狀態成立日,I, 721
 高陞號事件,I, 200; III, 1122
 空戰,II, 1037
 擱尊,II, 702
 休戰,IV, 734
 倫敦宣言,III, 1330
 の履歴,I, 199
 陸戰法規,II, 20, 24
 赤十字旗,II, 307
 占領,II, 688, 707
 私有財產,II, 745, 791
 戰地衛生機關,II, 296
 戰時禁制品,III, 863, 1000
 戰場所在財產,II, 511
 敵人訴訟能力,I, 1039-1040
 敵人の交通,I, 981
 微發及取立金,II, 780; III, 273
 中立國の權利義務類別,IV, 205-8
 中立財產破壊,II, 511; III, 1325, 1390
 運河の自由通航権,IV, 674
 受命違法行為責任,I, 287,
Hollandia, The,III, 763
Hollweg, Bethmann,III, 393
Holtendorf, E. v.,I, 276, 954, 957, 961; II, 203
Honduras,I, 556
Hood, Gen. J. B.,II, 457
 報復,I, 238 以下, 313 以下, 440, 563
 以下, II, 11, 92, 96, 152-4, 163, 234, 359, 437, 719, 923, 1020, 1056, 1060;
 III, 804-5; IV, 914
Hoop, The,I, 977, 1023; III, 1491
Hoover, H. C.,I, 413; III, 459, 533, 894; IV, 142
Hors de combat,II, 10, 333, 403, 415
Hosack, J.,I, 39; II, 110; IV, 5
 保障占領,I, 598, 600; IV, 928

- Hot pursuit.....III, 1268; IV, 402
 House 大佐.....I, 856, 902; III, 8, 635, 955, IV, 844
 Howland, C. H.,I, 699
 穂積重遠博士.....I, 1019
Hsi-ping, The (西平號).....III, 993
 Huberich, C. H.,I, 984-9, 1020, 1026, 1035, 1049
 Hübner, M.,I, 134-6; III, 1192, 1237; IV, 16
Hudson v. Guestier.....III, 1477
 Huggessen 大使.....II, 1107
 Hugh Capet.....I, 47
 Hughes, C. E.,I, 551; II, 423
 普佛戰役
 自耳義中立尊重.....I, 256
 獨逸沿岸封鎖.....III, 460
 軍使の射殺.....II, 566
 兵役義務者の歸國.....IV, 286
 非常收用.....II, 816
 佛國兵の瑞西宣入.....IV, 657
 佛國の宣戰.....I, 365
 佛國の新政權.....I, 478
 普王の敵の遣別.....I, 458
 俘虜の留置.....IV, 324
 問謀.....II, 544, 553
 港口閉塞.....III, 156
 國際法上の新問題.....I, 164-5
 交戰者.....II, 51, 58
 講和條約.....IV, 863, 877, 891, 893
 Metz 及 Sedan の降伏.....II, 68, 490, 597, 599, 602, 880; IV, 236, 330
 巴里駐在の中立國使臣.....II, 464, 1166

- 連座罰.....II, 919
 占領.....II, 610, 673, 690, 693
 私有財產(海上).....III, 581, 610, 1324
 ——(陸上).....II, 514, 792
 敵國旗掲揚船の捕獲免除.....I, 563
 敵船破壊.....III, 1391
 敵船出港恩惠期間.....III, 604
 東亞海面中立案.....IV, 666
 微發.....II, 759, 761
 中立化國との關係.....IV, 661
 中立領土.....IV, 240
 豫備役軍人の歸國.....III, 1143
 郵便信書不可侵.....III, 753
 不可抗力.....I, 1013-4; III, 687-9, 842; IV, 523, 526
 福島安正.....IV, 749
Huldaah, The,III, 1471
 Hull, C.I, 549; IV, 172
Hunter, The,I, 514
 Hurst, Sir C. J. B.,I, 794
 俘虜
 米獨俘虜協約 (1918).....II, 88
 外交代表者の俘虜.....I, 767
 交換.....I, 39, 93; II, 109-110, 210, 214 以下
 救恤協會.....II, 232-3
 の性質.....II, 97 以下
 連座の制裁.....II, 158, 163, 220
 勞役.....II, 173 以下
 待遇條約 (1925)II, 12, 100, 108, 140, 145-6, 150, 152, 154, 157-9, 163, 167, 174, 176, 182-3, 211, 224, 333 以下; IV, 871, 961
 取扱.....I, 333; II, 107 以下, 1006

- 俘虜 (續)
 郵便信書.....II, 106, 244; IV, 959
 訊問.....II, 11, 154
 情報局.....II, 225 以下, 740
 不戰條約.....I, 460, 537, 594, 695 以下, 707, 736; II, 525; IV, 27, 34-5, 38, 51, 137, 141
 伏見丸.....III, 775
 封鎖(内亂戰に於ける).....I, 487 以下, 503 以下
Hussar, The,III, 374
Hyades, The,I, 918
 Hyde, C. C.,I, 565; III, 148, 1158; IV, 550
Hypatia, The,I, 816
 威壓(條約締結の際の).....IV, 846
 威海衛.....III, 279
 威嚇砲爆撃.....II, 457
Ikhona, The,III, 1324
 今澤工兵中佐.....II, 374; IV, 962
Imina The,III, 966
Immanuel, The,III, 839, 842
India, The,IV, 643
Indian Chief, The,I, 828, 831
Indian Prince, The,III, 780, 1390, 1396, 1459
Indiana, The,I, 911
 印度大叛亂 (1857).....II, 478
Indrani, The,III, 1389, 1468
Industrie, The,III, 356
Infra praesidiaIII, 1355
Ingraben, The,III, 700
 委任統治地(受任統治地を見よ)
Innocent II,II, 334
 井上哲次郎博士哲學字彙.....IV, 732
 Inquart, S.,IV, 970
In re Tootal's Trust.....I, 831
 Instances court.....III, 421
 Institut (萬國國際法學會を見よ)
Inslande, The,III, 979
Insulinido, The,III, 1484
 Interclass law.....I, 332,
 Int. Law Association (萬國國際法協會を見よ)
 Interparliamentary Union.....I, 172, 174
 Ion, Prof. H.,IV, 261
 Ionia 島.....I, 755
Investigator, The,III, 739
 伊呂丸.....III, 1093
 石井菊次郎子.....II, 905
 Isidore de Saville.....I, 79, 80, 394
 石塚英藏氏.....II, 648
Island, The,III, 1125
 磯村年大將.....II, 475
 板垣前陸相.....III, 833, 613, 661
Italia, The,IV, 802
 Italy
 コレフ占領.....I, 582, 598; IV, 670
 エチオピア戰.....I, 323, 325, 379, 389, 419, 436, 758; II, 221, 310, 373, 430, 626-7, 1012, 1137; III, 103, 1076; IV, 32, 140, 143, 150, 228, 681, 702, 705, 906
 『非交戰國』.....IV, 20
 捕獲審檢制.....III, 1433, 1439, 1460
 伊士戰役.....I, 184, 236, 741, 744, 749, 787, 905, 909, 940; II, 5, 61, 75, 622, 624-6, 930; III, 6, 267, 510,

Italy (續)
 530, 669, 868, 1040, 1131, 1409
 伊土戰役講和條約.....IV, 892
 海戰法規.....III, 6, 44, 609, 654, 660,
 748, 834, 936, 1106, 1165, 1188,
 1202, 1211, 1257, 1261, 1394,
 1408, 1413, 1477
 刑法.....II, 545
 國旗移轉效力.....I, 909
 交戰法規(1938).....II, 26-9, 978
 交戰權發動手續.....I, 706
 領水.....IV, 382
 領水十浬案提唱.....II, 996
 蘇露國との不可侵條約(1933).....
 I, 704
 商船法.....I, 856; III, 94, 715; IV,
 395
 トリボリ併合宣言.....II, 625
 在留敵國人取扱.....I, 947
 一宮房次郎氏.....IV, 947
 伊藤博文.....I, 219, 768; II, 473
 伊藤正徳氏.....III, 382
 伊東巳代治.....I, 220
 伊東祐亨.....II, 586, 588
 岩倉具視.....IV, 468
 岩田平作.....IV, 466
 伊地知幸介.....II, 485, 804
Jabr-el-Kavater, The,III, 495,
 1317
 Jackson, R. H.,IV, 470
 Jacomet, R.,II, 141, 175, 777
 Jaequinot 神父.....II, 1149
 Jamsma, Dr. K.,III, 1352; IV, 957
 Jan Frederick, The,I, 930, 1025

Jannasch, L.,II, 128, 151, 181, 717
Janson v. D. C. M.,I, 810, 836
 Jay, J.,I, 651
 Jay Treaty.....I, 651, 972; III, 1507-8
 Jay, W.,I, 652
Jeanne, The,III, 784
 Jefferson, T.,I, 141, 149
 Jellicoe 提督.....III, 106
Jemtchug (Zhemshug), The,III,
 374; IV, 547
 Jemtel, Y. Le,III, 1088
 Jenning, R. Y.,I, 432
 Jessup, P. C.,III, 1043, 1056, 1203,
 1207; IV, 240
John, The,III, 843
John Wilson, The,III, 1366
 Johnson, Hiram,IV, 137
 Johnston, J. C.,II, 342, 596; III,
 1265
 Jomini, Bn H.,I, 215; IV, 429
 Jones, F. C.,IV, 966
Jonge Klassina, The,I, 818
Jonge Margaretha, The,III, 921
Jonge Pieter, The,III, 553
 Judge Consuls.....I, 64
Juil, The,III, 1380
Juliana, The,III, 843
Juno, The,III, 658
Jus bellicum,I, 31, 35
 ——civile.....I, 29
 ——disponendi.....I, 933
 ——fetiale.....I, 31, 35
 ——gentium.....I, 29-31, 74
 ——postliminii.....I, 40; II, 692, 796,
 808; III, 1354; IV, 872

Justinian 帝.....II, 18
 火液.....II, 370, 378
Kaethe, The,III, 716
 戒嚴令.....II, 868; III, 316-9
 海軍陸戰隊.....I, 550; II, 56-7
 海軍力砲擊條約.....II, 451, 454, 461,
 484, 767, 1046, 1061-5, 1071, 1098,
 1117, 1134, 1137, 1143, 1162; III,
 211 以下, 261 以下, 293
 海門號(The *Haimun*).....III, 351, 355
 海難の範囲.....III, 529
Kaipara, The,III, 1390, 1396
 海戰捕獲權制限條約.....II, 104-5,
 1197, 1238; III, 724 以下, 754 以下,
 1112, 1267, 1294-5; IV, 985
 海戰立権利義務條約.....I, 826; III,
 70, 673, 1057, 1291-3, 1328, 1416;
 IV, 48-9, 206, 212, 232, 234, 236,
 269 以下, 623
 開戰時敵商船取扱條約.....I, 262, 826,
 885, 915; II, 1225; III, 669, 671 以
 下, 692 以下, 708, 722, 978, 1460,
 1477, 1479, 1479, 1493-4
 英國の本條約脱退.....III, 723
 我國の本條約に忠實.....III, 713, 723
 開戰に關する條約.....I, 372, 378, 447,
 709, 714, 735 以下; IV, 913, 930
 開戰と條約.....I, 463, 467
Kaisserie, The,III, 444, 1409
 海底電線.....II, 803; III, 332 以下
 ——保護條約.....III, 336
 海賊.....I, 284, 490, 507, 511, 515-7,
 531, 555, 713; II, 6, 76; III, 53, 90,
 146, 406

海上捕獲事件調査會.....III, 46
 海上中立條約(Habana を見よ)
 神尾光臣.....II, 32, 475, 647-8, 650-1,
 889
 管轄(Jurisdiction)の語.....II, 995
 III, 282-3, 1003; IV, 106, 1002
Kankakee, The,I, 886
 韓國併合.....IV, 904, 911
 韓非子.....I, 68
 感染主義(禁制品の).....III, 990 以下
 干渉の意義及許容範囲.....I, 580 以下,
 644
 間諜.....II, 4, 10, 80, 83, 544 以下; 1034
 以下; III, 352, 873; IV, 914
 家屋税仲裁裁判事件.....I, 206, 655-6
 何應欽.....IV, 782
Kara Deniz, The,I, 819
Karimata, The,III, 979
 加藤正治博士.....III, 1356
 加藤定吉.....II, 32, 475; III, 358, 461,
 488
 桂太郎.....II, 888
Katwyk, The,III, 14, 979
 川越茂氏.....I, 468-9, 773
 川崎汽船會社.....I, 1031; IV, 937
Kearnsage, The,IV, 503
 Keeley, J. K.,I, 785
 輕氣球宣言(1890).....II, 12, 336, 375,
 928 以下, 1041, 1044, 1063
 桂林號事件.....II, 1185 以下
 經濟戰省(英國).....III, 1221
 經濟絕交.....I, 323 以下, 462
 繼續航海主義.....I, 106, 144, 179, 182;
 III, 837 以下, 924, 1028 以下, 1037,
 1048, 1082; IV, 916

Kellogg, F. B., I, 695 以下
 Kellogg-Briand 條約(不戰條約を見よ)
 Kempner, R. M. W., IV, 936
 Kennett, B., I, 123
 Kent, Chanc., I, 959, 960
 Kent, The, IV, 397
Kephallonia, The, III, 782, 997
 Kerensky, III, 67
Kiangani, The, III, 1264
 Kiel 運河..... I, 388; III, 369; IV, 727
 以下
Kiev, The, III, 918
 基本權(國家の)..... I, 369-370, 423;
 IV, 923
 奇計..... II, 381-2, 486 以下, 988, 1224;
 III, 373-5
 Kilpatrick 公使..... III, 246
Kim, The, II, 42; III, 916, 1043,
 1119, 1053
 均勢..... I, 85, 96, 101, 194, 1056-7
 金州丸(日露戰役)..... III, 1318
 機雷敷設條約..... I, 259, 268; III, 165
 以下, 189, 519; IV, 916
 Kirchmann, v., I, 95
Kirkoswald, The, III, 1366
 Kitchener 將軍..... II, 334, 344, 364,
 916
 Kleen, R.
 非中立的任務..... III, 1097, 1103,
 1109
 非常收用..... II, 813, 839
 繼續航海主義..... III, 1036
 戰時禁制品..... III, 869, 909, 977, 1036
 一輸出取締..... IV, 292
 帝國捕獲規程の詳..... III, 45

中立法規案..... III, 876
 中立觀念(古代の)..... I, 23
 中立領土及領水..... IV, 489
 中立船破壊..... III, 1322
 中立船傭入權..... II, 813
 中立人の應債..... IV, 354
Kleist, The, III, 785
 Klüber, J. L., I, 192; II, 49; III,
 1242; IV, 241
Knight Commander, The, III,
 1321, 1324
 Knox, P. C., I, 556; IV, 899
 Knox-Porter 決議..... I, 972
Koerber, The, I, 820, 832
 Kohler, Prof. J., I, 360, 1047
 國旗の性質..... II, 1110
 一の偽用..... II, 380, 1224; III, 373
 国際電氣通信條約..... IV, 274-5
 国際道德..... I, 124, 213, 248, 253, 257,
 305, 314, 330, 355, 640, 651, 713;
 IV, 303
 国際捕獲審檢所案..... I, 158, 176-183,
 515; III, 1505 以下; IV, 396, 918
 国際法學者の使命..... I, 207
 一違反の制裁..... I, 284
 一の學派..... I, 230
 一の命題..... I, 8, 121, 133
 一の成典化..... I, 160, 167-8, 171-
 4, 184 以下, 193, 334-5; II, 25
 国際紛爭平和的處理條約 I, 172-5,
 537, 640 以下, 683; II, 319; III,
 1518
 国際封鎖委員會..... I, 323, 376; III, 894
 国際河川..... III, 211

国際航空條約..... II, 965, 968, 981-3,
 991, 1229
 国際交通會議..... III, 211
 国際無線電信條約..... IV, 267, 275
 国際禮讓..... III, 225; IV, 499, 506
 国際聯盟
 一防戰手段改善條約..... I, 412
 軍縮委員會..... I, 409, 410, 412-3
 平和議定書..... I, 411, 689
 報復..... I, 587
 權威失墜..... I, 600, IV, 511, 658, 664
 上海事變..... IV, 774
 司法的解決..... I, 685
 中立との關係..... IV, 29
 財政援助條約..... I, 410, 412
 国際聯盟規約
 8 條..... IV, 309
 10 條..... I, 408, 412, 551, 1054; II,
 525
 11 條..... I, 412, 420, 682; IV, 30
 12 條..... I, 380-1, 598-600, 680-4,
 688, 693-4, 757; II, 525; IV, 36
 13 條..... I, 411, 684-7; IV, 36
 15 條..... I, 411, 598, 688, 690; IV, 36
 16 條..... I, 323-5, 412-3, 474-5, 593,
 693, 698, 704; IV, 8, 11, 17, 30-7,
 658
 17 條..... I, 474-5, 689; IV, 37
 20-21 條..... IV, 706
 23 條..... IV, 309
 国際赤十字委員會..... II, 89, 95, 131,
 232
 国際司法裁判所..... I, 654, 657; III,
 1530
 国際審查委員會..... I, 641, 646
 国際運河..... I, 388; IV, 672 以下
 国際輿論..... I, 326 以下, 351, 381, 393,
 422; II, 526
 小村壽太郎..... II, 781, 888; IV, 416
Königsberg, The, III, 1261
Köningen, The, III, 679
Königen Laise, The, III, 184
Königen Regentes, The, I, 261;
 III, 756
 近衛首相..... I, 465; IV, 901
 黄浦江..... III, 159
 攻擊の語..... II, 450; III, 100; IV,
 940
 抗議の意義(捕獲審檢)..... III, 1497
 降伏及降伏規約..... II, 143, 584 以下,
 593 以下
 攻囲と封鎖の異同..... II, 446; III, 457
 攻囲地内の中立國外交官..... II, 463-9
 荒廃..... II, 503
 航空國際委員會..... II, 959, 966, 972
 廣南號(Q を見よ)
 膠濟鐵道..... II, 801; IV, 362
 交戰團體..... I, 163, 367, 385, 434 以下,
 482, 以下; II, 31
 交戰法則..... I, 449; II, 8, 500
 交戰權..... I, 2, 268-371, 447, 640, 705,
 709, 757; II, 998; IV, 923
 交戰者..... II, 30 以下; 998
 交戰者權..... I, 2, 369, 762; II, 465-7,
 843, 907, 998, 1001; III, 221; IV,
 110
 交戰狀態成立通告..... I, 453, 473, 614,
 757, 759
 孔子..... I, 343, 393
 高陞號事件..... I, 200, 719-721, III, 1121

膠州灣.....III, 282, 461-2, 488, 535, 540
 講和談判及條約.....I, 372; II, 221; IV, 828 以下
 Korff, S. A.,I, 27
 Kortetz, The,IV, 616
 Korovin, Prof.,II, 177
 九龍號 (The *Kow-loon*)IV, 819
 Kosmos 汽船會社.....II, 842; IV, 579, 617
 小山松吉博士.....III, 359
 Krieger, Dr.,III, 754, 1512; IV, 294
 Kriegsgebiet (戦域を見よ)
 Kriegsraison.....I, 193, 272-281; II, 21, 500, 700; IV, 982
Kronprinzessin Margareta, The,III, 787, 992, 995, 1000, 1154
Kronprinz Wilhelm, The,III, 86; IV, 611
Kronprinzessin Cecile, The,I, 935; III, 679, 696, 710
Kronprinzessin Victoria, The,III, 916
 Kropotkin, P.,I, 341
Kuban, The,IV, 464
 九國條約.....I, 460; IV, 38, 141
 Kuper 提督.....III, 242
 Kuropatkin 將軍.....I, 334
 空戰法規會議 (1923)II, 970 以下; III, 516
 空戰法規案 (1923)
 爆擊.....II, 1008 以下, 1048 以下; IV, 979, 981
 外部標識.....II, 984-6, 988, 1230; III, 375

本法規違反の責任.....I, 311; II, 987, 1131
 封鎖.....II, 1231 以下; III, 516
 間諜.....II, 554, 1034 以下
 航空機の定義及種類.....II, 980-3
 故力不發生.....I, 335, 450
 交戰者.....II, 48, 998 以下
 落下傘.....II, 1033
 臨檢搜索及拿捕.....III, 403, 1065, 1191
 立法事情.....II, 472
 宣傳流布.....II, 1019 以下, 1179
 傷病者取扱.....II, 1004-6
 他の交戰及中立法規との關係.....II, 13, 86; IV, 238
 敵機及中立機の處置.....II, 106, 463, 746, 1180 以下
 敵對行為及害敵手段.....II, 376, 1007 以下
 中立國との權利義務.....IV, 621 以下
 郵便信書.....II, 1237
 儒尊.....II, 387, 389, 554, 699
 共同海損.....III, 1380
 許世英大使.....I, 648, 773
 強襲の意義.....II, 471
 居中調停.....I, 532, 642, 648, 829; IV, 829
 救難料.....III, 1353, 1356
 休戰.....II, 580 以下; IV, 732 以下
 休戰規約
 米西戰役.....IV, 770, 795
 普佛戰役.....IV, 799, 809, 818
 日清戰役.....IV, 736, 793, 811, 818, 834
 日露戰役.....IV, 784, 787 以下, 794,

休戰規約 (續)
 811, 818
 第一次大戰.....II, 575, 578; IV, 743 以下, 796, 800, 801, 815, 820
 第二次大戰.....IV, 735, 756 以下
 上海事變.....IV, 737, 777 以下
 蘇聯・芬蘭間.....IV, 791
 泰・佛印間.....IV, 784-7
 Kyriakides v. Germany,III, 1259
 Kyzicos, The,I, 935; III, 927, 949 1461

Labuan, The,II, 815
Ladybird, The,III, 230
Laila, The,III, 1351
Lainé, Prof.,III, 336
Lam Mow v. Nagle.....IV, 1003
Lamprédi, J. M.,III, 1192
Lanfranc, The,III, 433
Langsdorff 大佐.....IV, 555
Lansdowne.....III, 11, 938, 1324; IV, 559
 Lansing, R.
 非中立的役務.....III, 1146
 封鎖.....III, 554
 干渉.....I, 545-7
 國旗移轉.....I, 912
 國際法違反の輕重.....I, 237
 交戰法則違反者の責任.....I, 304
 倫敦宣言.....III, 7
 ルシタニア事件.....III, 630
 巴里講和會議.....IV, 844
 戰時禁制品.....III, 952, 955, 1061; IV, 297-9, 302
 私艦.....III, 63

 商船武装.....III, 90, 109, 127, 131
 商船破壊.....III, 388
 中立.....IV, 4, 136, 163-5, 223, 257
 中立國使臣の電信取締.....IV, 282
 海の自由.....III, 630-3
 郵便信書.....III, 765, 771
 Latifi, A.
 海軍力陸上砲撃.....II, 256
 海底電線の破壊.....III, 332
 征服と特許事業.....IV, 697
 占領.....II, 619, 689
 私有財產(陸上).....II, 732, 741, 954, 957 以下
 ——(海上).....III, 584, 615, 650, 748
 取立金目的の砲撃.....III, 256
 Laurent, F.,I, 36
 Lausanne 條約 (1923)IV, 509
 Lauzaune, M.,IV, 840
 Lawrence, Sir H.,II, 478
 Lawrence, T. J.
 暗殺.....II, 352
 米國の中立 (1793)I, 141
 便衣隊.....II, 502
 軍票.....II, 765
 軍律.....II, 923-4
 軍使.....II, 569, 573
 グロチエス評.....I, 203
 平時封鎖.....I, 626
 被拿捕船奪回.....III, 1286
 非中立的役務.....III, 1084, 1086, 1109
 非常收用.....II, 812, 839
 俘虜.....II, 109
 封鎖.....III, 485, 505, 562
 戰の定義.....I, 280

Lawrence (續)
 開戦と條約.....I, 776
 開戦時在港敵商船.....III, 668
 干渉.....I, 546
 奇計.....III, 487-8
 機雷公海敷設.....III, 175
 國際法の性質.....I, 159, 202-4, 246
 空戦と中立.....IV, 618
 騎導.....II, 703
 休戦.....IV, 733, 805
 内亂戦.....I, 510
 日露戰役.....I, 203; III, 668, 906
 の履歴.....I, 202-4
 連座罰.....II, 922, 924
 レシテルヌイ事件.....IV, 419
 作戦根據地.....IV, 430
 戦因.....I, 392
 戰域.....III, 202
 戰時禁制品.....III, 906, 968
 戰場所在財產.....II, 502
 私艦.....III, 60
 私有財產.....III, 584, 1320
 租借地.....III, 282
 傷病者救護.....II, 264
 敵の制服着用.....II, 381
 微發及取立金.....II, 783
 長距離封鎖.....III, 562
 中立國權利義務.....I, 141; IV, 209
 中立船破壊.....III, 1320
 中立人の應債.....IV, 354
 運河の中立化.....IV, 694
 郵便信書.....III, 751-3, 771-2
 Lawrence, W. B.,I, 214; III, 851
 Layard, A. H.,III, 243, 248
 Leana, The,I, 636

Le Bris 海軍少將.....III, 822
 Lee, R. E.,I, 88; III, 1265
 Leges Wisbuenes.....I, 64
 Leibnitz, G. W. v.,I, 1, 126-7
 Leif Gunderson, The,III, 1114
 Leigh, T. P.,I, 822
 Leipzig, The,I, 514, 890; IV, 572
 Lena, The,IV, 544
 Lenin,I, 403; III, 67
 Lenora, The,I, 889
 Leonardo da Vinci 協會.....II, 1142
 Leonilda, The,I, 866; III, 679
 Leonora, The,I, 205, 320, 826; III,
 547, 797, 799, 801, 803
 Leopold 三世.....IV, 910
 Lepanto の海戰.....III, 3
 Lesnik, The,III, 679, 1489
 Lesseps, F. de,IV, 675 以下
 Lestris, The,I, 918, 935
 Leucade, The,I, 755; III, 1320,
 1390
 Leviathan.....I, 120, 123
 Levinstein, Dr.,II, 403
 Levy v. Stewart,I, 1019
 Lewis, Sir G. C.,I, 244
 Lewisite gas.....II, 395
 Lex talionis.....I, 318
 Leygues, M.,III, 412
 Lichnowsky 大使.....I, 769
 Lieber, F.,I, 169, 185, 313; II,
 17-8 (U.S.A. をも見よ)
 Liebeth Betty, The,III, 1374
 Lief Gunderson, The,III, 1114
 李鴻章.....I, 42; II, 591; IV, 736, 834
 Limpus, L. M.,IV, 953

Lincluden, The,III, 988
 Lincoln, A.,I, 163; III, 17-8; IV,
 982
 Lindley, Lord,I, 839
 Lindo v. Rodney,III, 663, 1264
 Linois, Le,IV, 125, 540, 666
 李斯.....I, 68
 Liszt, F. v.,I, 361
 Littlejohn 商會.....III, 722
 Litvinov, M.,I, 380; IV, 341, 512
 劉永福.....I, 478; IV, 864, 903
 劉銘傳.....I, 442
 Liverpool, The,III, 1200
 Livio の羅馬史.....I, 66
 Llandover Castle, The,I, 308;
 III, 434
 Lloyd George,I, 327; III, 409, 634;
 IV, 844
 Locarno 協定.....I, 323, 412, 601 以下;
 IV, 510, 663
 Locke, J.,I, 139
 Locksun, The,IV, 221
 Lodge, H. C.,I, 912
 Loekken, The,IV, 379
 Lola, The,III, 727
 Lombard 同盟.....I, 50
 倫敦爆擊 (1940).....II, 1059; IV, 977
 倫敦海軍議定書 (1936).....I, 515; III,
 423
 倫敦海軍條約 (1930)I, 335, 515;
 II, 1220; III, 15, 368, 400 以下, 525,
 1176, 1319; IV, 917, 994
 倫敦海戰法規會議.....I, 176, 875, 913,
 924; III, 5, 456, 827-9, 885, 994,
 1008, 1014, 1037, 1328, 1467; IV,
 913, 920
 倫敦宣言.....I, 167, 180-4; III, 5-14,
 46, 83, 1156, 1520
 前文及總則.....I, 881; III, 14, 1523
 1 條.....III, 13, 461, 532
 2-3 條.....III, 503, 515, 521, 819
 4-5 條.....I, 613; III, 474, 536
 6-7 條.....III, 527, 529
 8-9 條.....I, 614; III, 481-2, 819, 822
 10-11 條.....III, 488-9, 490, 494
 12-13 條.....III, 534
 14-16 條.....III, 491-2, 496, 531, 819
 17 條.....III, 821, 831
 18-19 條.....III, 13, 212, 532, 855
 20-21 條.....III, 523, 831-2, 835,
 1334
 22-23 條.....III, 875, 886, 887, 978
 24 條.....II, 1231; III, 860, 889, 903
 25 條.....III, 887, 978
 27-28 條.....III, 13, 890, 902, 908,
 936, 949; IV, 916
 29 條.....II, 841; III, 911, 950
 30 條.....III, 855, 886, 913, 918, 933,
 1038
 31-32 條.....III, 917, 923, 932
 33-34 條.....III, 910, 925, 927, 929,
 933
 35-36 條.....III, 933, 1039, 1051
 37 條.....III, 964, 1181
 38-39 條.....III, 972, 975
 40 條.....III, 911, 1014, 1338
 41-44 條.....III, 788, 978, 985, 987,
 994, 1020, 1028
 45-46 條.....I, 183, 855; III, 354,
 649, 864, 1088, 1104, 1111, 1115,

倫敦宣言(續)
1110, 1138, 1157
47 條.....I, 183; II, 1204; III, 451,
1138, 1143, 1157; IV, 918
48-49 條.....III, 529, 1092, 1332-3,
1385; IV, 995
50 條.....II, 1240; III, 404, 569, 1334^f
1476
51-53 條.....II, 1241; III, 1342, 1385,
1393
54 條.....II, 1241; III, 1024, 1343
55-56 條.....I, 638, 790, 862, 864, 878,
880, 881, 885, 887, 896, 904, 912;
II, 1235; III, 1127
57 條.....I, 845, 854, 865, 870, 882,
887; III, 642, 656
58 條.....I, 800, 913
59-60 條.....I, 917-8, 929; III, 1370
61-62 條.....III, 1244, 1249, 1250-1
63 條.....I, 855; II, 1227; III, 1227;
III, 1228, 1234
64 條.....III, 989, 1371
65 條.....III, 11
倫敦條約(1839).....IV, 207, 658
——(1867).....IV, 660
Lord Alvaerstone, The,IV, 643
Loreburn, Lord,I, 827, 969
Lorenzo, The,III, 1017
Lorimer, J.,I, 159, 230, 315; IV,
10
Louis 十一世.....I, 83
Louis 十四世.....I, 96-8, 1057; III, 539
Louisiana, The,I, 919; III, 915,
934, 954
Louter, J. de,III, 249

Louvain の破壊 (1914).....II, 480,
707, 921; IV, 980
Lowell, A. L.,III, 610
Lucchesi-Palli.....III, 462
Ludwig, The,III, 1391, 1468
Luna, The,III, 1376
Lushington, Dr.,III, 474, 1167,
1493
Lusitania, The,I, 462, 856; III,
376, 385-9, 630, 804, 945; IV, 150,
165, 310
Lützow, The,I, 829, 832; III, 700^f
1466
Luxemburg.....I, 158, 256; IV, 249,
659
Luxor, The,III, 970, 1529
Lyngenfjord, The,III, 1428
Lyon, Sir E.,IV, 501
Lytton 報告.....I, 587
Mably, Abbé,III, 650
Macaulay, T. B.,I, 71
Macdonald, R.,I, 409; III, 1058
Macdonell, Sir J.,I, 241; III,
140, 395, 1058
Macdonogh, Sir G.,II, 846
Machiavelli.....I, 56 以下, 92, 96, 204
Mackenzie, W. L.,IV, 409
Macmahon 將軍.....II, 68
Macpherson 軍醫大佐.....II, 282
Madea, The,III, 1350
Madonna del B., The,III, 1371
Magalhaes, B. de,IV, 392
Magellan 海峽及中立化.....III, 1381;
IV, 666

Maginot 要塞.....III, 383
Magna Carta.....I, 481, 958
Mahomet.....I, 55; III, 297
Mahroussah, The,III, 750, 1317
Maillebois 將軍.....IV, 241
Maine, H. J. S.,I, 30
Maine, The,I, 652
Majestic, The,III, 174, 384
Makaroff 提督.....III, 174
牧野英一博士.....III, 1054
Malacca, The,III, 73, 920
Manchuria, The,III, 643, 692, 1488
Mancini, P. S.,III, 650
Manjar, The,IV, 531, 601
Manning, O.,III, 1243; IV, 242
Manning, W. T.,IV, 137
Manningtry, The,I, 926
Manouba, The,III, 929, 1040,
1141, 1184
Mansfield, Earl of,I, 103; III,
1264
滿洲事件.....I, 446, 587, 590, 600; IV,
141
Maracaibo, The,III, 1484
Marais 事件.....II, 546
Marbrouk, The,III, 734
Marey, W. L.,I, 873; III, 581, 604,
884
Margaret, The,III, 966, 971
Margaretha Magdalena The,III,
842
Margueritte, The,III, 659, 680
Maria, The (1799),I, 189; III,
843, 1224, 1239, 1441
Maria, The (1914),III, 731, 931,
1349
Maria Leonhardt, The,III, 708
Maria Theresa.....I, 101
Mariana Flora, The,III, 1196
Marie Glaeser, The,I, 261; III,
601, 702, 780, 1364, 1443, 1468, 1492
Marienbad, The,III, 1366
Marquardsen, H.,III, 1109
Marquis Bacquehem, The,I, 828
Marschall, Bn,I, 269; III, 178
Marsden, R. G.,I, 106; III, 1421
Marshall, C. J.,I, 211, 321, 820;
II, 735; III, 103, 1231
Martens, Bn K. v.,I, 191
Martens, G. F.,I, 191
Martens, Prof. F.,I, 132, 168, 173,
624, 711, 781; II, 19, 70, 493, 567,
922; III, 853, 881, 1192, 1242, 1323
Martha-Bockham, The,I, 915, III,
712
Martial law の意義.....II, 865
Martin (丁馳良).....I, 8, 42, 122; IV,
119
Martin v. Mott.....I, 302
Martini, P. A.,III, 1066
Massé, G.,III, 1192, 1242
Massen, Prof.,II, 393
Matamoras 事件.....III, 1508
Matamoras, The,III, 553
Mathew v. Cunningham.....I, 833
Mathews, Prof.,IV, 854
松原一雄博士.....I, 366
松平修理大夫.....III, 243
松井石根大將.....II, 586, 592, 1024
松岡洋右氏.....IV, 944, 946, 948

- Maximilian 帝.....II, 112
 Maxwell, Sir H.,III, 599
 Mazarin, J.,I, 96
 McKinley, W.,III, 611, 753
 McLoad, *A.,I, 295; IV, 410
 McNair, A. D.,I, 376, 491
 McReynolds 案.....IV, 144
Medea, The,III, 922
 Mediation (居中調停を見よ)
Medusa, Der,IV, 666
 Mehemet Ali,IV, 675, 678
 Menschikoff 將軍.....III, 168
 Mensdorff 大使.....I, 769
Menzale, The,III, 782
Mercury, The,III, 843
 Merrivale, Lord,I, 889
 Mersey 子.....III, 945, 1401
 Metternich,I, 155
 Meurer, Prof. C.,III, 629
 Mexico
 内亂 (1860)I, 508
 —— (1876)I, 554
 —— (1912-3)I, 469, 506
 —— (1924)I, 504
 Mjaja 將軍.....I, 536
Michael, The,III, 728
Michigan, The,I, 843, 847
Midsland, The,III, 1355
 Miguel, Dom,I, 385
Mikail, The,III, 1474
 Milan 令.....I, 147 以下; III, 500, 1507
 Miles, Rev.,I, 185
 Military area (戦域を見よ)
 Mill, J. S.,I, 134
 Millard, T. F.,III, 290

- Millerand, M.,IV, 885
Miller v. The Resolution,III, 925
 Milman, H. H.,I, 54
 Milutine 將軍.....II, 336
Mineral, The,III, 1398
Minerva, The,III, 842; IV, 458
Minna, The,III, 680
 民兵.....II, 52
 民衆軍.....I, 169; II, 67 以下
Miramichi, The,I, 934; III, 658,
 1264
Mitchell v. Harmony,I, 296
 箕作麟祥.....I, 121
Mjölnir, The,III, 934
Modig, The,III, 922
 Molon, v. d.,II, 342; IV, 365, 849
 Molotov, M.,IV, 929
 Moltke 元帥.....I, 276; II, 332, 597;
 IV, 236
Monocacy, The,III, 224; IV, 535
 Monroe, J.,III, 609
 モンロー主義.....I, 157, 553, 557, 663-4,
 699, 701; III, 688; IV, 103, 706
Montana, The,III, 1185
Montara, The,III, 645; IV, 867,
 870
Montenegro,I, 260, 606, 615; II,
 948; III, 540-1, 782, 1413
Montmorency, J. E. G.,I, 994;
 II, 957
Montreux 條約 (1936),IV, 394,
 507 以下, 625, 704
 Moore, J. B.
 米西戰役機雷.....III, 166
 拿捕.....III, 571, 1321

- Moore (續)
 害敵手段.....II, 362
 護照.....II, 729
 軍律.....II, 862
 平時封鎖.....I, 610, 628
 非戰團員.....II, 48
 非中立の任務.....III, 1133, 1135
 封鎖.....III, 456, 505, 528, 538
 俘虜.....II, 105, 139
 戰の定義及分類.....I, 364, 480
 國外出兵.....I, 553, 563
 國旗移轉.....I, 873
 攻囲.....II, 469
 支戰團體.....I, 494, 504, 511, 519
 空戰.....I, 312; II, 973, 980, 996,
 1023, 1067, 1069, 1115, 1212, 1234;
 IV, 975, 977, 982
 休戰.....IV, 734-5
 內亂戰.....I, 387
 陸戰法規會議.....I, 169
 臨檢搜索.....III, 1202
 宣傳.....II, 1023
 占領.....I, 596; II, 687
 戰時禁制品.....III, 870-2, 905
 戰場所在財產.....II, 512
 私艦.....III, 59
 私有財產.....I, 956, 972; II, 735, 738-
 9
 自然的戰戰.....IV, 898
 中立國權利義務.....I, 141
 中立の性質.....IV, 137, 142
 仲裁裁判.....I, 652
 條約の批准權者.....IV, 855
 條約の效力.....IV, 849
 孟子.....I, 7, 393, 1050
 背信行爲.....II, 353
- Moravia*, The,I, 917, 937; III, 1369
 Moriz-Bernstein, Dr.,III, 426
 Morrissey, A. M.,III, 957
 Mortane, J.,II, 1005
Motano, The,III, 139, 1258.
 本野一郎.....I, 207, 656
Möwe, The,I, 261, 263; III, 681,
 1468, 1492; IV, 472, 820
 Muirhead, T. T.,II, 435
 Muddy Flat の役.....I, 438
Mukden, The,I, 732; III, 1488;
 IV, 442
Mukhabir-i-Sürur, The,III, 736
 Mullins, C.,I, 970
 Murray, W.,I, 103
 無線通信取締及同規則.....I, 335; II,
 1002, 1201; III, 349 以下, 356; IV,
 275, 280
 Mussolini,I, 325, 705; IV, 670, 756,
 935
 Mustard gas.....II, 394-7
 陸奥宗光.....III, 306, 1115; IV, 541
Myrza Blamberg, The,III, 1370
Nailsea, Meadow, The,I, 1031;
 IV, 937
 内亂に於ける權利義務條約.....I, 483
 中村進午.....I, 225-7, 722
 南阿戰役
 便衣隊.....II, 502
 獨逸の武器彈藥賣込.....IV, 306
 ダムダム彈.....II, 376
 英軍の葡萄土通過.....IV, 19, 243
 軍令及軍律.....II, 353, 720, 881
 背信行爲.....II, 353

南阿戰役(續)
俘虜.....II, 139, 208, 355, 361
荒廢.....II, 504, 507
交戰者.....II, 74
領土併合.....II, 623-4
作戰地域の範囲.....II, 546
占領.....II, 613
敵兵の制服着用.....II, 383
南北戰役
爆發性發射物の創用.....II, 338
米艦の英國旗借用.....I, 857,
防守地.....II, 457
毒物使用.....II, 343-4
被拿捕船の處置.....III, 1306, 1324,
1381
非中立的任務.....III, 1131
俘虜.....II, 35, 111, 208
封鎖.....III, 463, 469, 471, 485, 493,
845-7
課役.....II, 389
機雷.....III, 165
降伏規約及講和條約.....II, 596, 762
港の閉鎖.....II, 155; IV, 518
交戰關係.....I, 385, 388, 494, 504
リーバー陸戰訓令.....II, 17
南軍統領處分.....I, 303
監檢搜索.....III, 1245
占領地.....II, 696
潛水艇.....III, 382
戰時禁制品.....III, 904, 906, 911,
924, 1029
私艦.....III, 62
敵財產沒收.....I, 955, 958; II, 738
敵人放逐.....I, 940
中立人の武器彈藥供給.....IV, 290

遊擊戰術.....II, 66, 68
Nancy, The,III, 502, 971, 1096
ナポレオン一世及同戰役.....I, 136, 140,
141, 145-153, 156, 161, 240, 303,
324, 424, 939, 952, 1057; II, 351,
361, 538, 566, 758, 797, 813, 927;
III, 500, 650, 802, 804, 844-6, 874,
983, 1190, 1207, 1235, 1323, 1419,
1465, 1471; IV, 28-9
ナポレオン三世.....I, 478; II, 66, 103,
265, 597; III, 1430; IV, 407, 869
檜崎敏雄氏.....III, 262
Narrowian, The,III, 940
Nashville, The,IV, 527
Natham, M.,III, 136
Nation の意義.....I, 154
Navicert system.....III, 557, 1068,
1076, 1220; IV, 986
Naxos, The,III, 786
Nebogatoff 提督.....II, 598
Nebraskan, The,III, 1349
Neckar, The,III, 722
Negrin, I.,I, 624
Nelson.....I, 189; III, 236, 384, 513,
1239
Neptunus, The,III, 1005, 1495
Nereide, The,III, 92, 99, 102, 1176,
1231
Netherlands
海外トラスト.....III, 556, 558, 786,
1077
政府蒙塵 (1940).....IV, 908
——と蘭領印度の關係.....IV,
908 以下
中立規則(日露戰役).....IV, 561

Netherlands (續)
中立規則(第一次大戰).....III, 118;
IV, 115-9
Neuenfels, The,III, 784-5
Neumann, L.,I, 624
Neumann 中尉.....III, 408
Neutralitet, The,III, 1000, 1001,
1012
Neville 判事.....I, 1026
Newa, The,III, 782
New Adventure, The,III, 842
Newfoundland の租借.....IV, 470, 476
New Sweden, The,III, 1379
N. Y. Ins. Co. v. Statham.....I, 1020,
1022, 1025
Niagara, The,III, 538
Nibbio, The,III, 736
Nicaragua.....I, 506, 556; IV, 710
Nicolai 大佐.....I, 282
Niemeyer, Dr.,II, 963; IV, 491
Nieuw Amsterdam, The,III, 1044,
1148
Niger 河の中立化.....IV, 665
Nightingale 嬰.....II, 264
Nigretia, The,III, 864, 1101
日本(帝國を見よ)
Nippold, O.,I, 322; II, 946, 1038;
III, 624
西寛二郎.....II, 650, 889
西尾壽造大將.....II, 751
日清戰役
第二軍徵發心得.....II, 701, 754, 759
軍律.....II, 886
軍事法廷.....II, 887-8
俘虜宣誓解放.....II, 203, 208

威海衛降伏.....II, 598
交戰狀態成立日.....I, 719 以下
擲導強制使用.....II, 701
鹹獲品取扱手續.....III, 570
占領地燈臺取扱.....III, 162
占領地人民處分令.....II, 886
宣戰.....I, 715
上海中立問題.....III, 306
出港恩惠期間.....III, 666
對丁汝昌降伏勸告.....II, 588
帝國の國際法遵守.....I, 220, 224,
232-3
敵人取扱.....I, 940,
吳淞水路閉塞.....III, 159
條約の效力.....I, 780, 786
日蘇中立條約.....IV, 949
日米通商條約廢棄.....IV, 178
日獨伊三國同盟 (1940)IV, 940 以
下
日獨領事職務條約.....III, 1490
日獨戰役 (1914)
獨塊人俘虜.....II, 126, 189, 231
獨船拿捕免除勅令.....III, 695, 713
軍艦高千穂遭難.....IV, 420
非交戰者及その避難.....II, 32, 474
俘虜情報局.....II, 231
膠濟鐵道押收.....II, 801; IV, 362
膠州灣封鎖.....III, 535
空爆.....II, 939
最後通牒.....I, 742, 751
支那領土通過.....IV, 251
使臣の撤退.....I, 771, 743
青島開城規約.....II, 594, 599
青島占領地行政.....II, 650
吳淞無線電信問題.....IV, 267

- 日獨戰役(續)
在留敵國人取扱.....I, 950
日英同盟.....I, 158, 408, 690, 1051-5,
1063; IV, 12, 852, 941, 944
日露戰役
便衣隊.....II, 79
外國新聞通信員俘虜.....II, 101
軍艦初瀬の遭難.....III, 382
軍律.....II, 889, 917
軍使.....II, 570
捕獲審査.....III, 572, 690, 692, 1409,
1434-5
補給石炭數量.....IV, 558
俘虜交換問題.....II, 214-7
—處罰法.....II, 164-5, 209, 210
—取扱.....II, 115, 140, 157, 160,
165, 170-172, 187, 213 以下
—取扱規則.....II, 183, 209, 273
—情報局.....II, 227-231
間諜.....II, 555
機雷公海敷設.....III, 174
交戦狀態成立日.....I, 377, 721 以下
無線電信.....III, 349; IV, 266
露軍のダムダム使用.....II, 367, 368
—の赤十字旗濫用.....II, 300
—指揮官の違法命令.....II, 491
露兵俘虜數.....II, 115, 213
—の乞降方法.....II, 358
—の支那服着用.....II, 383
露艦隊の佛領港灣利用IV, 225,
431
露騎兵團の遼西進出.....II, 72
露國側の日本俘虜取扱.....II, 121 以
下, 188, 213
露公使の退京.....I, 767-8

- 露商船拿捕免除勅令.....III, 647
666, 714
露探.....II, 555
旅順非職閥者避難勸告.....II, 472-4
—方面一時的休戦.....II, 580; IV,
737
—開城勸告.....II, 591
—開城規約.....II, 142, 203, 235,
594, 601-2
—口閉塞.....III, 155, 519
—口退去者荷物搬出規則.....II,
706
—臨時氣球隊.....II, 930
遼東兵站監.....II, 648
—守備軍軍律.....II, 889
—半島封鎖.....III, 485, 487
—守備軍軍政規則.....II, 647
赤十字表示建物の砲撃.....II, 305,
485
戰利品規則.....III, 570
占領地の司法行政.....II, 670, 705
宣戰.....I, 357, 715
戰時禁制品目.....III, 877-8
戰場委棄露軍傷病者.....II, 271
戰場掃除及戰死者埋葬規則.....II,
276
出港恩惠期間.....III, 666
帝國の國際法遵守.....I, 166, 220,
233; II, 482, 485
敵財產處分.....II, 804
敵人取扱.....I, 941
東支鐵道押收.....II, 801
徵發.....II, 760
中立船破壊.....III, 1337
横川及沖兩志士.....II, 79, 549

- 日露戰役(續)
條約の效力.....I, 781, 757
乃木希典.....II, 32, 472, 586, 591, 601,
804, 1141
野村吉三郎大將.....II, 1164; III, 221,
IV, 737
“Non-Belligerent”.....IV, 20-1, 27
Norne, The,III, 894
Noordam, The,III, 756, 1046, 1079
Noord-Brabant, The,III, 452;
IV, 615
Noordster, The,III, 736
North Sea 事件.....I, 646-7
Novik, The,IV, 602
Nuevo Ampurdanas, The,I, 993
Nunez 提督.....III, 245
Nyassa, The,III, 1149
Nye, G. P.,IV, 137
Nye-Clark 案.....IV, 153, 158
Nyon 協定.....I, 515 以下
Nys, E.,I, 210, 624, 954
Nystad 條約 (1721).....I, 115

Oceania, The,III, 435
Oder, The,IV, 464
Odessa, The,III, 1362, 1407, 1443,
1465
小笠原賢藏.....IV, 466
岡村寧次大將.....IV, 782
岡野敬次郎.....III, 281
Oldhamia, The,III, 1324
Oleg, The,IV, 547
Olindo Rodriguez, The,III, 509
Olney, R.,I, 681
O’Malley, O.,II, 638
Omdurman の役.....II, 364, 479
小野友五郎.....IV, 466
大平善悟教授.....I, 225; II, 450
汪精衛.....I, 478; II, 660, 751, IV, 903
大山巖.....II, 40, 482, 586, 754; III, 308
Ophelia, TheIII, 1444
Oppenheim, L. F. L.
米國の中立法則.....IV, 127
毒瓦斯及毒物使用.....II, 346
同盟.....I, 1058
英國陸戰法規.....II, 24
Fryatt 事件.....III, 136
害敵手段.....II, 359-361, 382
義戰.....I, 401
護照.....II, 730
軍律.....II, 923, 925
軍事的動作と準備.....II, 388, 714,
757
Hall の國際法論批評.....I, 196
平時封鎖.....I, 167, 609, 617
非戰闘者加害.....II, 1098
人質.....II, 719, 722-3
非中立的任務.....III, 1084, 1094,
1105, 1137, 1180
非常用.....II, 812, 839
捕獲審査.....III, 1405, 1407, 1418,
1449, 1502; IV, 870
砲撃の豫告.....II, 472
報復.....I, 565, 570, 581, 587; II, 923;
III, 805
俘虜.....II, 102-3, 208, 222, 224, 360-
1, 1196, 1225
封鎖.....III, 505
戰の意義及原因.....I, 356, 361
開戰時港敵商船.....III, 699

Oppenheim (續)
 開戦と條約.....I, 775
 海底電線.....III, 345
 海上捕獲.....III, 739, 782
 海上交戦者.....III, 369
 干渉.....I, 541-5, 550
 間諜.....II, 562
 奇計.....II, 487; III, 374
 國家の基本權.....I, 370
 國旗移轉.....I, 871-2
 國際法學界評.....I, 227-230
 ——の淵源及進化.....I, 3, 171
 ——の違反.....IV, 245
 降伏.....II, 585
 攻囲.....III, 743
 荒壟.....II, 505
 公海燈臺.....III, 164
 交戦國航空機乗員救助.....IV, 641, 643
 交戦状態成立.....I, 450
 港前機雷敷設.....III, 265
 空戦.....II, 949, 1022, 1062, 1098, 1158
 休戦.....IV, 734, 797, 805, 810, 822
 無線通信.....III, 353
 の國際法論に對する評.....I, 202
 の履歴.....I, 201-2
 巴里宣言.....III, 607
 臨検搜索.....II, 1207, 1221, 1227; III, 1202, 1212, 1224, 1228
 掠奪.....II, 541
 領水.....IV, 389
 先買權.....III, 985
 宣傳.....II, 1022
 戰利品.....II, 540, 743

戰律犯.....II, 870
 占領.....II, 388, 613, 616, 620, 622-4, 634, 653, 696, 700, 714, 718, 722-3, 808
 宣戰.....I, 450, 709, 750
 戰時禁制品.....III, 935, 1000, 1035, 1035, 1064
 戰場所在財產.....II, 497
 私有財產(陸上).....II, 497, 745
 ——(海上).....III, 588
 總力戰.....I, 265
 傷病者救護.....II, 266, 289
 商船の武装.....III, 91-2, 98, 102
 償賠金.....III, 1285
 敵兵降伏の意思表示.....II, 359
 敵國元首.....II, 49, 102
 敵人訴訟能力.....I, 1040, 以下
 敵人との交通.....I, 974
 燈臺.....III, 164
 取立金目的の砲擊.....III, 256
 徵發課役及取立金.....II, 388, 761, 777, 1062
 中立領土.....IV, 237, 242
 ——竄入兵留置.....IV, 320
 中立領水.....IV, 407, 457, 488, 496, 507, 585, 601
 中立財産破壊.....III, 1391
 中立人の應債.....IV, 354
 海の自由.....III, 620
 野蠻兵使用.....II, 63-4
 郵便信書.....III, 762
 遊撃隊.....II, 66
 在留敵人取扱.....I, 938, 951
 條約の批准の理由.....IV, 852
 條約の效力.....I, 775; IV, 849, 857

Oppenheim (續)
 受命違法行為責任.....I, 287, 292
Oriental, The,III, 676
Orion, The,I, 910
Orita, The,III, 757
Orozembo, The,III, 1099
Ortolan, The,I, 246; II, 609; III, 995, 1009, 1192, 1242
Oscar, The,III, 763, 979, 997, 1377, 1399, 1428
Osiris, The,III, 752
Ottilia, The,III, 679
Ottley 大佐,III, 170
 腹腔黙保護及同條約.....I, 653; IV, 376
Oxenstierna 伯,I, 92
Oxolen, The,III, 842
Pacific, The,III, 1374
Padelford, N. J.,I, 482-3, 508, 516, 530; IV, 714, 724
Paerlowski 中將,II, 180; III, 8
Page, R. W.,III, 1132
Page, W. H.,I, 902; II, 191; III, 8, 131, 766, 955-7; IV, 228
Paklat, The,III, 742
Palm, The,I, 863
Palm Branch, The,I, 936
Palmer, Sir R.,III, 244; IV, 427
Palmerston,I, 585-6, 622, 658, 706; II, 393; III, 240, 580; IV, 411, 675, 679
Palos, The,I, 507, 530
Panaghia Rhomba, The,III, 386
Panaja Drapaniotisa, The,III, 1493
 Panama
 の獨立
 宣言 (1939).....IV, 103-4, 937, 997
 以下
 運河.....I, 557, 701; II, 639, 980; III, 51; IV, 708 以下
 運河中立規程 (1939).....IV, 727
Panama, The,III, 93
Panariellos, The,I, 983
Panay, The,III, 230
 汎米會議
 安全水帶.....IV, 997 以下
 干渉.....I, 541, 549
 内亂戰.....I, 498
 債務回収と兵力.....I, 665
 條約の效力.....I, 788
Papelera, The,III, 1399
Paquete Habana, The,III, 727, 1455
Parana, The,III, 1000
Parchim, The,I, 920; III, 1363
 巴里爆撃 (1940).....II, 1177
 —開城 (1940).....II, 604
 —講和會議 (1919).....IV, 832
 —宣言 (1856).....I, 162, 214; III, 4, 62, 77, 579, 607, 651, 1440; IV, 2
 封鎖.....III, 514, 518, 520-2, 825; IV, 915
 私艦廢止.....II, 998; III, 62, 77, 581, 604 以下, 624
 敵貨保獲.....I, 871, 914; III, 570, 579, 596 以下, 623, 660, 674, 779
 以下, 804, 995, 1017, 1229, 1224, 1389, 1516
 中立貨保獲.....III, 104, 570, 596 以

巴里宣言(續)
下, 623, 804, 995, 1388, 1392, 1399
Parker, E. B.,III, 137
Parker, Judge,III, 67
Parker, Lord,I, 807, 841; II, 821;
III, 915, 934, 954, 1012, 1364, 1443-
50, 1454, 1483
Parkes, Sir H.,I, 439; II, 676,
819; III, 305; IV, 468
Parlementaire,II, 565
Parmelee, M.,III, 640
Paros, The,I, 507, 530
Pass of Balmaha, The,I, 907
Passport (護照を見よ)
Patenôtre, M.,III, 306
Patrie, La,II, 931
Patrol system (哨戒制を見よ)
Paul 帝,I, 118
Pax ecclesiae,I, 48, 52
Pax Romana,I, 41
Paxo 島の中立化,IV, 665
Peacock, The,III, 1286
北京英佛軍侵入 (1860),I, 439; II,
479, 536
北京協約 (明治廿八年),I, 559
Pellworm, The,III, 1272, 1274,
1384; IV, 404, 426, 447
Peloponnesia 同盟及戰役,I, 14, 21,
27
Peninsular War,II, 778
Perels, F.,I, 624; II, 389; III,
460, 1109, 1135, 1323; IV, 867
Pericles, The,III, 474, 530
Perkero, The,III, 702
Persano 提督,III, 425

Perseus, The,III, 243
Persia, The,III, 126
Persona non grata,I, 528
Petain, H.,IV, 756, 766
Peterhoff, The,III, 846, 1454, 1508
Petersburg, The,III, 50, 72
Peter the Hermit,I, 49
Petition of Right,II, 865
Petrolite, The,II, 841
Petropavlovsk, The,III, 174
Pfeiffer, Prof.,II, 433
Philippine
Tydings-McDuffie Act,IV, 672
の中立化の蓋然性,IV, 672
Phillimore, G. G.,I, 194, 313; III,
16
Phillimore, J.,I, 194
Phillimore, Sir R.,I, 194
非常收用,II, 817-9, 839
報復,I, 569; III, 912
封鎖,III, 482
戦の定義,I, 361
開戦と債權,I, 1036
禁制品輸出取締,IV, 292
債權回収と兵力,I, 658
私有財産,I, 956, 959, 1036
治外法權,III, 54
中立人の應債,IV, 54
條約の效力,IV, 849
Phillipson, C.
害敵手段,II, 371
義戦,I, 401
人質,II, 722, 724-5
捕獲審檢,III, 1418
砲擊,II, 481

Phillisphon (續)
違法行為責任,I, 287
開戦と債權,I, 1035
奇計,II, 494
古代の國際法,I, 12, 22, 24, 31, 36-
40, 74, 80, 121, 125, 241
——中立觀念,I, 24
空戦,II, 1008
獨尊,II, 703
倫敦宣言,I, 181
掠奪,II, 748
占領,II, 708, 722
自然法,I, 123
傷病者救護,II, 268
敵法人提訴權,I, 841
取立金,II, 787
受命違法行為責任,I, 287
Phoenix, The,I, 924, 926; III,
694, 842
Pic, Prof.,I, 203
Piepenbrink 事件,III, 1144
Pierantoni, A.,III, 853
Pierce, W. O.,II, 404, 938
Piggott, Sir, F. T.,I, 245; III, 477,
602, 606, 1417
Pilcher 將軍,I, 193
Pillet, A.,II, 99, 101, 163, 175, 202
382, 713, 874
Pilotti, M.,I, 427
Pinkney, W.,I, 144
Pious fund 仲裁裁判,I, 655
Pisa, The,IV, 576
Pitt, W.,I, 113
Pittman, K.
西班牙内亂戰,I, 500, 524

中立法決議案,IV, 144, 171, 180
—McReynolds 案,IV, 153
Plato,I, 18-9; II, 733
Plymouth, Lord,I, 528
Poincaré, R.,IV, 886
Poland
獨軍占領地(第二次大戰),II, 659
Vilna 占領(1922),I, 481
事實的滅亡,IV, 906
Politis, N.,I, 412, 583-4; IV, 8, 16
Polka, The,III, 1477, 1480
Pollock, Sir E.,III, 1424
Polly, The,III, 840
Polzeath, The,I, 839
Pomona, The,III, 934
Pontoporos, The,III, 1095, 1358
Poona, The,I, 844
Poortugael 將軍,I, 168; II, 20
Pope 將軍,II, 696
Portendie 封鎖事件,I, 651
Porter 將軍,I, 665-7
Porter v. Freudenberg,I, 814, 1048
Portland, The,I, 926
Porto, The,III, 702, 712
Portsmouth 講和會議及條約,II,
186; III, 647; IV, 894
Portugal
内亂(1828),I, 385
對西班牙斷交(1936),I, 382
Portugal, The,III, 429
Posteiro, The,III, 1000
Pradier-Fodéré,I, 718; II, 224;
IV, 810
Prentiss, A. M.,II, 396, 408
Pres. Mitre, The,I, 868; III, 657

- Primavera*, The, III, 678
Primula, The, III, 678, 684
Princesse Marie, The, III, 1324
Prins Hendrick, The, III, 1458
Prinz Adalbert, The, I, 920; III, 679, 710
Prinz Eitel Friedrich, The, III, 86; IV, 609
Prinz Heinrich, The, III, 759
Prosper, The, III, 707; IV, 426
Proton, The, III, 1119
Providentia, The, III, 842
Proxenoi, I, 12
Pruyn, R. H., IV, 466
Pufendorf, S. v., I, 122-6; II, 733; IV, 807
Pyke, H. R., III, 867, 882, 1451
Pyrenees 条約 (1659), I, 939; III, 593, 1193

Quang-nam, The (廣南號) III, 1123
Quiroga, S. C., I, 501

Ramazan, The, IV, 643
Ranpura, The, III, 1153, 1183
Ransom—I, 23, 39; II, 110, 199; III, 272, 1281, 1284
Ranweig, The, III, 1013; IV, 821, 871
Rapid, The, I, 802, 978; III, 1113, 1128
Rappahannock, The, IV, 454
Rayneval, J. M. G. de, III, 1192, 1242

- Reading*, Lord, I, 1048
Reay, Lord, III, 96
Rebecca, The, III, 1120
Rebus sic stantibus, I, 749
Recovery, The, III, 1442
Re d'Italia, The, III, 425
Reeves, J. S., I, 95
Regout, R., I, 395
Rehm, Prof., III, 387
Reille 將軍, I, 597
Remonstrant, The, III, 1372
Renaissance, I, 62, 71, 137
Renault, L.
 米國陸戰訓令評, II, 19
 拿捕物件中立港引致, IV, 583, 598
 海底電線保護, III, 336
 海上捕獲, III, 853
 國際捕獲審檢所, III, 1512
 國際委員會の自然消滅, I, 681
 倫敦宣言報告, II, 1228; III, 9, 450, 678, 789
 の履歷, I, 205-8
 赤十字條約, II, 286
 治外法權, II, 905; III, 1118
 受命違法行為責任, I, 297
Rendsborg, The, I, 889
連帶條項, I, 258 以下; II, 86, 106, 235, 312, 444, 935; IV, 50
連坐罰, II, 857, 919 以下; IV, 974
Reprisals (報復を見よ)
Reserv, The, IV, 491
Res judicata, III, 1501-2
Respondentia bond, III, 1360
Reventlov 伯, III, 625
Rex v. Kupfer, I, 1035

- Reynaud*, P., IV, 22, 766
Rheim の砲撃, I, 481; II, 480-1
Rhein, The, IV, 540
Rhine 同盟 (1255), I, 61
Rhine 保障條約 (1925), I, 691-2
Ribbentrop, Herr, IV, 925, 929
Richards, Sir H. E., III, 395
Richelieu, Cardinal, I, 96
Rienow, R., I, 859
Riga 湾の封鎖 (1854), III, 475, 478
Rijn, The, III, 988
Rijndam, The, III, 755
離隔地帶 (休戦), IV, 812, 826
陸戰法規慣例條約
 前文, II, 14, 70, 972
 違反行為の損害賠償, I, 281, 310; II, 22, 499; IV, 872
 連帶條項, II, 86, 235
 陸戰規則の發令, II, 15; IV, 239, 955
陸戰法規慣例規則
 害敵手段, II, 56, 280, 333, 335, 379, 341 以下, 385, 391, 496, 1007, 1023, 1026-7
 軍使, II, 565 以下
 俘虜, II, 100, 108, 144, 154, 159-162, 166, 172-3, 181-2, 185, 194, 200, 212, 226, 275, 743; IV, 350, 871, 960
 海底電線, III, 338, 348
 間諜, II, 544, 551-3, 561
 降伏規約, II, 584, 595
 攻囲及砲撃, II, 310, 450, 470, 478, 487, 1044, 1063, 1134, 1143, 1160; III, 2, 259, 274, 293
Rolla, The, III, 474

- Romberg, E., II, 225
Romulus, The, III, 1475
 Roosevelt, F. D., I, 462; IV, 22, 171, 228, 476, 991
 Roosevelt, Theo., I, 174, 664, 672; III, 611; IV, 227, 548, 708 以下, 830-2
 Root, E., I, 270, 912; III, 401; IV, 673, 919
Rosalie, The, III, 970
 Roscoe, E. S., I, 190; III, 1356
Rose, The, III, 842
 Rosen 男, I, 767-9
 露支事件 (1929), I, 445
Rosita, The, I, 860; III, 1107
 Rosse, Capt., III, 43
Rossia, The, IV, 377
Rostock, The, I, 806
Rothersand, The, I, 843, 883
 Rothschild, Bn L. de, II, 786
 露土戰役, I, 170; II, 23, 58, 226, 305, 333, 567, 880; IV, 807
 Rougier, A., I, 583
Roumanian, The, I, 985; III, 654, 658, 1264, 1266
 Rousseau, I, 83, 120, 137, 139, 459, 802, 955, 969; II, 36-40; III, 585, 608, 650
 Roxburgh, R. F., I, 951; IV, 823
Royal, The, II, 1207, 1218
 Royse, M. W., II, 1053
 Rules of War of 1756, I, 105, 111, 113, 119, 143, 150; III, 644, 838
 Russell, Bertrand, II, 945
 Russell, Earl J., I, 508

- Russell, Sir C., III, 164, 1698, 1132
 Russell, Sir W. H., II, 168
 露西亞 (蘇露國をも見よ)
 芬蘭出兵 (1808), I, 716
 義勇艦隊, III, 66
 捕獲審査制, III, 1436
 海戦及捕獲法規, III, 94, 660, 667, 1035, 1247, 1310, 1323, 1446
 黒海問題, IV, 512
 國旗移轉效力, I, 910
 陸戰法規, II, 16
 領水, IV, 380
 戰時禁制品目, III, 878, 881, 892, 903, 906, 947
 在留邦人取扱 (日露戰役), I, 942
 Rutgers Memorandum, I, 412
 Rutherford, T., I, 124; IV, 794, 824
Ryeshitelni, The, IV, 415
 領事制の濫觴, I, 12
 領事職務認可狀, I, 470, 533; II, 629-632
 領水, III, 372; IV, 364 以下, 918
 ——彈着距離説, I, 126; IV, 366 以下
 ——(海峡及灣の), IV, 389-394
 ——隣接水域, IV, 387-8
Sacramento, The, I, 899; IV, 585
 佐渡丸 (日露戰役), III, 1335
 Safe-conduct, (護照を見よ)
 Safe-guard, (護照を見よ)
 薩哈連保障占領, I, 596
 ——征討, II, 40
Sahda, The, I, 917

- Said Pasha, IV, 676
 西貢丸, III, 775
 西鄉隆盛, II, 586
 最後通牒, I, 378, 783 以下
 最惠國條款, III, 216
St. Andrew, The, III, 429
St. Croix, The, III, 839
St. Germain 條約 (1677), I, 100; IV, 900
St. Harlampy, The, I, 872
St. Kilda, The, III, 1324
 聖彼得堡宣言, I, 129, 168, 221; II, 12, 16, 332, 336, 375, 379, 928, 1017, 1041; III, 368
St. Pierre, I, 1, 101
St. Tudno, The, I, 843-5
Saita, The, III, 433
 坂本俊篤, III, 46
 作戰動作の意義, II, 385-8; IV, 427-431
 作戰地帶の意義, II, 3, 546, 548; IV, 953
Salerno, The, III, 921
 Salisbury 侯, I, 247, 660
Sally, The, I, 910
Salmon v. Salmon, I, 984
 Salonika 英佛軍上陸, IV, 19, 255 以下
Salvi et Fils, I, 1002
 Salvage (救難を見よ)
Sandenfurg, L. v., III, 852
San Francisco, The, I, 897; III, 1374
 三國同盟 (1879), I, 1051; IV, 12, 15; IV, 945
 三國同盟 (1940), 940 以下
Sangtetersburg, The, III, 50, 72, 920
 產業革命, I, 137-8
San José, The, III, 921
 Sanjurjo 將軍, I, 502
San Nicolo, The, III, 494, 1348
 San Remo 會議, IV, 884-6
 San Stefano 條約, I, 543, 795; IV, 846, 878
Santa Catharina, The, III, 1378
Santa Isabella, The, III, 1410
Santissima Trinidad, The, III, 1477; IV, 293, 424, 450
 山東鐵道押收, II, 802
 山陽丸, III, 816
 三十年戰役, I, 85, 89, 203, 243; II, 707; IV, 8
Sarah Christina, The, III, 924, 1000
 Sardinia, I, 163
Sastray, K. R. R., IV, 6
 佐藤銅次郎, IV, 963
 佐藤尚武氏, II, 1039
 Satow, Sir E., I, 191, 573; III, 520; IV, 469
Saturnia, The, III, 1149
 Savage, C., I, 997; III, 549, 553, 771
 Savigny, F. K. v., I, 191
 漢外務卿, IV, 541
Saxon Prince, The, III, 1373
Scarab, The, III, 231
 Scarborough の砲擊, III, 263
Schaffenus v. Goldberg, I, 1021
 Schlegel, Dr., III, 1238

シレジア借款事件 (1752) I, 101-5,
902; III, 595, 779, 1506
Schlesien, The, III, 698, 750, 1388
Schmalkalden 同盟 (1531) I, 1051
Schmidt, Dr., IV, 925
Scholz, F., III, 332
Scholtz 大尉 II, 1020
Schönborn, Prof., IV, 251
Schramm, Dr. G., III, 95, 782
Schücking, Prof. W., III, 626,
674; IV, 392
Science, The, III, 1509
Scotsman, The, III, 1010
Scott, J., I, 190
Scott, J. B., I, 131, 225, 676; IV,
136
Scott, William (Lord Stowell を見よ)
Sechs Geschwistern, The, I, 872
Seeadler, The, III, 1408
西平號 (The *Hsi-ping*) III, 993
青幫及紅幫 II, 81
征服 II, 221
制海權及制空權 II, 941-4; III, 384
齊の桓公 I, 14
正當防衛 I, 431, 693-4, 703-4; II,
284
政治犯の意義 I, 578
赤十字條約 (陸戰) I, 129, 163; II,
11, 12, 194, 484, 263 以下, 607, 1006,
1142, 1180; III, 275, 439, 454
英國の留保 II, 314-5
日本の留保 II, 315
赤十字條約 (海戰) II, 266, 1004;
III, 425 以下, 1134, 1137; IV, 534,

624, 641
Selborne, Earl of, III, 244
Seldon, J., I, 107; III, 619
Seligman v. Eagle Ins. Co., I,
1026
Selimé, The, I, 861
Semmes, Capt., III, 1318
先買権 II, 812; III, 983-7
宣言の意義 III, 601
戦域 III, 184 以下, 941, 1403
占據 II, 607
船舶書類 I, 858; II, 1229; III, 922
以下, 1203 以下
戰律犯 I, 295, 299, 313; II, 71, 74-
6, 83, 106, 289, 492, 557, 869, 1021
占領 I, 820-6, II, 389, 606 以下
宣誓 II, 199 以下, 653 以下
宣戰 I, 709 以下
各國憲法の宣戰事項 I, 105-8
戦争 (『いくさ』を見よ)
戦地, 戰場, 及作戦地帯の異同 II, 2
戦時禁制品委員會 (英國) III, 1424
戦時禁制品取締根據地 III, 1219
戦陣道德 I, 54-7, 265; II, 331, 333,
351
戦場の意義 II, 2; III, 176
Seward, W. H., III, 1098, 1132,
1136; IV, 468-9
Seyhoun, The, I, 860
Seymour, Sir B., III, 250
Seymour, Sir M., III, 240
上海及その戰亂
爆撃 II, 1057, 1163
爆撃豫告 II, 1164
便衣隊 II, 80, 502

上海及その戰亂 (續)
京滬鐵道 II, 1084
北停車場 II, 1083
上海大學 II, 533
上海事變 (昭和七年) I, 384, 446,
459; II, 310, 373, 526
司法機關 II, 675
租界 II, 675-684; III, 297 以下
租界の人口國籍別 III, 329
損害及賠償問題 II, 521-9; IV,
965
水災避難民收容所 II, 310
商務院書館の爆破 II, 1057
停戰協定 IV, 771 以下
Shenandoah, The, IV, 428
Sherman 將軍 II, 457, 596; III, 1143
Sherman 少佐 II, 946, 952, 1010,
1104, 1106
Sherwood, F. W., I, 76
Ship North v. The King, IV, 1008
Shishan, The, III, 973, 983
銜角 II, 1030
Short 飛行中尉 II, 999; IV, 339
Shotwell, J. T., I, 698; IV, 137
暹羅 (泰國を見よ)
Sibilla, The, III, 940
Sicily 燒鑄事件 I, 572
Siegel 提督 III, 163
Sieveking, Dr., I, 1046
志賀重昂 II, 581; IV, 739
重光大使 IV, 341
Sigmaringen, The, III, 716
Sigurd, The, III, 1375
私艦 I, 570; II, 104, 998; III, 59 以
下, 581, 604, 609, 624, 1206
——交戰參加 IV, 339
——に對する交戰者權

島村速雄 IV, 789, 794, 814

Simla, The, III, 762, 860

Simon, Sir J., I, 814

下ノ關砲擊 I, 440

下ノ關條約 I, 601; III, 215, 303;
IV, 864, 878, 891, 893

Simpson, Sir J. H., II, 310

Sims 提督 III, 144, 390, 431, 1260

支那

米國との天津條約 III, 298

外國兵駐屯 I, 552, 557 以下

排外運動 I, 589 以下

捕獲審檢 III, 716, 737, 1367, 1437

會社法 II, 1095

航空諸會社 II, 1094

交戰權發動手續 I, 708

租界 III, 296 以下, 471

——の各國守備兵 III, 326 以下

——の上空 III, 321 以下

租借地 III, 278, 470

淞滬鐵道 II, 1085-8

招商局 I, 637

治外法權 I, 797, 834

長髮賊の亂 I, 437; II, 663

稅關の沿革 II, 662

支那事變

米國中立法 IV, 163

便衣隊 II, 81, 502, 1101

廣東爆擊 III, 325

第三國の蔣政府援助 IV, 315 以下

第三國人權益 II, 516-7, 531, 534,
641, 644, 896, 1106; III, 220, 226

以下; IV, 963

——交戰參加 IV, 339

——に對する交戰者權

支那事變（續）
 I, 763; II, 521
 第三國人占領地復歸許否……II, 727
 ——損害及賠償……II, 529; IV, 965
 ——建物の軍事上に利用……II, 512
 ダムダム弾……II, 373
 毒瓦斯及毒物使用……II, 346-9, 441
 英大使遭難事件……III, 1107 以下
 軍罰金及軍罰處分令……II, 894, 913
 軍票……II, 766
 漢口日本租界回収……I, 471, 774
 ——特別行政第三區……II, 519-520, 638-644
 本事變の性質……I, 436, 454 以下
 俘虜……II, 130 以下
 封鎖……I, 473, 602 以下; III, 480
 Jacquinot zone……II, 1148
 海軍陸戰隊の軍紀嚴肅……II, 539
 國民政府不對手の聲明……I, 465, 468, 612, 773; II, 629
 空戦法則……II, 979
 南京攻略……II, 586
 日本病院船爆撃……II, 1134-5
 日支基本條約……IV, 903
 日支兩國大使の各引揚……I, 468, 773
 ベネー號事件……III, 230
 蘆山殘留第三國人避難勸告……II, 476
 制空權……II, 943
 宣撫班……II, 611
 占領……II, 613, 633, 660 以下
 宣戰なきこと……I, 454, 460 以下
 戰時捕虜獎勵辦法……II, 212

司法權接收問題……II, 675, 680
 支那側の保護建物の軍事化……II, 1136
 支那航空機の租界ホテル爆撃……II, 1105
 支那の自衛團……II, 73
 Spear 中佐事件……II, 900, 902
 損害賠償……II, 529-532
 將介石政權……I, 454, 456, 465, 478; II, 634, 1024; IV, 312, 315, 964
 敵產……II, 750
 敵性……I, 460, 467, 471
 東亞同文書院焼打……II, 479
 揚子江上流閉塞……III, 159, 218-9
 遊擊隊……II, 65
 郵政及稅關接收……II, 662-7
 徐州大會戰……II, 279
 清佛事件（1983）……I, 388, 390, 440-5; III, 157, 802, 938
 篠田治策博士……I, 726; II, 894
 侵略及侵略國……I, 389, 408 以下; III, 1062; IV, 43-4, 137, 141
 神聖同盟……I, 153-5, 1054
 信書使……II, 466; III, 777
 Sir Wm. Peel, The, ……III, 1381; IV, 443
 白川義則……IV, 737
 七年戰役……I, 105, 131
 Sixtus 五世……I, 71
 私有財產……II, 297, 302, 508, 537, 541, 732 以下, 777, 852
 自然法……I, 74, 120, 122-8, 159, 171, 230, 251, 274, 332, 396; III, 1521
 Skinner, R. P., ……III, 556, 564, 1069
 Smalkaldic 同盟（1531）……I, 1051

Smith, F. E. (Birkenhead を見よ)
 Smith, H. A., ……I, 385; II, 1216
 Smith, J. H., ……II, 362
 Smith, W., ……I, 15
 Smolenski, The, ……III, 50, 72, 759
 Soci. Franco-S. des C. de L. ……I, 847
 Socrates, ……I, 10
 訴願（捕獲審査）の意義……III, 1488
 租界……I, 576-9, 832; II, 2, 523, 633; III, 296 以下
 Solferino の激戰……I, 163; II, 264
 Solidarity clause (連帶條項を見よ)
 Solvay, M., ……II, 786
 Soleig, The, ……I, 858, 861, 887, 911
 Somerville 提督……IV, 767
 孫文……I, 513
 孫子……II, 486, 536, 544; III, 383
 曾毓灝……I, 42, 563
 總括的仲裁裁判……I, 669 以下, 680
 莊子……I, 402
 Sorel, A., ……I, 300
 Sörfarenen, The, ……III, 788, 1380
 薩露國
 毒瓦斯問題……II, 426-7
 北滿事件（1929）……I, 445
 俘虜の勞務……II, 176-8
 間諜（刑法規定）……II, 550
 國際法觀念……I, 331
 交戰權發動手續……I, 707
 共產主義の國外宣傳……I, 354
 波蘭侵入（1939）……II, 604
 領水範圍……IV, 381
 產業の政府事業……IV, 311, 345
 占領地……II, 688
 戰地と作戰地帶……II, 4
 侵略の解……I, 113; IV, 43
 對獨不侵略條約（1939）……IV, 947
 敵人への叛亂鼓吹……II, 391
 ヴルグアイとの斷交（1935）……I, 380
 租借地……III, 278 以下, 283
 Soto, Dr., ……I, 73
 Souchon 提督……III, 271
 Soul, The, ……IV, 821
 Southampton 傳約（1625）……III, 859
 Southfield, The, ……I, 931
 Spa 會議……III, 1481; IV, 886-8
 Spaight, J. M.
 防守地内の常人……II, 458
 毒物使用……II, 343-4, 350
 毒瓦斯……II, 393
 害敵手段……II, 356, 367, 389-391
 護照……II, 730
 軍律……II, 922
 軍使……II, 567
 軍事的必要……II, 500, 780
 人質……II, 720, 723, 725
 砲撃……II, 458; III, 244, 249, 273
 報復……I, 320; II, 1056
 不防守地……II, 458
 俘虜……II, 101, 158, 179, 203, 207, 209, 222
 封鎖……III, 834
 Intern の語……IV, 319
 桂林號事件評……II, 1189
 奇計……II, 493, 495
 交戰國航空機の抑留……IV, 630, 633, 642
 工場現業員……II, 33

- Spaight (續)
 空戦.....I, 320; II, 950, 994 以下,
 1010, 1018, 1042, 1046-7, 1049,
 1056, 1062, 1073, 1077, 1080, 1083,
 1090, 1092, 1106, 1116, 1122-3,
 1127-8, 1130, 1132, 1146, 1158,
 1181-2, 1220
 指導.....II, 702
 休戦.....IV, 806, 817
 南ア戰役.....IV, 244
 日露戰役俘虜取扱許.....II, 121
 押收鐵道の收益.....II, 746
 巴里宣言.....III, 599
 連坐罰.....II, 922
 掠奪.....II, 537, 542
 宣傳.....II, 1023
 戰利品.....II, 541
 占領.....II, 610-2, 723, 725
 戰場死傷者收容.....IV, 741
 戰場所在中立人.....II, 510
 蘇露軍の芬蘭爆撃.....IV, 956
 傷病者救護.....II, 282-3
 敵兵の制服着用.....II, 381
 敵機操縦士殺害.....II, 84
 敵國民叛亂鼓吹.....II, 390-1
 微發及取立金.....II, 756, 762, 780,
 784; III, 273
 中立國の國家と國民の各行爲.....
 IV, 342
 野蠻兵.....II, 59
 Spain
 繼承戰 (1702).....I, 97
 内亂戰 (1834).....I, 387
 —— (1874).....I, 385
 —— (1936-9).....I, 386; II, 82,
 141

- 130, 557, 1006, 1008, 1107; III,
 222, 424, 1076; IV, 156
 内亂戰不干涉委員會.....I, 512 以下
 —— ピットマン決議.....I, 500, 524
 —— と『非交戰國』.....IV, 21
 —— と國際法.....I, 502
 中立規則 (1914).....IV, 115
 條約賠償委員會.....I, 435; II, 522
Spee, Der Graf,.....IV, 110, 492, 551
 以下
 Sperregebiet.....III, 542
 Spiegel, H. W.,.....I, 570
 Spindler, A.,.....III, 394
 Spinoza, B.,.....I, 120, 343
Springbok, The,.....III, 553, 847-855,
 1031, 1083
Spuma, The,.....I, 866
 Stack, Sir L.,.....IV, 701
 Stanberg, H.,.....II, 513
Star, The,.....III, 842-3
 Statutory list.....I, 992
 Stead, W. T.,.....II, 412
 Stenger 少將.....I, 298, 308; II, 128
 Stephen, Sir J.,.....I, 143
 Stephen, Sir J. F.,.....I, 290; II, 865
Stephen Hart, The,.....III, 843
 Stephenson 提督.....I, 505
 Sterndale, Lord,.....I, 890; III, 88,
 781, 787, 1263, 1268, 1274; IV, 447
 Stessel 將軍.....II, 201, 474, 593, 601,
 603, 1141; IV, 740
Stigstad, The,.....I, 320; III, 795, 797,
 1422
 Stimson, H. L.,.....III, 412; IV, 137,
 141

- Stockholm 空戰法規案.....II, 13, 976,
 1072, 1120, 1128, 1212
 Stockton, R. F.,.....III, 42; IV, 694
Stoer, The,.....III, 731
 Stone, W. J.,.....III, 935; IV, 213
Stonegate, The,.....IV, 592
Stonewall, The,.....IV, 465
Storesand, The,.....III, 1387
 Story, J.,.....I, 211, 301, 888, 926; III,
 103, 1003, 1195, 1231, 1233; IV,
 293, 414, 450
 Stowell, E. C.,.....I, 541, 544; II, 566
 Stowell, Lord,.....I, 160, 188-190, 372,
 572, 872, 888, 920, 922-6, 930-2, 977;
 III, 812, 838, 840, 921, 966, 1002,
 1008, 1012, 1083, 1096, 1099, 1114,
 1120, 1224, 1230, 1236, 1242, 1278,
 1280, 1286, 1307, 1320, 1355, 1357,
 1362, 1371, 1391, 1419, 1427, 1441,
 1465, 1491; IV, 363, 402, 406, 458
Strasbourg, Le,.....IV, 267
 Streit, M.,.....II, 462
 Strupp, Dr. K.,.....II, 289, 903
Struve, The, M.,.....IV, 819
 Suarez, F.,.....I, 75-6, 91
Success, The,.....I, 884; III, 474
Südmark, The,.....III, 1279, 1378;
 IV, 591, 688
 Suez 運河.....III, 309, 639, 711; IV,
 401, 675 以下
 —— 君府條約.....IV, 582, 685 以
 下
Suffolk, The,.....IV, 500
 杉村陽太郎.....II, 1065
Sully, Duc de,.....I, 101
 Table d'Amalfi.....I, 63
Tacoma, The,.....III, 1006
 Taft, W. H.,.....I, 672-3; III, 952;
 IV, 376

泰國
 米暹通商條約(1833).....IV, 840
 佛印協定.....IV, 784, 834
 大國の意義.....I, 157, 204
 高橋作衛.....I, 224-5, 233, 719-721, 728; II, 208; III, 485, 607, 1123; IV, 484
 財部龜大將.....III, 413
 竹越與三郎氏.....II, 473; III, 987
 Talbot, Dr. H.,II, 441
 Talbot v. Seeman.....I, 321
 Talleyrand, C. M. de,II, 351
 谷正之氏.....II, 527; III, 1150
 田岡良一博士.....II, 1065, 1121, 1123, 1162
 Taracougio, T. A.,I, 403; II, 5, 391, 719
 Tarnowski 伯.....III, 1173
 Tarria, The,III, 1266
 建部遜吾博士.....I, 506
 立作太郎博士
 群民蜂起.....II, 37
 戰の定義.....I, 362
 『關係的防守』.....II, 452
 國際法の學派.....I, 231
 攻囲.....II, 452
 交戰狀態成立及成立期.....I, 384, 447, 726-7, 730
 空爆豫告.....II, 1157
 内亂.....I, 435
 占領.....621
 戰數.....I, 272
 支那事變.....I, 217, 451
 治外法權.....III, 55-7
 自衛權.....I, 428

條約の效力.....IV, 850
 長丸事件.....I, 558-9
 Tavignano, The,I, 646; IV, 405
 Taylor, D. E. A.,II, 191
 Taylor, H.
 人質.....II, 724
 報復.....I, 316
 臨檢搜索.....III, 1227
 中立.....I, 24; IV, 126, 582
 Tegethoff 提督.....III, 425
 Teichman, Sir E.,III, 298
 停職(休職を見よ)
 帝國(日本)
 防禦海面令.....III, 200
 軍艦外務令.....III, 50, 58, 406, 1181; IV, 519
 軍機保護法.....II, 545
 兵役法.....I, 455
 捕獲規程(明治廿七年).....III, 1308, 1434-5
 捕獲審檢制.....III, 1279, 1420, 1434-5, 1462-3, 1470 以下, 1497 以下
 戒嚴令.....I, 455
 海上捕獲規程(明治卅七年)
 1 條.....III, 1461
 3 條.....I, 916
 6 條.....I, 875; III, 641, 855
 7 條.....III, 655
 11-12 條.....III, 964, 1098
 13-17 條.....III, 908, 910, 914, 1034
 20 條.....III, 1204
 21 條.....III, 505
 25-26 條.....III, 820
 33 條.....III, 1246

帝國(續)
 海上捕獲規程(續)
 35 條.....III, 728, 739
 43 條.....III, 903, 1009
 48 條.....III, 1229
 52 條.....III, 372, 1197
 68 條.....III, 1283
 79 條.....III, 1279
 91-92 條.....III, 1309
 海戰法規との關係.....III, 46-7
 海戰法規(大正三年)
 1 條.....III, 48, 1463
 2-3 條.....I, 319; III, 372, 725, 736, 758
 4-5 條.....I, 259; III, 656
 6 條.....I, 257, 870; II, 25; III, 641
 7-8 條.....III, 263, 266, 655
 9-10 條.....III, 173-4
 11-12 條.....III, 341-2
 15-16 條.....III, 78
 17-18 條.....I, 855, 870; II, 57; III, 642, 656
 19-21 條.....I, 800, 913, 917, 918, 929
 22-23 條.....I, 638, 864, 881
 24-29 條.....III, 654, 725-6
 30-31 條.....III, 461, 532, 655-6, 659, 665, 819
 35-37 條.....I, 613; III, 474, 503, 518, 537
 38-39 條.....I, 614; III, 484, 819
 40-43 條.....III, 482, 494, 534, 819
 44-45 條.....III, 494
 46-47 條.....III, 212, 527, 532

48-49 條.....III, 529, 821
 51-53 條.....III, 823, 833, 855
 54-55 條.....II, 1231; III, 523, 835, 891, 908-910
 56-57 條.....III, 860, 891, 903, 911, 950
 58-59 條.....III, 915, 932-3
 60-61 條.....III, 910, 925, 927, 933
 62-63 條.....III, 931-2, 1050
 64-66 條.....III, 964, 972, 1181
 67-69 條.....III, 788, 979, 980-1, 987
 70-73 條.....III, 975, 1016, 1020, 1025, 1028
 74-78 條.....III, 354, 864, 994, 1028, 1090-1
 80-84 條.....III, 354, 649, 1091, 1093, 1138-9, 1299; IV, 918
 87-94 條.....III, 362
 95-100 條.....III, 1229, 1247, 1251
 101-103 條.....III, 1204, 1209
 105-107 條.....III, 1210, 1212
 108-111 條.....III, 758-9
 112-116 條.....III, 1296
 118-121 條.....III, 1298-1300
 122-124 條.....III, 1315, 1317, 1394, 1473, 1476
 125-126 條.....III, 1092, 1339, 1388, 1476; IV, 993
 127 條.....III, 404, 569, 1340, 1476
 128-129 條.....III, 1340, 1388
 130-135 條.....III, 1284, 1344
 138-140 條.....II, 1219; III, 1184, 1197, 1201
 141-142 條.....III, 1194, 1197-8

- 帝國(續)
 海戰法規(續)
 144 條.....III, 1211
 148-149 條.....III, 1200, 1213
 152-153 條.....III, 1214, 1274
 155 條.....III, 1283
 160-161 條.....III, 1274-5, 1279,
 1470
 163 條.....III, 1280, 1299, 1473
 165-168 條.....III, 1204, 1301
 169-173 條.....III, 1280-1, 1292;
 IV, 598
 175 條.....III, 1275
 177 條.....III, 1276
 179-181 條.....III, 1275, 1277, 1470
 海戰法規の諸書式.....III, 364-5, 487,
 490, 497, 981-2, 1026-7, 1139,
 1213, 1270-2, 1275-8, 1281-3,
 1297, 1301, 1315, 1340, 1345
 刑法.....I, 431, 545, 562; IV, 347
 航空法.....II, 981, 991
 民法.....I, 477; IV, 560
 民事訴訟法.....I, 455
 歐洲戦不介入聲明.....IV, 12, 211
 陸海軍軍法會議.....II, 861
 陸海軍刑法.....I, 300; II, 139, 209,
 210, 538, 545, 562, 593, 861,
 領水三浬制.....IV, 120-4, 376
 船舶法.....I, 858; III, 381
 戰時禁制品目.....III, 877, 891
 商法.....III, 1204, 1209, 1380
 中立法規.....I, 232; III, 1288; IV,
 119 以下
 程錫康.....I, 573-4
 締約國の語義.....IV, 890

- 丁汝昌.....II, 586, 588-591
 敵外人.....I, 807, 944; II, 197; IV, 931
 敵軍帮助罪.....II, 869, 872
 敵の意義.....I, 799-801, 810
 敵性.....I, 460, 467, 471, 572, 799 以下;
 II, 43, 788; IV, 931, 936
 敵對行為の意義.....I, 718
 敵人訴訟能力.....I, 975, 1039 以下;
 III, 1491, 1532
 Tellini 將軍.....I, 598; IV, 670
 Tea Bales of Silk at P. S., The,
 I, 923
 Tennant, H. J.,III, 178
 Tennant, J. E.,II, 614
 天津租界封鎖.....I, 573
 寺尾亭.....I, 722
 寺内正毅.....II, 115-6
 Terceira 事件.....IV, 482
 Terek, The,IV, 464, 561
 Tergeste, The,III, 688, 710
 テロ取締條約(1937).....II, 352
 照國丸.....III, 207
 Tetartos, The,III, 1324
 鍼経病.....II, 218
 Teutonia, The,I, 364
 Thales, The,IV, 864
 Thalia, The,III, 572
 Thea, The,III, 1324
 Théodor, Dr.,II, 911
 Thiers, L. A.,I, 478; II, 778, IV,
 848
 Thirty Hogshead of Sugar, The,
 I, 820, 926
 Thomasius, C.,I, 124
 Thor, The,III, 1124

- Thorsten, The,IV, 491
 Three Friends, The,I, 518, 522,
 530
 Thring, H.,II, 24
 Thuillier, Sir H. F.,II, 404
 Thyra, The,IV, 643
 治外法權.....I, 306, 467, 576, 581, 795-
 9, 828-832; II, 670, 677, 896-908;
 III, 54-8; IV, 704, 964
 Tilsit 條約(1807).....I, 424
 Tingley v. Müller.....I, 1033
 Tinos, The,III, 1429; IV, 421
 陳友仁.....II, 638
 Tirpitz 提督.....I, 307; III, 303
 Titanic, The,III, 945
 Tobago, The,III, 1362
 Tobin, H. J.,IV, 664
 Todd, A.,I, 705
 特許の意義.....III, 644
 Tolha, The,III, 677
 Tommi, The,I, 843, 883
 友島丸.....III, 738
 東郷平八郎.....II, 32, 472, 596, 591,
 598; III, 357, 382, 461, 487, 1121;
 IV, 415, 432
 東支鐵道.....I, 445, 731; II, 801; III,
 647
 東條陸相.....IV, 954
 Toral 將軍.....II, 596
 トロウル船の拿捕破壊.....III, 731
 Treitschke, H. v.,II, 59, 62, 740
 Trende Sostre, The,III, 920
 Trent, The,I, 164, 271; III, 1098
 1132, 1147, 1167, 1174
 Triepel, Prof.,III, 95, 387
- Triton, The,III, 1371
 Triumph, The,III, 384
 Troja, The,III, 1461
 Trotter, W. F.,I, 808, 812, 965,
 1015, 1019, 1030
 Truce of God.....I, 48, 52
 Trudvang, The,III, 1387
 青島戰.....II, 32, 472, 576, 579, 594,
 599, 650
 Tubantia, The,III, 762
 Tucker v. Alexandroff.....IV, 481
 土耳其
 治外法權.....I, 795-7, 827, 926; III,
 297; IV, 704
 『非交戰國』.....IV, 20
 Burlington, E.,I, 1012; II, 38,
 734, 737; III, 207, 541, 761, 1056
 Turul, The,I, 263; III, 688, 710
 Tuscarora, The,IV, 527
 土星光春.....II, 307
 Twee Gebroeders, The,III, 1383;
 IV, 368, 405, 446
 Twiss, Sir T.,I, 801, 194; III, 65,
 849
 Two Friends, The,III, 1357
 Tydings-McDuffie Act.....IV, 672
 中立化.....III, 309, 314; IV, 11-2, 14,
 654 以下
 中立地帶(休戰).....IV, 813
 仲裁裁判.....I, 185, 198, 247, 349, 410,
 415, 641, 648 以下, 665 以下; II,
 319; III, 172, 1142; IV, 878
 仲裁司法裁判所案.....I, 657
 微發及取立金.....II, 297-8, 350, 542
 745, 752 以下, 777

- 徵兵制.....I, 140
 長州砲撃.....I, 440, 459; IV, 876
 調停(勧解).....I, 679
- 植田捷雄氏.....III, 287
 植田大將.....I, 459
 宇垣大將.....II, 639, 900
 Ullmann, E.,I, 938
 Ulpianus, D.,I, 74
 Ultimatum (最後通牒を見よ)
 海の自由.....I, 99, 106, 111; III, 194,
 203; IV, 104, 137-8, 152, 988
Undine, The,III, 673
 U. S. A. (米國)
 アラスカ買収.....IV, 372-3, 891
 賠償裁定法 (1928).....III, 68
 米墨講和條約 (1848).....II, 111
 米獨俘虜協約 (1918).....II, 88
 米英條約 (1924).....IV, 370
 米普通商條約 (1785-99).....I, 949;
 II, 87, 139, 814; III, 609; IV, 587
 米清條約 (1858).....III, 214
 (1868).....I, 589; III, 298
 防禦海面 (1917).....III, 201
 武器供與法 (1941).....IV, 203, 312
 Censorship Board (1917).....III,
 771
 Corn 島租借.....III, 280
 獨立戦.....I, 106, 137, 490; II, 548
 Emergency Act (1914).....I, 867
 外國軍服役禁止法 (1818).....IV, 127
 外國船買収法案 (1414).....I, 911
 グレイタウン砲撃 (1854).....III, 512;
 III, 236
 軍機保護法.....II, 545

- 『非交戦國』.....IV, 21
 捕獲審査及その機關.....III, 1429,
 1432-9, 1454, 1484
 捕獲獎勵金.....III, 1425
 Inland の意義.....III, 1265
 海戰法規.....I, 555; II, 820; III, 3,
 42-3, 94, 258, 339, 372, 461, 529,
 607, 748, 1065, 1085, 1090, 1105,
 1194, 1198, 1211, 1246, 1251, 1257,
 1314, 1323, 1348, 1373, 1408,
 1410, 1499; IV, 370
 開戦時敵商船取扱.....III, 718
 海底電線.....III, 339-341
 間諜及間諜取締法.....II, 87, 545,
 548-9
 國旗移轉效力.....I, 896
 國際法學者の人道論.....IV, 982
 國際法協會.....I, 187, 267, 788; IV,
 3
 交戦權發動手續.....I, 707
 Lieber 陸戰訓令.....I, 167, 169, 285,
 293; II, 17-20, 38-9, 76, 97, 160,
 162, 199, 201-7, 212, 332, 344,
 346, 349, 382, 400, 463, 471, 479,
 494, 538, 544, 564, 569, 602, 653,
 696, 700, 818, 909; IV, 825, 982
 無線通信取締 (1914).....IV, 269
 内亂干渉.....I, 493
 燃料補給規程 (1914).....IV, 573
 Newfoundland 及 Bermudas 租借
 IV, 470
 Non-Intercourse Act (1807)I,
 149
 巴里宣言.....III, 462-3, 602-7
 陸戰法規.....I, 285, 296, 300, 319;

- U. S. A. (續)
 II, 572, 1036
 領水.....IV, 369
 船舶法.....I, 887, 898
 戰時債權決済法.....II, 860
 戰時通商部.....I, 1009
 通緝との通商條約 (1833)IV,
 840
 哨戒制 (1941).....IV, 986 以下
 對英開戦 (1812)I, 152
 對英艦艇譲渡 (1940).....IV, 470
 對敵通商禁止法 (1917)I, 810,
 972, 1008; III, 509
 中立規則 (第一次大戦前)I, 141;
 III, 1287; IV, 125 以下, 227, 548,
 570
 中立法 (1935 以降)I, 325, 462,
 473, 522; II, 26; III, 894; IV,
 22, 132, 136 以下, 224
 — (1939).....IV, 182 以下
 中立維持布告 (1939).....IV, 21, 228
 在港敵商船取扱.....III, 718
 在留敵國人取扱.....I, 948
 自衛權の解釋.....I, 428
 自衛水域 (1941).....IV, 990
 造船法 (1916).....II, 831
 條約の性質及批准.....I, 674; II, 735;
 IV, 854 以下
 United States, The,I, 921
 U. S. v. Bevans.....IV, 1003
 Unwin, F. S.,III, 310
 Uperioide, The,III, 429
 Ural, The,IV, 464
 Urban 二世.....I, 48-9
 Urna, The,III, 953
 Uruguay
 の對露斷交 (1935).....I, 380
 沖の英獨會戰 (1939)IV, 551
 Ussukuma, The,IV, 995
 Utrecht 條約 (1713)I, 98-101,
 939; III, 662, 992
 脚綫子.....I, 7, 394; II, 35, 756
 Valentine, The,IV, 589
 Valeria, The,III, 1383; IV, 425,
 446
 Valin, M.,I, 136
 Valkenburgh, Van,IV, 466
 Valparaiso 砲撃 (1863).....II, 512;
 III, 245
 Vandreara, The,III, 374
 Van Dyne.....III, 282
 Variag, The,IV, 481, 616
 Vasilios, The,I, 881, 905
 Vaterland, The,IV, 463
 Vattel.....I, 127-133, 309, 356, 400, 409,
 568; III, 1238
 義戰.....I, 399
 報復.....I, 567
 戰の原因及分類.....I, 356, 479
 奇計.....II, 486
 宣戰.....I, 710-1
 損害賠償責任.....I, 309; II, 498
 敵性及友性.....I, 801; II, 35; III,
 1132, 1232
 取立金.....II, 778
 中立.....IV, 9, 16, 241
 Vedder 大佐.....II, 409
 Venezelos, E.,III, 193; IV, 256
 以下

Venezuela 事件.....I, 198, 388, 619, 627, 655, 661, 663-5
Venezuela, The,III, 763
Venus, The,I, 805; III, 658, 748; IV, 666
 Vera Cruz の封鎖.....I, 506, 508
 Verdun 攻防 (1916).....II, 370, 379, 394
 ——條約 (843).....I, 46
 Verbeck, Dr.,IV, 120
Verona 會議 (1822).....I, 154
Versailles 條約 (1919)
 31 條.....IV, 663
 32-34 條.....II, 627
 36-37 條.....IV, 895
 42-3 條.....I, 412
 81 條.....I, 494
 85 條.....I, 967
 87 條.....I, 482
 102 條.....III, 707
 113 條.....I, 967
 131 條.....II, 797
 147 條及 152 條.....IV, 700
 171-2 條.....II, 416, 425
 214 條.....II, 221; IV, 871
 218-9 條.....II, 223-4, 296; IV, 871
 227 條.....I, 299, 303, 305
 228 條.....I, 306; III, 408
 231 條.....II, 507, 860
 232 條.....I, 311; III, 860
 244 條.....I, 593; III, 346, 348, 1258
 245 條.....II, 798
 254-5 條.....IV, 897
 282-288 條.....I, 782; IV, 874
 290-295 條.....I, 738

296 條.....I, 967-8, 1024, 1028
 297 條.....I, 968; II, 762, 860, 1159
 298 條.....I, 967, 969, 1159
 299-300 條.....I, 1036, 1049
 331 條.....III, 212
 335 條.....IV, 657
 380 條.....I, 388; IV, 729
 428 條.....I, 601
 440 條.....III, 1504
 獨逸商船處分.....III, 722
 海底電線.....III, 346
 國旗移轉.....I, 869
 戰前の條約の效力.....I, 782
 商船賠償.....III, 722-3
 敵私有財產.....I, 967-9; II, 750
Verta, The,III, 786
Victor, The,IV, 454
Victoria Nyanza 湖.....III, 1263
Vigilantia, The,I, 884, 926
Virginia, The,I, 911
Visscher, Prof.,III, 480
Viswanatha, S. V.,I, 37
Vitoria, F. de,I, 72 以下, 91, 395, 399
Voigts-Rhetz 少將.....II, 174
Volant, The,III, 1509
Volos, The,III, 716
Vorwärts, The,III, 1391, 1468
Vrouw Anna Catharina, The,I, 924, 926; IV, 446
Vrouw Elizabeth, The,I, 852
Vrouw Margaretha, The,I, 931
Vulcan II, The,III, 736
Wachusett, The,IV, 404

Waghorn, Lieut. T.,IV, 675
 Wagner, R.,I, 867
 Waite, M. R.,IV, 428
 Walewski 伯.....I, 162
 Walker, T. A.,I, 6, 31, 33, 38, 40, 47, 49, 54, 56, 57, 59, 76, 82, 90, 92, 107, 200, 247, 249, 314, 395, 397
 喬敵手段.....II, 342
 封鎖.....III, 481, 491, 538
 古代の戰闘.....I, 20-1
 宣戰.....I, 711-3
 外交使臣の放逐.....II, 902
 中立の觀念.....IV, 5, 211
Walküre, The,III, 683, 712
Walsingham Packet, The,III, 1496
Wal Wal 事件 (1934).....I, 420
 War Crime (戰律犯を見よ)
Ware v. Hylton,II, 734
Warren, C.,III, 985; IV, 138, 310, 525
 Warsaw 開城 (1939).....II, 579, 603
Washington, G.,IV, 451
 華盛頓會議 (1921-2).....I, 559; III, 51; IV, 920
 ——條約及三法則 (1871).....III, 70, 108, 1510; IV, 433, 452 以下, 479 以下, 543, 571
 ——條約 (1922).....I, 286, 294, 300, 335; 517; II, 48, 336, 418, 1018; III, 15, 146, 370, 400 以下, 700
 渡邊世祐博士.....I, 52
 Watt, J.,I, 137
 Webster, D.,IV, 353, 411-2
 Wedel-Jarlsberg 伯.....IV, 401
Wehberg, H.,III, 97, 611, 1322
 Weir-Brown.....III, 16
 Welles, S.,IV, 991
 Wellington, Duke of,I, 189; II, 918
Welvaart, The,III, 843
 Welwood, Prof.,I, 107
 Westlake, J.
 暗殺.....II, 352
 丁抹艦隊押收.....I, 426
 沿海漁業船.....III, 729
 喬敵手段.....II, 361, 387
 軍律.....II, 862, 916
 軍事的行動の範圍.....II, 387
 叛逆罪.....II, 875
 人質.....II, 725
 捕獲審檢.....III, 1005
 報復.....I, 318, 563-4
 俘虜.....II, 301; III, 209
 戰の定義.....I, 367
 開戰時在港敵商船.....III, 664
 海底電線.....III, 336
 間諜.....II, 562
 割讓地債務の歸屬.....IV, 896
 國家の基本權.....I, 370
 國際捕獲審檢制.....I, 183; III, 676
 航空.....II, 955
 攻戰の主體.....I, 367
 攻戰者.....II, 54
 港前機雷敷設.....III, 266
 機導.....II, 554, 702
 休戰.....IV, 734, 803
 優教宣言.....I, 183, 198; III, 1339
 民兵及義勇兵.....II, 54, 56
 燃料補給.....IV, 568
 の履歴.....I, 197

Westlake (續)
 臨検搜索.....III, 1182
 領水.....IV, 392
 債權押収.....II, 793
 占領.....II, 673, 808
 宣戰.....I, 712-3, 761
 戰時禁制品.....III, 930, 971, 1009
 私艦.....III, 60
 私有財產(海上).....III, 615
 ——(陸上).....I, 956
 敵性.....II, 37
 敵人訴訟能力.....I, 1045-6
 中立及中立領土領水.....IV, 10, 223,
 507, 532
 中立人の應債.....IV, 356
 郵便信書.....III, 762
 有價證券押収.....II, 793
 在留敵人取扱.....I, 938
 残留敵財產.....I, 956
 Westman, C. G.,IV, 102
 Westphalia 條約.....I, 14, 85, 95, 155,
 162, 404; III, 593; IV, 9, 657, 839
 Wharton, F.,I, 3; III, 536, 905,
 1134; IV, 126, 292
 Wheaton, H.,I, 3, 86, 104, 120,
 122, 134, 136, 399
 審敵手段.....II, 381
 非中立の役務.....III, 1135
 非常取用.....II, 839
 捕獲審檢.....III, 1416
 封鎖.....III, 458
 戰の分類.....I, 480
 國際法の性質.....I, 213
 攻囲.....II, 447; III, 458
 交戰團體.....I, 486

交戰國への艦船譲渡.....IV, 472
 の履歴.....I, 211-2
 臨検搜索.....III, 1227
 戰時禁制品.....III, 970
 シレジア借款事件.....I, 104
 私有財產(海上).....III, 583, 1322
 ——(陸上).....I, 956
 中立の語及性質.....IV, 1, 17, 113,
 237, 242
 残留敵財產.....I, 956
 Whewell, W.,I, 89, 93, 122, 480
 Whitlock, B.,II, 371, 658, 709, 711,
 727, 755, 776, 877, 885
 Wichita, The,IV, 169
 Wickersham, G. W.,IV, 392
 Wicquefort, M.,I, 70
 Wien 會議及條約 (1814-5)I, 153
 Wilbur, C. D.,I, 430
 Wilhelm 一世.....I, 458, 597; II, 39,
 76; IV, 836
 Wilhelm 二世.....I, 96-7, 220, 303-6,
 405; II, 748; III, 625; IV, 230,
 728
 Wilhelmina, The,III, 842, 940,
 1529
 Wilkes 少將.....IV, 501
 William, The,III, 841, 843
 William P. Frye, The,III, 421,
 1350, 1404
 Williams, G. L.,IV, 402
 Williams, J. F.,II, 789
 Williams, P. W.,II, 1119, 1125-6
 Wilson, Sir A.,II, 856
 Wilson, G. G.,I, 212, 486, 714; II
 1199, 1125-6, 1440; III, 340

Wilson, T. Woodrow,I, 209, 458,
 674-5, 708, 911; III, 340, 409, 631-
 8, 771, 947; IV, 227, 230, 296, 477,
 719, 844-5, 899
 Wimbledon, The,I, 388, 790; IV,
 673, 729
 Wimpffen 將軍.....II, 597
 Windber, The,III, 1145
 Winfield, P. H.,I, 204, 777; II,
 924, 994; III, 586
 Witte 露全權.....I, 781; IV, 385
 Wolff, C. F. v.,I, 126, 132, 322,
 710; IV, 9
 Wolf v. Oxholm.....I, 958, 964-5
 Woodfield, The,III, 121; IV, 643
 Woodward, C.,III, 1095
 Wookey 中尉.....II, 1020
 Woolsey, L. H.,IV, 24
 Woolsey, Th.
 義戰.....I, 400
 非中立的役務.....III, 1136
 捕獲審檢.....III, 1440
 報復.....I, 565, 582
 封鎖.....III, 505
 戰の定義.....I, 362
 海上捕獲.....III, 839
 禁制品輸出取締.....IV, 293
 攻囲.....II, 447
 港口閉塞.....III, 156
 戰陣道德.....I, 55
 私艦.....III, 61
 徵發及取立金.....III, 778
 Worhs, J. D.,IV, 307
 Worthington v. C. O. L. I. Co.,I,
 1025
 Wrenbury, Lord,I, 827
 Wright 兄弟.....II, 931, 936
 Wright, Q.
 米國と中立(第二次大戰)IV, 25,
 42, 45
 ダマスカス砲擊.....III, 295
 捕獲審檢.....III, 1452, 1458
 攻戰狀態成立.....I, 383; IV, 923
 戰場所在財產.....II, 522-3
 上海事變の損害賠償.....II, 522-3
 中立財產破壞.....III, 1397
 條約の批准権者.....IV, 855
 Wyfield, The,III, 1006
 Xerxes 王.....I, 20
 Yachts.....III, 675
 八重山艦.....IV, 864
 山縣有朋.....II, 40, 586
 山本英輔大將.....III, 357
 山本信次郎少將.....IV, 790
 山梨半造大將.....II, 600
 山内海軍陸戰隊參謀.....II, 570
 Yangtsze Ins. Ass. v. The Ind. M. M.
 A. Co.,III, 864
 Yap 島海底電線.....III, 346-7
 Yarmolinsky, A.,IV, 835
 八坂丸.....III, 393, 1398-9
 Yermolow 將軍.....I, 1038
 橫川沖の二志士.....II, 79, 549
 橫川喜三郎教授.....I, 363
 米内前首相.....I, 400; III, 219
 Yonge Vrow Adriana, The,III,
 839
 Yonge Jan, The,III, 843

- Yonge Thomas, The, III, 842
 傭兵制..... I, 20-21
 葉名琛..... III, 241
 要塞及要塞地帶..... II, 447
 傭船契約..... I, 1209 以下; IV, 937
 傭船の種類..... I, 1029
 Yosemite, The, III, 510
 吉田海軍大將..... I, 616; III, 1223
 吉田茂氏..... II, 1051
 Young 案 (1929)..... IV, 879, 890
 Young, C. W., III, 281
 Young Jacob & Johanna, The,
 III, 727
 Yser, The, I, 903
 俞鴻鈞..... IV, 781
 郵便
 小包..... III, 757 以下
 信書..... III, 751 以下, 1112; IV, 214
 貯金押收..... II, 790
 遊擊隊..... II, 64-7, 78, 81-2, 505

 Zaanstroom, The, III, 1459, 1461
 財産の意義..... II, 846
 Zambezi, The, III, 1128
 Zamora, A., I, 501
 Zamora, The, II, 819, 841, 1219;
 III, 1188, 1438, 1443 以下, 1496,
 1499
 Zane, J. M., I, 134
 Zanzibar..... III, 1417
 Zee Star, The, III, 1320
 Zeligowski 將軍..... I, 481
 Zeppelin..... II, 929, 930, 940, 982,
 1050, 1106
 Zhemshug, The, III, 374
- 自衛及自衛戦..... I, 355, 397, 402, 404,
 422 以下, 699 以下, 763; II, 354,
 526, 636; IV, 41
 自衛行為の要件..... IV, 412
 自衛水域 (U. S. A. を見よ)
 事變の意義..... I, 455
 Zinc Corporation v. Hirsch..... I, 1020
 陣中交渉..... I, 488
 Zone theory..... II, 956
 Zoodochos-Pighi, The, III, 1017
 Zouch, R., I, 120, 190; III, 992
 Zuiderzee の封鎖..... III, 3
 Zuiderzee, The, III, 675, 922
 瑞茂號 (The Zuimo)..... III, 654, 693,
 737
 常設仲裁裁判所..... I, 654-5
 受任統治地..... II, 2; III, 288 以下
 苛子..... I, 66-8, 394
 十字軍..... I, 49-58, 1051; II, 264

終